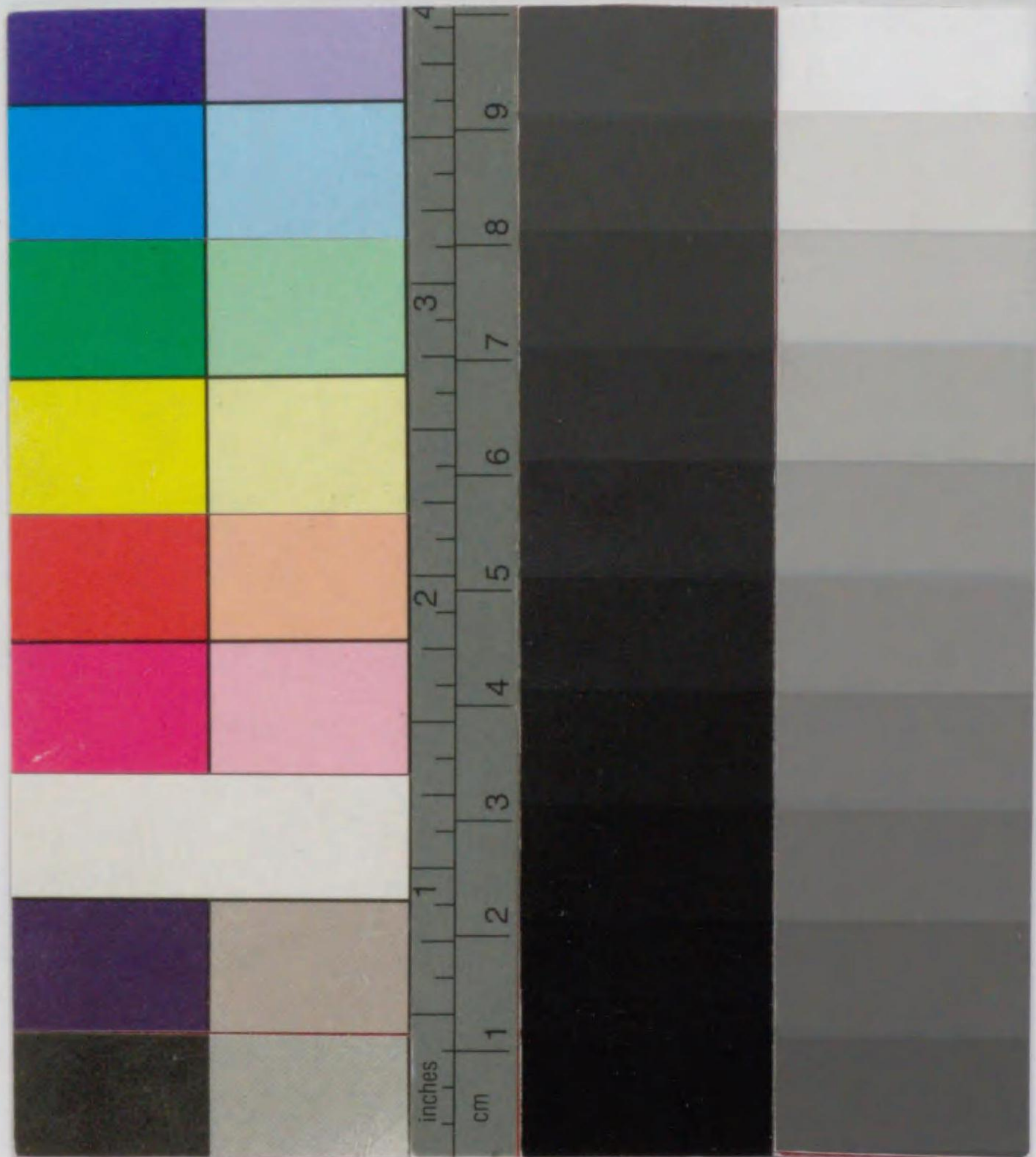



587-364



1200501524805

37
364





520



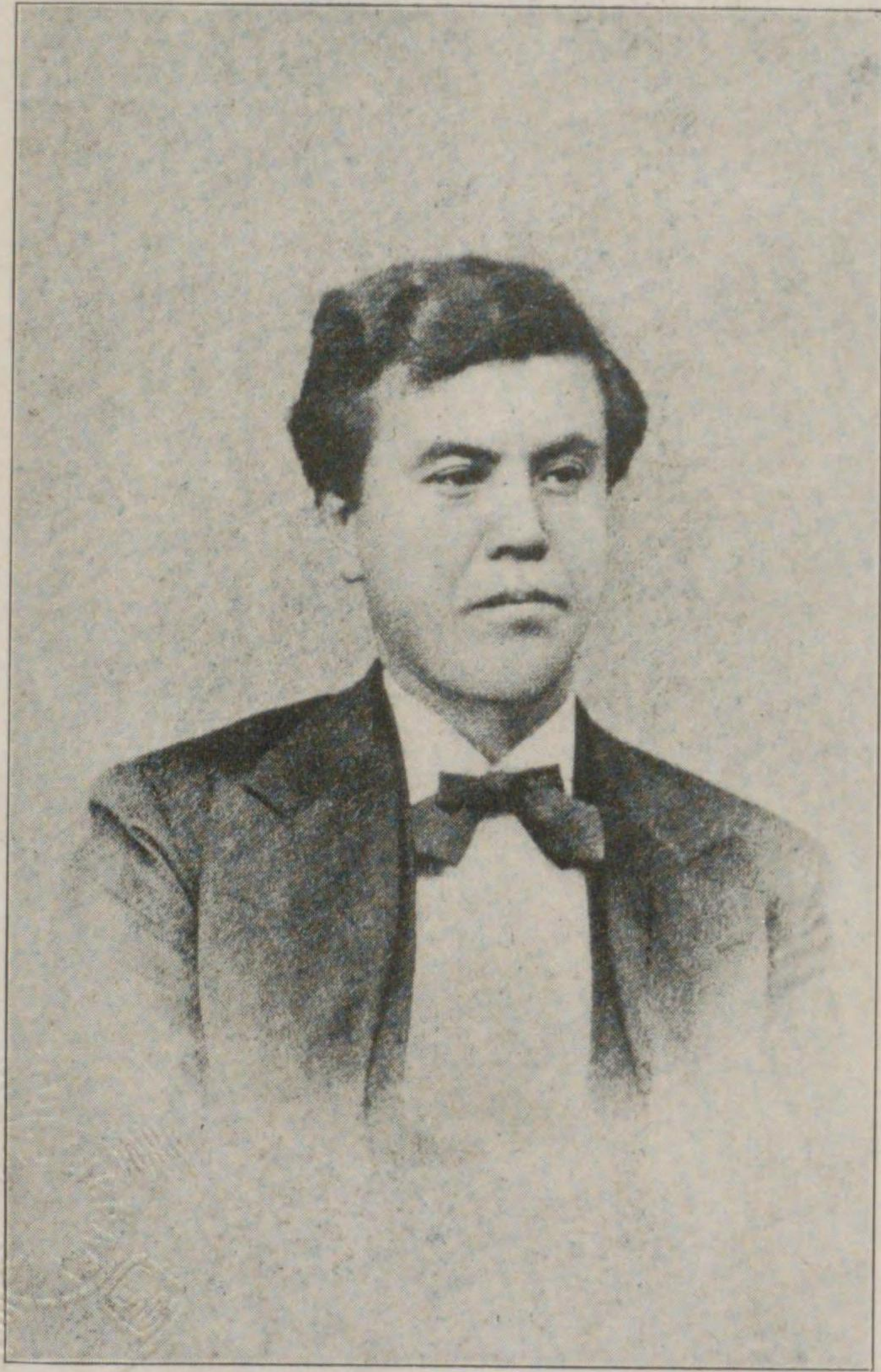
史考
實證

木戶松菊公逸事

妻木忠太著

有朋堂書店發兌





(木戸侯爵家藏)

像肖公戸木位一從贈問顧閣内故

公は明治四年十月八日特命全權副使の命を拜し同大使岩倉具視等と俱に十一月十二日汽船アメリカ號に搭乘して横濱を解纜し翌五年正月二十一日亞米利加合衆國の華盛頓府に着した、此の肖像は着府後十六日を経て二月八日該地の寫眞店にて撮影したので其の裏面に公自ら「明治五年壬申春王二月初八日寫於華盛頓」と明記してある、時に四拾歳で薨去の五年前の肖像である。

接衣
 定て居むものや那をわらふ
 こそあふ日成る思ふ事

(木戸侯爵家藏)

都の方を尋ねて雲を穿ちて思ふ事
 こそあふ日成る思ふ事

(木戸侯爵家藏)

表面の向つて右は「掃衣、うたてやむものならなくてから衣いかてかあたに日をか
さぬへき」と、公が文久二年攘夷論の盛なるに方り掃衣(砧)に寓せて其の思を抒べた
和歌である。

表面の向つて左は「都の方をふりむけは雲か嵐か分ぬ間もきのふに變る秋の空色ま
すものは紅葉なり」と、公が文久三年京都を發して歸國せんとせる悲歎の衷情を述べ
たる七五調の今様歌である、事は本書七七頁に詳らかである。

勅王奉義之何物人間事
世夕渡舟多浪恨滿川流水之流愛

(妻木家藏)

公は文久初年以來常に正義の諸藩と協力して皇威の恢復を籌圖し其の意見を主張してゐた、元治元年蛤門の變並に幕府の征長に薩藩の之を援助せるを見て甚だ不懌であつた、かくて薩藩が其の態度を一變して長藩と協力して王政復古に盡瘁せんとし同藩士黒田了介(清隆)を長藩に遣はして公の上京を促がした、そこで公は諸隊の三好軍太郎(重臣)品川彌二郎早川渡等に護せしめ了介と共に三田尻を發して大坂に着し直に其の藩邸に入つた、實に慶應二年正月四日である、翌日公は薩船に搭乘し薄暮淀川を遡り深夜に伏見に着して其の邸に入つた、此の詩「勤王學義已多歲、何物人間事甚悠、此夕旋舟無限恨、滿川流水不堪憂」は淀川を遡れる時に往事を追懷しての作である、ついで二十日公は西郷吉之助(隆盛)小松帶刀(清廉)と薩長兩藩の提携六ヶ條を盟約したのである。(一二六頁参照)

(木戸侯爵家藏)

戊辰十二月二日
 本戸準一 再拜
 度奉 仰願 候、誠惶々
 宜速に御決定被爲、在
 候も無計と奉存候、成
 國家人民之不幸を應、却
 良圖に有之の間敷、而
 在を摸擬いたし候は、必
 卒文明各國之形様、而
 是、當然之道理に而、勿
 月固より不盡、多少之
 緒を被爲開候とも、端
 儀、則今日一大急務候
 國に學校を振興し、大
 規則を取持し、徐々各國
 而は一般人民之智識進
 之目的も必失、其、實、付
 富強之各國に對峙する
 名も判成、聖名、世界
 ときは、王政維新之美
 識貧弱之境を不難
 にして、一般之人民富強
 國之富強は人民之富強
 得、不、得、元來不
 富強して勢王政も亦不
 而能、相贊仕候共、決
 朝政を、三之英豪
 之形勢を推考仕候に、願
 驚鈍、盡、微力、不、願
 風、に廣大之、疑儀と奉、恐、微、臣も
 思、斷、而、不、察
 之、等、之、政、を、施、し、内、は、人、民、平、等、之、政、を、施、し、外、は、世、界、富、強、之、國、を、對、峙、す
 罪、從、今、勉、而、武、政、之、專、東、北、之、反、徒、盡、伏、其、
 年、王、政、維、新、未、出、一、
 候、一、郎、謹、而、奉、建、言、
 臣、準、一、郎、謹、而、奉、建、言、

五斗一歩、其、事、建、言、月、王、政、維、新、
 今、勉、而、武、政、之、專、東、北、之、反、徒、盡、伏、其、
 人、年、王、政、維、新、未、出、一、
 罪、從、今、勉、而、武、政、之、專、東、北、之、反、徒、盡、伏、其、
 年、王、政、維、新、未、出、一、
 候、一、郎、謹、而、奉、建、言、
 臣、準、一、郎、謹、而、奉、建、言、

臣準一郎謹而奉建言
 年王政維新未出一
 候一
 罪從今勉而武政之專
 東北之反徒盡伏其
 人年王政維新未出一
 罪從今勉而武政之專
 東北之反徒盡伏其
 風に廣大之疑儀と奉恐微臣も
 驚鈍盡微力不願
 之形勢を推考仕候に願
 一之人民無識貧弱に
 終に今日之體面
 を不三變時は、
 三之英豪
 朝政を相贊仕候共決
 而能相贊仕候共決
 富強して勢王政も亦不
 得不、得、元來不
 國之富強は人民之富強
 にして、一般之人民富強
 識貧弱之境を不難
 ときは、王政維新之美
 名も判成、聖名、世界
 富強之各國に對峙する
 之目的も必失、其、實、付
 而は一般人民之智識進
 規則を取持し、徐々各國
 國に學校を振興し、大
 儀、則今日一大急務候
 緒を被爲開候とも、端
 儀、則今日一大急務候
 緒を被爲開候とも、端
 固より不盡、多少之
 月固より不盡、多少之
 是、當然之道理に而、勿
 卒文明各國之形様、而
 在を摸擬いたし候は、必
 國家人民之不幸を應、却
 候も無計と奉存候、成
 宜速に御決定被爲、在
 度奉 仰願 候、誠惶々
 本戸準一 再拜
 戊辰十二月二日
 木戸準一郎 敬白

公は明治元年二月始めて諸侯版籍奉還の建白をなせしこのかた身命を賭して盡瘁し非常の苦心であつたが宿志貫徹して翌二年正月薩長土肥の四藩先づ之を奏請した、後ち之に倣ふの諸侯多くて六月朝廷之を允し給ふて新に知藩事を置かせられた、そこで公は姑く心身の疲憊を靜養せんとして七月官を辭し朝許を奏請して箱根に遊んだ、八月十五日の夜箱根湖上の月を観んとし芦の湯を發して之に赴いた、會降雨の爲め天空陰濛として觀るをえなかつたので此の詩「白水青山對三月明、醉吟聊欲慰愁情、風流亦自多蹉跎、湖上却聞風雨聲」を賦して所懐を抒べたのである。



湖上却聞風雨聲

(木戸侯爵家藏)

白水青山對三月明、醉吟聊欲慰愁情、風流亦自多蹉跎、湖上却聞風雨聲



(木戸侯爵家藏)

表面の向つて右は「深川もあさりなりけり店の先」と咏める俳句である、公は文久三年に江戸を去りてこのかた凡そ六年を経て明治元年に東京に出で深川に遊びて其の景情を咏んだのである。

表面の向つて左は「浮ぶ葉も流れとまらぬ河の瀬に月影はかりす美残りけり」と咏める和歌である、公は明治七年征臺の廟議に反對し挂冠して歸國し九月長門深川の温泉に遊んだ、是月三十日近藤芳樹伊勢華等の舊友知人と會して探題し公は河月庭蟲の二題を獲て即咏した、此の和歌は其の河月を咏んだので寓意が知らるのである。

忠義填骨髓

崇陸藤田氏書

(木戸侯爵家藏)

此の書は水戸藩士藤田東湖（名は彪）の揮筆にして公の遺愛品の一である、公の知己高杉晋作之を見て大に賞讃したことは本書の三八頁に詳らかである。

緒言

一、維新三傑の一人と稱せられたる木戸松菊公（孝允）の偉蹟は拙著木戸松菊略傳及び松菊木戸公傳に輯録して概ね之に網羅してゐる、而して此の二書は公が國事に奔走盡瘁し王政復古の後皇謨を冀賛して貢獻したる宏烈の闡明を主眼として編纂したのでなほ後世に傳ふべき逸事は枚擧に遑ないのである。

一、そこで本書は多々ある公の逸事を選揀編輯して悉く之を松菊日載（即ち公の日記で嗣子孝正の題名に依る）若くは自叙並に贈答の尺牘建白書等に證徴し且つ木戸松菊略傳及び松菊木戸公傳に記述せる偉業説明の不備をも補修せんことに努力したのである。

一、公は本書の年譜に示すが如く嘉永五年笈を負ふて始めて江戸に出でしこのかた文武の修養と共に諸藩の名士に交結して國事に奔走し薩長兩藩の協約を成立し遂に王政の復古を畫策して其の貫徹に盡瘁した、かくて明治維新の初め公は朝召に依りて廟堂に班列し海内の形勢に鑑みて國是の制定（五箇條御誓文）を建言しまた夙に諸侯の版籍を奉還せしめて中央集權を籌圖し以

て朝廷の根軸を益々鞏固にし更に教育を振興して世界の列強に對峙せんとし苦楚辛慘を具にし
た、ついで版籍奉還廢藩置縣の改革斷行せられて多年の宿志貫徹し國運大に展開して文物漸く
進歩するに及び將來を深慮して中央集權の弊害あるを察知し法典を編纂して立憲政治の基礎を
確立し以て國民の福祉を増進せんとし率先して之を建白し日夜念頭に置いて須臾も怠ること
なかつた、是等の概狀は本書に依りて益々之を明諒にし且つ公が薨去に至るまで國民利福の爲
に其の施設の實現を切望して止まざりし熱誠の曉知しえらるるのみならず顯要に在るものゝ龜
鑑となることの尠少なからざるを信するのである。

一、公の稟賦の高邁にして卓見多かりしことは既に傳記に列擧し世人周知のことである、殊に舊
友知人に篤實にして貴賤老幼の差別をなさず訪問するものあらば誰人と雖ども常に誠意と溫容
とを以て自ら之に面接し毫も胸裡に城府を設けずして赤心を吐露し而も其の迎送を躬らして禮
讓を失はざりしことは日載と談話とに傳へられてゐる、また報恩の思感に深くして追孝の念慮
の厚かりしことと共に本書に依つて是等を明白に想察せらるることを信するのである。

一、本書は全卷を上中下の三篇に分ち其の上篇は嘉永六年より慶應三年に至るまで其の中篇は明
治元年より同四年に至るまで其の下篇は同五年より同十年に至るまでの各逸事を輯録し之を凡
そ百拾五項となして記述したのである。

一、本書に輯録せる逸事は概ね一項毎に其の記述を完結して披讀に便易したのである、そこで各
逸事の顛末を詳諦にせんが爲め既に叙述したるものに關係ある其の要旨は多少之を反覆説明せ
ざるをえない場合のあるのである、是等は通讀に方りて輒もすれば聊か重複の點ある嫌厭あら
んことを恐るのであるが各項毎に完結して其の事蹟を明晰にせんが爲には已むなきことを讀者
の諒恕あるべく冀ふのである。

一、本書の著述と共に公の生前において其の警欵に接したる人人の談話を合して編纂せんことを
欲したのである、然るに逸事的選擇尠少なからず浩漭の杞憂あるので別に之を「木戸松菊公逸話」
と題して上梓することとなした、また此の逸話に依りて本書記述の事實を補修せることの多々
あるのみならず公の性格を益々實如に昭悉にしようるのである。

一、本書に記載せる人人にして授爵の恩典に浴せるものは初出に一たび之を示しまた概ね敬稱を
略したるは全く簡に従ふたので他意ないのである。

一、本書輯録の各逸事を考證せんとして引用したるものゝ原文の語句には敬意を表はす爲に概ね
平出あり闕字あるのであるがみな之を省略して簡潔を旨としたのである。

一、本書の出版に關し特に侯爵木戸幸一氏の援助を受けたるを以て茲に之を記して其の厚意を感謝するのである。

昭和七年十一月

著者識す

○ 木戸松菊公略年譜

(藩主とあるは長藩主毛利敬親にし、
て長藩世子とあるは毛利元徳なり)

天保癸巳四年

六月二十六日 公、長門萩市吳服町(江戸屋横町)に生る

公一歳

天保丁酉八年

四月二十七日 長藩世子毛利敬親封を襲ぐ

公五歳

天保庚子十一年

四月十三日 桂九郎兵衛歿す時に公假に九郎兵衛の養子となり六月十五日遂に其の家を續ぐ

公八歳

天保壬寅十三年

是年 公、長藩士岡本權九郎(栖雲)の門に入りて句讀を學ぶ

公十歳

弘化乙巳二年

是年 公、明倫館教師佐々木源吾に就きて漢學を修む

公十三歳

弘化丙午三年

木戸松菊公略年譜(自天保六年至弘化三年)

公十四歳

二月十三日 孝明天皇踐祚し給ふ
六月十日 長藩主公を親試し其の即題詩作を賞して是日金三百疋を賜ふ
是年 公、長藩師範内藤作兵衛の門に入りて劍術を學ぶ

嘉永戊申元年

公十六歳

三月十二日 公の母清子歿す
七月十九日 長藩主、公を親試し是日其即題詩作を褒して益々勉勵せしむ
是年 公、土屋矢之助（齋海）に就きて漢學を修む

嘉永己酉二年

公十七歳

十月朔日 公、吉田寅次郎（松陰）の門に入る（公の日記は十一月となす）

嘉永庚戌三年

公十八歳

十一月 公、長藩師範仙波喜間太に従ひて馬術を學ぶ是月喜間太公に用馬の極秘二十ヶ條を傳ふ

嘉永辛亥四年

公二十歳

正月十二日 公の父和田昌景歿す
九月 月 公、山縣武之進（後大和國之助）と共に東遊を志し遂に果さず

嘉永壬子五年

九月十一日 江戸の劍客齋藤彌九郎の子新太郎萩に来る

九月二十三日 公、劍術修行の爲め自費を以て關東地方歴遊のことを請ふ是日藩政府之を許して三箇年の暇を賜ふ

九月晦日 公、齋藤新太郎の東歸するに従ひて江戸に赴かんとし是日同志財満新三郎等と共に萩を發す

十月十三日 公等伏見に着し翌日京都に入り始めて禁闕を拜す
十一月十五日 公等桑名に宿す尋では月下旬江戸に着して新太郎の父齋藤彌九郎（篤信齋）の門に入る

嘉永癸丑六年

公二十一歳

正月二日 公、齋藤塾にて水戸藩士袴冢甲藏と文武練修のことを其の日記に載す水戸藩士と交際の始めとす

五月二十四日 吉田松陰江戸に入り齋藤彌九郎の塾に入りて公等に會す

六月三日 米國水師提督ペリー船艦四隻を率ゐて浦賀に来る

六月八日 公、また藩命により大森警衛地に赴き翌九日更に藩主の旗下に加へられ櫻田邸に留まる
八月四日 公、齋藤彌九郎に請ひ韭山代官江川太郎左衛門の僕奴となりて之に従行し武藏伊豆相模等の海岸測量を觀る

九月十八日 公、中村百合藏と共に羽田大森等の地理調査を命ぜらる

十二月五日 藩主相州警衛地待夷の籌策を徵す公等建言するもの二十二人に及ぶ

十二月七日 公、相州警衛地出戌の藩命を受け是日妹に之を報じて君父の恩に酬いんとするの決心を告ぐ
是年 公、齋藤彌九郎の塾にありて其長となりまた江川太郎左衛門に従ひて西洋兵術を學ぶ

安政甲寅元年

公二十二歲

正月十六日 米國使節ベリ軍艦六隻を率ゐて浦賀に来る
 三月二十五日 長藩老臣益田越中部下を率ゐて相州警衛地に赴き二十七日公再び江戸より出衛の命に接し直に陣地に着す
 三月二十七日 吉田松陰金子重輔と共に米艦に投ぜんとして成らず翌日幕府之を捕ふ
 十一月四日 豆相の地大に震ひ下田碇泊の露艦破損す公中村百合藏と共に其狀を視んとして下田に至る

安政乙卯二年

公二十三歲

三月六日 公、相州警衛地にあり江戸に出て修養せんとし是日警衛地を發す
 四月十日 公、歸國の途に就き是夜萩に歸る
 五月七日 公、將に萩を發して東上せんとす是日吉田松陰文を作りて之を送る
 五月十九日 公、萩を發して二十三日大坂に入る淹留數日砲術家本多爲助岡村貞一郎を訪ふ
 六月十七日 公、偶々大坂にありて痢疫を疾む是日大坂を發して二十九日浦賀に着す
 七月朔日 公、幕吏中島三郎助に師事し軍學及び船艦製造の術を研究す
 十月十四日 公、自費を以て關東地方劍術修業を許されしが是日特に其の給費の命を受く
 十一月二十日 藩政府、公を豆州戸田村に遣はして幕府の軍艦製造を視察せしめ其狀を江戸邸に報ぜしむ
 是年 公、手塚律藏及び美濃の人神田孝平に従ひて蘭學を修む

安政丙辰三年

公二十四歲

七月十九日 吉田松陰松代藩士佐久間象山の幽囚を聞き是日久保清太郎をして公に謀りて幕府の内議を窺はしむ
 七月二十八日 公、土屋矢之助に長藩の急務は民心を收め國力を養ひ士氣を振ふにあるを陳ぶ
 八月二十七日 藩政府、公の請を容れて一ヶ年間修業の暇を延べ且つ稽古料を給與す
 十月（二十日？） 公の妹治子來原良藏に嫁す

安政丁巳四年

公二十五歲

七月二十日 公、奥羽松前を歴遊して地理人情を視察せんとし追暇を請ふ遂に行くを果さず
 十月二十九日 吉田松陰、公をして佐久間象山の幽囚赦免に盡力せしむ

安政戊午五年

公二十六歲

正月 公、信濃高遠に赴く同藩主内藤駿河守頼寧其の老臣と俱に公を歡待して物を與ふ
 三月十九日 藩政府江戸櫻田邸に蘭書の會讀を開始す後藩政府公に參會せしむ
 三月二十日 朝廷老中堀田正睦を召し給ひ外交に關し更に三家以下諸侯の議を盡して之を奏聞し再び勅裁を請ふべき旨を傳へしめ給ふ
 六月二十一日 幕府長藩の相州警衛を罷め更に兵庫戍衛を命ず
 六月二十八日 吉田松陰竹島開拓の意見を公に質す公村田藏六と共に之を斡旋す
 八月十日 公、始めて仕官して大檢使役となり江戸番手を命ぜらる

十月十四日 藩政府、公に歸國を命ず
 十月二十一日 公、尖戸平五郎の女富子との婚約成り是日藩政府之を許す問もなく離縁す
 十一月二十六日 公、來島又兵衛と俱に江戸を發して歸國の途に就く
 十二月十五日 久坂玄瑞等松下村塾々生の義舉に出でんとするを憂ひ公に諫諍せんことを請ふ
 十二月十八日 公、萩に歸着す
 十二月二十四日 公、吉田松陰を野山の獄に訪ふ越えて二十八日松陰公に書を贈る

安政己未六年

公二十七歳

四月二十日 齋藤彌九郎の二男勸之助萩に來る尋で公に面晤して去る
 五月二十五日 公、吉田松陰の激論を諫止す松陰敢へて聽かず藩政府幕命を以て是日之を江戸に檻送す
 六月二十三日 村田藏六出萩中公の厚意を謝し宇和島を経て歸府せしを報す
 六月 公、微恙あり湯治を試みんとし是月長門深川に至る六旬に及びて萩に歸る
 九月十五日 公、再び番手を命ぜられ萩を發して江戸に赴く十月十一日江戸に着す
 十月二十七日 吉田松陰死刑の宣告を受け即日斬らる公等其遺骸を回向院に埋葬す
 十一月十三日 公、有備館用掛を命ぜらる

萬延庚申元年

公二十八歳

三月二日 公、松島剛藏の海軍振興策につき更に意見を藩政府に建言す
 三月三日 大老井伊掃部頭直弼櫻田門外にて殺さる
 三月十日 公及び周布政之助等有備館諸生と俱に藩主登營の儀仗を警衛せんことを請ふ是日江戸

政府之を許す

言す

三月二十日 公、明倫館改正汽船購入等につき其の意見を藩政府に陳べ且つ物産局新設の利なるを建言す
 四月三日 公、大納戸武具其外軍用器械の調査を命ぜらる
 四月三日 公、來原良藏に代りて有備館舎長となる
 六月十二日 來島又兵衛、公及び村田藏六と俱に竹島開拓を幕府に請はんとするを周布政之助に報す政之助之を止めしむ
 七月十二日 公、松島剛藏と共に水戸藩士西丸帶刀等と下谷島八十樓に會して國事を密議す
 七月二十二日 公、松島剛藏と共に西丸帶刀等と長藩丙辰丸に會す
 八月十六日 西丸帶刀明日公に會見せんことを請ひ且つ水戸藩士岩間金平未だ公に面晤せざるを以て同伴せんとするを報す
 八月二十一日 公、議定書を作りて松島剛藏と連署し西丸帶刀岩間金平等に與へて互に異志なきを誓ふ
 九月二十五日 西丸帶刀公の長井雅樂を覺醒せしむべく盡力せんことを請ふ
 九月二十五日 西丸帶刀岩間金平に謀りて水戸藩士美濃部新藏の長井雅樂に會見を欲する偽書を作り是日之を公に示す
 十一月十五日 公、西丸帶刀の紹介を以て始めて美濃部新藏に上野水茶樓にて會見す
 十一月二十日 公、有備館結黨の弊害を洗滌して嚴肅にせんとし之を藩政府に請願す
 十二月二十四日 周布政之助有備館諸生の罪を斷すべき藩議の決定を公に報す
 是 年 公、始めて牛肉を食ひ其の不味を感す

文久辛酉元年

木戸松菊公略年譜（文久元年）

八

公二十九歳

- 二月十日 桂右衛門露領黒龍江地方に航行することを許さる尋で山尾庸三もまた之に従ふ
- 二月十九日 公、始めて薩摩藩士樺山三圓と江戸の長藩邸に會す
- 三月二十一日 樺山三圓同藩士橋口傳藏と共に公を長藩邸に訪ふ
- 三月二十七日 公、宍戸九郎兵衛等と美濃部新藏同藩士尼子長三郎岩間金平を江戸砂村邸に招く
- 四月三日 公、樺山三圓同藩士町田直五郎等と會談す長薩兩藩の交際漸く親密となる
- 四月十三日 公、樺山三圓と天下の爲め大に盡力せんことを約す
- 四月二十七日 長藩主長井雅樂をして公武一和航海遠略の策を朝廷に上らしむ
- 五月十二日 公、對馬士民の露人占領に對する義憤に感じ速に兵食彈藥等を輸送して其士氣を振興せんことを藩政府に建言す
- 五月二十八日 水戸藩士有賀半彌等東禪寺の英國公使館を夜襲す
- 五月晦日 公、樺山三圓等と長藩江戸櫻田邸にて會談す
- 六月十一日 公、周布政之助に藩主東勤の期を延べ且つ將軍を上洛せしめ國是を定めんことを開陳す
- 八月三日 長井雅樂周布政之助と共に長藩櫻田邸にて美濃部又五郎（初新藏）に會晤す
- 八月十五日 公、公武合體説の不可を宍戸九郎兵衛に告ぐ
- 八月十五日 公、其の愛せる藤田東湖の書幅を高杉晋作に示す晋作之を喜ぶ
- 九月朔日 公、大和彌八郎小幡彦七岩間金平樺山三圓と長藩櫻田邸に會して事を謀る
- 九月四日 周布政之助久坂玄瑞を從へ上京の途に就く公及び時山直八樺山三圓等之を鮫洲にて送る

文久壬戌二年

公三十歳

- 九月十三日 公、横濱浦賀鎌倉に赴き各地の状況並に横濱外人の情勢を視察す
- 十月十五日 周布政之助久坂玄瑞共に歸國の藩命を受け是日玄瑞萩に歸る
- 十月二十日 和宮親子内親王將軍家茂に降嫁し給ふ
- 十月二十九日 水戸藩士住谷寅之介下野準次郎等水藩切迫の事情を公及び周布政之助に告ぐ
- 十一月 公、有備館中徒黨のものを除きて士氣を矯正せんことを藩政府に建言す
- 正月十四日 水戸藩士平山兵介將に明日を以て事を擧げんとし之を公に報じ且つ辭世の歌を示す
- 正月十五日 平山兵介等六人老中安藤對馬守信正を阪下門外に要撃して之を傷づく
- 正月十五日 水戸藩士河邊佐治右衛門（變名内田萬之助）有備館に來りて公に面晤し後事を囑して自殺す
- 正月十八日 江戸町奉行黒川備中守盛泰公及び伊藤俊輔を召し河邊佐治右衛門屠腹の事實を推糺す後幕府二人を誹責す
- 二月五日 藩主登營して公武合體幕政改革の議を建白す
- 三月十六日 周布政之助藩命により萩を發して東上す四月十一日江戸に着す
- 四月十日 越前藩士中根親負公の意見及び長藩建白の趣旨に服せるを報ず
- 四月十六日 薩摩の島津久光入京す翌日朝廷久光に滯京して諸浪士を鎮撫せしめ給ふ
- 四月二十三日 伏見寺田屋の變あり
- 四月二十四日 周布政之助公の意見を賛し藩主上洛周旋の準備條項を定めて建言す
- 五月朔日 朝廷長藩世子に勅して羣下の守衛浪士の鎮撫を命じ給ふ是日世子上書して勅旨に奉答

木戸松菊公略年譜（自文久元年至同二年）

九

し且つ朝意を伺候す

- 五月二日 藩主、國是確立將軍上洛のことを幕府に報告す將軍上洛は實に公の首唱に基づく
- 五月三日 藩主、公に上京を命じて國事周旋に盡力せしむ
- 五月八日 朝廷、正三位大原重徳を左衛門督とし東下の内命を賜ふ
- 五月十二日 公、江戸を發して上京の途に就き二十二日京都に着す
- 五月十九日 朝廷、内旨を長藩世子に傳へ關東周旋のことを命じ給ふ
- 六月五日 長井雅樂邊に歸國を命ぜらる
- 六月六日 藩主江戸麻布邸を發して上京の途に就く七月二日京都に入る
- 六月六日 公、勅使の東着に先だち藩主江戸を發せば薩摩藩の疑惑あらんを憂ひ是日之を來島又兵衛に陳ぶ
- 六月二十日 公、長藩世子の内命を以て京都より中津川驛に至り藩主に見えて京坂の形勢激變の狀を報す
- 六月二十三日 公、歸洛の途に就き藩主に先だち二十八日入京す
- 七月五日 公、周布政之助中村九郎等と共に他藩交渉の任に當るべき命を受く
- 七月六日 藩主、公及び益田彈正周布政之助山田宇右衛門等を會して藩政の方針を議す遂に航海遠略の籌策を拋棄して奉勅攘夷の議に決す
- 七月十四日 公、大檢使役を罷め右筆役に補す
- 七月十六日 藩主召に應じ公及び益田彈正周布政之助等を從へて學習院に候す
- 七月二十五日 公、周布政之助中村九郎に謀りて薩摩藩士藤井良節を訪ひ藩主奉勅のことを江戸薩摩邸員に報せしむ

- 七月二十九日 公、周布政之助兼重讓藏等と長藩世子に隨ひて東下すべきの命を受く
- 七月二十九日 公、周布政之助山田亦介と共に學習院用掛を命ぜらる
- 八月三日 長藩世子京都を發して江戸に赴く是月十九日江戸に入る
- 八月六日 公、山田亦介と共に京都を發して江戸に向ひ十六日江戸に抵る是より公勅使の旅館と薩藩邸との間を往來して周旋す
- 八月二十一日 薩摩の島津久光江戸を發して歸京の途に就く翌日勅使また江戸を發す
- 八月二十四日 長藩世子將軍家茂に勅諭を傳へ翌日將軍後見職一橋慶喜を訪ふ
- 八月二十五日 公、前越前藩主松平慶永を訪ひ京都の情況を語る
- 八月二十五日 朝廷土佐藩主山内土佐守豊範をして輦下を守護せしめ給ふ
- 八月二十九日 來原良藏自殺す尋て閏八月十日公等其遺骸を芝青松寺に葬る
- 閏八月二日 公、右筆本役兼遠近地方右筆役に任ぜらる
- 閏八月五日 公、對馬藩士多田莊藏樋口謙之亮等に同藩紛擾の情實を糺す
- 閏八月十日 會津藩士秋月悌二郎公を訪ふ公京都の近情を細説す
- 閏八月二十六日 公等、水戸藩士武田耕雲齋等の幽囚を解かんことに盡力す是日耕雲齋等赦免せらる
- 九月六日 周布政之助江戸に着す公浦鞆負と共に之を訪ひて京都の形勢を談す
- 九月十二日 對馬藩士大島友之允多田莊藏等江戸長藩邸に來り公の上京して對馬藩の爲に盡力せんことを請ふ翌日再び之を促がす
- 九月十六日 薩長土三藩の重臣薩摩藩邸に會して攘夷實行の建議を決す
- 九月二十一日 朝廷左近衛權中將三條實美侍從姉小路公知に東下を命じ給ふ十月二十八日江戸に入る
- 九月二十三日 公、周布政之助中村九郎等と前越前藩主松平慶永の招きに赴く公等破約攘夷の勅旨貫徹

せざれば我が國威の衰頹に至る所以を説く

九月二十七日 長藩世子、公に上京を命じ對馬藩の爲に周旋せしむ

九月二十九日 長藩世子一橋慶喜の上京を暫く抑留せんとす是日公、世子の命を受け老中板倉周防守勝

靜を訪ひて之を謀る

十月朔日 公、水戸藩士小場源介を訪ふ是日長藩及び水戸薩摩土佐四藩の士會合す公及び周布政之

助等之に加はる

十月八日 公、江戸を發して上京の途に就く是月十七日京都に入る

十月十三日 公、宮驛に宿す偶々前土佐藩主山内豊信の東下に逢ひ其臣本山只一郎に面晤す薩摩藩士

高崎猪太郎來りて公を訪ふ

十月十四日 徳山藩土河田住藏江村彦之進等公に藩内俗論の紛擾を陳述し内勅を賜はりて正氣作興

すべく幹旋を懇請す

十月十八日 公、藩主に召され水戸及び對馬兩藩の間に答へ且つ意見を陳ぶ

十月二十一日 公、因幡藩主池田相模守慶徳の旅館を訪ひ長藩主父子攘夷の勲旨を奉じて公武周旋の概

要を陳述す

十月二十九日 公及び佐々木男也薩摩土佐兩藩士と共に各々藩命を以て岡藩主中川修理大夫久昭の旅

館を訪ひ其臣小河彌右衛門等を幽せしを論難す

十月晦日 公等岡藩主中川修理大夫久昭謝罪のことにつきて議す

十一月十一日 公、土州藩士平井收二郎と共に京都町奉行永井主水正尙志を訪ひ市中の惡徒を戒しめし

む後屢勸告す

十一月十二日 公、對馬藩士大島友之允を從へて議奏正親町實愛に謁し對馬藩の爲に歎願し十七日更に

其事情を具申す

十一月十四日 長藩世子、公及び穴戸九郎兵衛を江戸に召す公東下の途につき二十三日江戸に着す

十一月二十五日 藩政府高杉晋作に江戸にて學習院用掛を命じ公及び中村九郎を輔けしむ

十一月二十八日 勅使三條實美等登營して攘夷決定の勅書を將軍家茂に授く十二月七日江戸を發し二十

三日歸京す

十二月五日 公、防長二州割據の方針を定めて其の實備をなすにあらざれば勤王の決戦なりがたきを

松島剛藏に報す

十二月八日 長薩土三藩書を議奏に上りて都下浮浪の徒を戒飭せんことを請ふ蓋し此建議は公等の

發議に基づく

十二月九日 長藩世子江戸を發して上洛の途につく是月二十八日入京す

十二月十二日 高杉晋作久坂玄瑞等十三人品川御殿山の英國公使館を燒く

十二月十九日 公、水戸藩士原市之進と會談す

十二月二十五日 幕府宗對馬守義和の隱居を許し嗣子善之允（義章）讓を受く蓋し公等の幹旋に依る

文久癸亥三年

公三十一歳

正月二日 長藩主歸國を奏請す朝廷之を允して世子を闕下に留めしめ給ふ

正月九日 長藩主、公及び前田孫右衛門等を從へて歸國せんとし是日學習院用掛を命ず

正月二十二日 藩主老臣益田彈正及び前田孫右衛門等を從へて歸國の途に就く

正月二十五日 公、藩主に代りて水戸に赴き是日故徳川齊昭の墓に詣でて追贈の賀を告ぐ二月二日江戸

に歸る

- 二月六日 水戸藩士吉成勇太郎、公に頼らんとして江戸に着し同藩士二十九人をして藩主徳川權中納言慶篤の西上を警衛せんとするを告ぐ
- 二月六日 長井雅樂自盡す
- 二月十日 周布政之助西上す公等爲に大に斡旋す
- 二月十三日 公、藩地の毛利登人大和國之助に書を發し機務は藩主の直裁を急務とし上下同心協力の必要を説く
- 二月十三日 將軍家茂江戸を發し三月四日上京して二條城に入る
- 二月二十日 長藩世子上書して車駕賀茂社及び泉涌寺に行幸あらせられんことを奏請す
- 二月二十日 是日公、高杉晋作に先だち西上すべく來島又兵衛に告ぐ尋で水戸藩有志吉成勇太郎等を從へて江戸を發す
- 二月二十八日 長藩世子浦靱負等を遣はし車駕石清水八幡宮に行幸し給ひ親征の宸斷あらせられんことを建白せしむ
- 三月七日 公、遠近地方右筆役に任ず
- 三月十一日 天皇賀茂下上社に幸し親しく攘夷を禱らせ給ふ公及び清水清太郎大和國之助等世子の供奉に隨ふ
- 三月十五日 長藩世子高杉晋作に十ヶ年の暇を賜ふ薙髮して東行と號す
- 三月二十一日 將軍家茂再び参内して東歸の勅允を奏請す
- 三月二十二日 公等將軍家茂を京都に抑留せんとし攝海戰守御備の建白書を學習院其他に上る是夜家茂滯京の朝命を被る
- 三月二十三日 公、兵庫警衛地に赴かんとし途中に用意金を遺失す

- 三月二十九日 公、山縣半藏と共に幕府軍艦奉行並勝麟太郎に面會して防備の意見を叩く
- 四月十一日 車駕石清水八幡宮に行幸して攘夷を祈らせ給ふ將軍家茂疾と稱して供奉を辭し徳川慶喜之に代る公等行幸沿道の警備の任に當る
- 四月十八日 長藩主金壹萬兩を獻せんことを請願して許容されず公其爲に大に斡旋す
- 四月十九日 朝廷長藩世子に歸國の暇を賜ふ五月十一日萩に歸る
- 四月二十一日 將軍家茂攝泉紀淡四ヶ國沿岸巡視の爲め京都を發す五月十一日歸京す
- 四月二十三日 國事參政姉小路公知攝海巡視の朝命を以て大坂に赴く翌日公等勅使に追從して下坂す
- 五月朔日 吉川監物伏見に着し翌日嵯峨天龍寺の館に入る
- 五月四日 勅使姉小路公知攝海等防備巡視を畢はりて歸洛し翌日公等もまた京都に還る
- 五月六日 久留米藩士藩内紛擾の鎮定を久坂玄瑞等に請ふ公等同藩眞木和泉等解冤の爲に奔走す
- 五月十日 長藩米國商船ベムフロックを下關に砲撃す後屢外船を砲撃す
- 五月十一日 志道聞多伊藤俊輔等公等に告別書を贈り翌日横濱を發して外遊の途に就く
- 五月二十日 公、書を三條實美の臣丹羽筑前介に致し長藩主獻金の收納を請願す二十四日獻金允許の朝命下り六月二十三日藩主壹萬兩を獻す
- 五月二十日 賊あり國事參政姉小路公知を朔平門外に暗殺す
- 五月二十一日 朝廷勅して長藩を始め土佐薩摩水戸熊本仙臺岡山鳥取徳島の各藩に諸門の守衛を任じ給ふ
- 六月朔日 朝廷長藩主の米船砲撃を褒して益々勅勵せしめ給ふ
- 六月四日 公、海外遊學の志を懐き國事多端にして出づること能はず是日村田藏六に其思を述ぶ
- 六月五日 入道尊融親王攘夷の先鋒たらんことを奏請して允されず公等親王に書を上りて初志の

貫徹を歎願す

六月六日 藩主高杉晋作を關下に遣はして士衆を糾合せしむ之を奇兵隊編成の創始とす
六月八日 久留米藩士眞木和泉京都に入る公姑く見山善兵衛の宅に寓居せしむ
六月九日 將軍家茂京都を發して下坂し十三日海路東歸す
六月十四日 朝廷左近衛權少將正親町公董を攘夷監察使として長藩に遣はし攘夷の實行を賞せしめ給ふ

六月十六日 公、清水清太郎と共に眞木和泉を翠紅館に招きて時事を謀議す和泉五事の策略を示す
六月二十四日 公及び中村九郎寺島忠三郎佐々木男也等久留米藩士眞木和泉五事の策略を討議して之を可決す

六月二十八日 周布政之助藩情を報じて公の歸國を促がす

六月二十九日 長藩世子親書を公に賜ひて歸國を促がす

七月十一日 車駕親征の建議を貫徹せんとし公及び根來上總久坂義助中村九郎等侍從烏丸光徳並に米澤越前加賀の諸藩邸を訪ふ

七月十八日 吉川監物、公及び益田右衛門介根來上總等等を從へ關白の邸に到り攘夷親征の建議をなす

七月二十日 公、久坂義助中村九郎と共に議奏三條實美に謁して攘夷親征の事に關して進言し翌日三人更に大藏卿豊岡隨資を訪ひて其斡旋を請ふ

八月十二日 公及び久坂義助中村九郎等米澤藩主上杉彈正弼齊憲を訪ふ長藩攘夷親征建白の趣旨を詳陳す

八月十三日 朝廷長藩の建議を採納あらせられ是日車駕大和に行幸し給ひ親征の軍議を興すべき詔を發せしめ給ふ

八月十四日 車駕の大和行幸につき公及び益田右衛門介等學習院出仕を命ぜらる

八月十八日 朝議激變して大和行幸延引の勅下り長藩の堺町門守衛を解き議奏三條實美等の參内を停めらる

八月十九日 權中納三條實美等七延臣京都を去つて長州に向ふ

八月二十二日 公及び中村九郎等七延臣を送りて兵庫より大坂に還る尋で再び入京して形勢を窺ふ是時公新堀松輔と變名す

八月二十九日 藩主父子の上京を停められ同藩士の九門出入を禁ぜらる

九月九日 權大納言正親町實徳、公を延見す

九月十三日 藩主、公及び麻田公輔中村九郎を召して正氣恢復俗論鎮定に盡力せしめんとし是日益田右衛門介をして其事情を三人に通知して歸國を促がさしむ

九月十六日 公、遂に歸國を決し是日其實情を岡藩士小河彌右衛門に報す

九月十八日 公、權大納言正親町實徳の邸に至りて歸國の告別をなす翌日公實徳の書を齎らして歸國の途に上る

九月二十三日 公、大坂を發して海路歸國す

九月二十六日 中山忠光大和(八月十七日舉兵)に敗れて大坂に走り刈谷藩士松本謙三郎岡山藩士藤本津之助等戦死す

十月二日 福岡藩士平野次郎等招賢閣より主水正澤宣嘉を擁して但馬に走り十一日生野に兵を擧ぐ尋で敗る

十月三日 公、京都より歸國す藩主、公を直目付役とし奥番頭格となす公之を辭し許されず

十月十日 藩主來島又兵衛久坂義助に遊撃軍を編成せしむ
 十月十五日 公、佐賀老侯鍋島齊正を其の上京の途次に邀へて會晤すべき藩命を受く
 十月十六日 公、下關に赴かんとし藩主父子に謁して別を告げ十八日山口を發す
 十月二十二日 久留米藩士眞木和泉勤王出師の獻策をなし中村九郎等之を賛襄す公及び周布政之助高杉晋作進發尙早論を主張して之に反對す
 十月二十二日 藩主、公をして肥前に赴かしめ親書を鍋島齊正に交付せしむ二十七日公下關を發して肥前に赴く
 是月 公、書を藩政府に致し天下の形勢に鑑み一家を抛ちて誠忠を盡さんことを決し賜暇を請願す
 十一月十日 公、佐賀より下關に還り是日萩に赴き尋で藩主に復命す
 十一月十三日 公、將に上京せんとす是日岡義右衛門に藩主の許容を促がす
 十一月十五日 井原主計奉勅始末書及び查點書を齎らして是日上京す朝廷命じて歸國せしめ給ふ
 十一月十九日 長藩世子高杉晋作を遣はして公の山口に出でて盡瘁せんことを促がさしむ二十六日公萩より山口に歸る
 十一月十九日 長藩世子親書を公に賜ひて山口に出でしむ
 十二月十一日 藩主奉勅始末書を閣藩に公示し一般に其方針に従はしむ
 十二月二十日 公、對馬藩士大島友之允に皇威恢復幕政更張國是確定すべく盡力せんことを勸告す

元治甲子元年
 正月五日 公、直目付役を免ぜられ京攝地方に派遣を命ぜらるる十二日公山口を發して上京の途に就かんとして世子に謁す世子帶ぶる所の刀を公に賜ふ
 正月十八日 公、既に着坂せしを對馬藩士大島友之允に報じ正月二十日京都對藩邸に入る
 正月二十八日 高杉晋作脱して上京の途に就く
 二月九日 公、因筑二州大に長藩の爲に盡力するも薩越宇和島三藩の結托堅固にして貫徹しがたきを毛和登人大和國之助に報ず
 二月二十五日 幕府朝命を傳へて長藩主支族家老各一人及び吉川監物を大坂に至らしむ
 三月十一日 久坂義助京都を發し十九日山口に着す
 三月二十五日 久坂義助山口を發して再び上京す來島又兵衛等十二人之に従ふ
 三月二十六日 水戸藩士田丸稻之衛門藤田小四郎等其黨を率ゐる筑波山に據りて攘夷の議を唱ふ
 四月四日 朝廷、福岡藩世子黒田下野守慶賛に命じ長藩父子に面諭して其罪を謝せしめ給ふ公書を贊慶に送りて滞京を勸告す慶賛聽かず
 四月十八日 公、乃美織江と共に京都留守居役に任ぜられ五月二日其命京都に達す
 五月十六日 將軍家茂大坂より海路東歸す
 六月五日 幕府新撰組の士京都三條の池田屋を襲ひ志士七人を殺し二十三人を捕ふ吉田稔磨等之に死し公纔に身を以て遁る
 六月二十四日 福原越後壯士三百人を率ゐて大坂より伏見に至る
 七月九日 國司信濃兵八百を率ゐて山崎に着す十四日益田右衛門介六百を率ゐて男山々下に屯す
 七月十三日 長藩世子東上の途に就き二十一日多度津に着く
 七月十七日 公、長藩壯士及び諸藩浪士八十餘人を監督す是日時山直八を天王山に遣はし因州と協力のことを謀り翌日部下を率ゐて因州邸に至る

公三十二歳

七月十八日 公及び乃美織江佐々木男也等共に河原町藩邸にて袂別の宴を張る翌日長藩兵等の敗るに及び公洛中に潜伏すること五晝夜遂に但馬に遁る

八月五日 英米佛蘭四國の聯合艦隊下關を砲撃す連戦三日に及び十四日長藩と和す

九月二十六日 周布政之助自殺す

十一月朔日 征長總督前大納言徳川慶勝大坂を發し十六日廣島に至る

十一月二十二日 公、將來を懐ひ悲憤に堪へず是日出石の人廣戸直藏に之を陳べ述懐の俳句を示す

十二月二十六日 高杉晋作等下關新地役所を夜襲す

十二月二十七日 征長總督徳川慶勝諸藩に撤兵を命ず

慶應乙丑元年

公三十三歳

正月朔日 公、但馬出石にありて慶應元年を迎ふ

正月四日 征長總督徳川慶勝軍を班へして廣島を發す二十四日入京す

正月十四日 三條實美三條西季知等長府を發す翌日筑前に移る

二月七日 村田藏六下關及び其他藩内の戦況等を公に報す

四月八日 公、出石を發して歸國の途に就き二十六日下關に着す

四月晦日 士佐藩士中岡慎太郎公既に下關にあるを聞き赴きて之に面晤す

五月四日 幕府征長の軍令を諸侯に頒つ

五月四日 山田宇右衛門公の歸山を促がす

五月七日 藩主、特に時山直八を下關に遣はし公の山口に歸るべき命を傳へしむ杉徳輔もまた命を以て公の歸山を促がす

五月八日 公、長府藩士熊野清右衛門を訪ひ二州一和し三支藩及び吉川監物をして藝備等五藩に托し歎願書を幕府に提出せしむるの急務なるを説く

五月十三日 公、山口に歸り翌日藩主に謁して政見を進言す

五月十六日 公、また下關に赴き是日山口に歸る

五月二十七日 公、政事堂内用掛國政方用談役心得となる

閏五月二日 長府藩士時田少輔土佐藩士坂本龍馬の着關を公に報じ公出關して薩摩藩の事情を探知せんことを促がす

閏五月四日 公、藩命を以て下關に至る閏五月六日土佐藩士中岡慎太郎鹿兒島に赴き薩摩藩士西郷吉之助等を訪ひ公等と下關に會見して將來の大策を議定せんことを説く吉之助等之を諾す

閏五月九日 藩政府、公に洋式小銃の購入を依頼す

閏五月二十四日 公、和蘭領事と談判す二十七日召に應じて下關より山口に歸る

閏五月晦日 根來上總、公將に萩に赴かんとするを聞きて之を止む尋で公萩に赴く

六月八日 公、學校用掛兼干城隊頭取を命ぜらる

六月十二日 公、藝藩使節の藩命を受く

六月十三日 長藩、公を使節とし山縣半藏等を従へて藝藩に赴かしむ十九日公の藝藩遣使を免んじて山縣半藏に代らしめ更に下關出張を命ず

六月二十四日 公、内用掛兼國政方用談役心得を免んぜられ更に毛利筑前用談役となる

六月二十六日 公、鈴尾駒之進等と共に山口を發して下關に赴き尋で英國公使パークスと會見す

七月十四日 公、獨斷にて井上聞多伊藤俊輔を長崎に遣はす

七月十六日 山田宇右衛門井上聞多伊藤俊輔に汽船一隻を購入せしめんことを公に報ず

- 七月二十一日 村田藏六、公の速に歸山して藩論を一新すべく盡力せんことを促がす
- 八月五日 長薩兩藩の提携下關替地の件につきて抗議反對あり公爲に萩地に退隠せんとす是日山田宇右衛門林良輔各之を止む
- 八月九日 公、下關出張中應接場越荷方對州物産取組等駈引を命ぜらる
- 八月十一日 公、山口を發し翌日下關に至る
- 八月二十六日 購入の小銃三田尻に到着す翌日公之を廣澤藤右衛門に報ず
- 八月二十七日 伊藤俊輔土佐藩士上杉宗次郎に謀りて購入せんとするユニオン號に塔乗して下關に着す
- 九月六日 公、土佐藩士上杉宗次郎を伴ひて歸山下關の狀況を藩主に言上す
- 九月九日 長藩、閩藩に令し薩船を厚遇せしめ且つ薩摩藩士小松帶刀大久保一藏等に物を贈る是に於て銃艦購入の事其局を結び長薩兩藩同盟の議大に進む
- 九月十七日 公萩に在り是日中村誠一等公の出山を促がす
- 九月二十一日 將軍家茂參朝し兵庫開港及び長藩征討を奏請す長藩征討を許さる
- 九月二十四日 公、用所藏元役用務を命ぜらる
- 九月二十六日 公、高杉晋作と共に海軍興隆用掛を命ぜらる
- 九月二十九日 藩主、桂小五郎の氏名を木戸貫治と改めしむ公是より木戸氏を稱す
- 十月六日 藩主父子等山口を定居とするの旨を萩の士民に諭す
- 十月七日 長藩政府、井原主計宍戸備後助を使節として上坂せしむ九日山口を發し二十二日廣島に入る
- 十一月四日 公、撫育方用掛兼任を命ぜられる

十一月二十日 大目付永井主水正尙志等宍戸備後助等を廣島國泰寺に審問す
 十二月九日 公、下關より山口に歸る

慶應丙寅二年

- 正月四日 公、大坂に着し尋で京都の薩摩藩邸に入る
- 正月二十日 公、薩藩士小松帶刀西郷吉之助と長薩兩藩同盟の約を結ぶ
- 正月二十一日 公、京都を發して大坂に出づ
- 正月二十二日 幕府長州處分を奏上し翌日勅許を賜はる
- 正月二十三日 幕吏、土佐藩士坂本龍馬を伏見の旅寓に襲撃す
- 正月二十三日 公、長薩兩藩提携の協約を土佐藩士坂本龍馬に質す二月五日龍馬之に答ふ
- 正月二十五日 公、大坂を發して二十七日廣島に着す
- 正月二十九日 公、品川彌二郎及び薩藩士黒田了介と共に廣島を發し二月六日山口に歸り復命す
- 二月朔日 長藩諸隊に幕軍襲來の防戦を命ず二十日高杉晋作之を公に報す二十六日公之に復答す
- 二月六日 土佐藩士坂本龍馬遭難（正月二十三日）の狀を公に報ず
- 二月二十日 高杉晋作伊藤俊輔薩英會盟に臨まんとして公に謀る公爲に周旋す
- 二月二十二日 薩藩士村田新八川村與十郎山口に來りて公に會見し是日歸京せんとす公土佐藩士坂本龍馬に書を送りて遭難を訪問す
- 二月二十六日 公、是日萩に赴き士民の協和に盡瘁す即日高杉晋作に報す
- 三月六日 品川彌二郎是日薩藩京都に入りて橋本八郎と變名し京攝の事情探聞に努む
- 三月二十三日 公、下關に出づ高杉晋作等既に長崎に向つて出帆す

- 三月二十八日 高杉晋作出崎中の狀を公及び井上聞多に報じ軍艦代償不足額並に旅費金増加の周旋を請ふ
- 三月晦日 公、土佐藩士中岡慎太郎と共に下關を發して吉田に泊す公翌日山口に歸る
- 四月二日 薩藩士大久保一藏機會の到來を公に報ず
- 四月二日 幕吏藝藩に命じ藩主父子孫及び三支藩主並に吉川監物老臣を招かしむ尋で藩主各代名を遣はす
- 四月十五日 薩摩藩士黒田了介山口に來り公に面晤して京攝の形情を謀議し是日去りて上京す
- 五月九日 幕吏、宍戸備後助小田村素太郎を拘禁す尋で公其の暴狀を薩摩藩士大久保一藏に報ず
- 六月五日 征長總督徳川茂承廣島に着す
- 六月七日 薩藩の使節岸良彦七平田平六山口に來る十日長藩世子二人を延見す
- 六月七日 幕軍大島郡沿岸襲撃す四境戦争起る
- 六月十六日 薩藩士村田新八黒田了介山口に來る是日藩主二人を引見して酒饌を饗せしむ
- 六月二十四日 公、藩命を以て杉孫七郎と共に下關に出で英國通辯ラウダに會見し外人の長幕間に調停せんとするを固辭す
- 六月二十五日 老中本庄伯耆守宗秀遂に宍戸備後助等を宥して歸國せしむ
- 六月二十六日 公、佛國公使ロセスの長藩難詰を辯駁して之を去らしむ
- 七月六日 山縣狂介福田俠平下關防備を公等に建議す公爲に斡旋す
- 七月十一日 公、龍福寺に抵り幕吏長谷川久三郎を慰諭す
- 七月十八日 長藩兵濱田領並に石見幕領を占領す
- 八月朔日 長藩兵遂に小倉を陥る

- 八月四日 長藩世子大村藩士渡邊昇を引見し刀及び鐔を賜ふ蓋し公の周旋による
- 八月十九日 藩主薩藩士西郷信吾伊集院直右衛門二人を引見す
- 八月二十二日 公、軍制總掛を命ぜられ國政方に任ず
- 八月二十二日 朝廷將軍の喪（七月二十日家茂薨す）を以て暫く征長の兵を停めしめ給ふ
- 八月二十四日 英艦再び下關に來りて公に會見を請ふ公直に赴きて英艦長と談判し二十七日歸山す
- 九月二日 幕吏勝麟太郎殿島にて井上聞多廣澤兵助等に會して休戰條約を結ぶ
- 九月十三日 公、前田孫右衛門の舊誼を追想して其の遺品を求む
- 九月十五日 公、薩藩士大山格之助を伴ひて山口に歸る長藩主格之助を引見して物を賜ふ
- 九月二十七日 公、再び藩主の命を以て氏名を木戸準一郎と改む
- 十月朔日 長藩世子、公等を隨へて三日下關に抵る世子公を留めて十日山口に歸る
- 十月九日 公、福岡藩使節に面接し是日山口に歸りて狀を藩政府に稟報す
- 十月十四日 公、下關に出づ翌日薩藩士五代才助と會飲閑談す
- 十月二十三日 薩藩の修好使黒田嘉右衛門（清綱）等山口に來る翌日廣澤兵助之に應接し狀を公に報ず
- 十月二十八日 公、下關より山口に歸る晦日河北一と共に薩藩に赴くべき使命を拜す
- 十一月十五日 公、使命を受け翌日山口を發して三田尻に出で更に下關に至る
- 十一月十七日 公、薩藩使節黒田嘉右衛門等と共に丙寅丸に搭乘し下關を發して鹿兒島に向ふ
- 十一月二十五日 公等鹿兒島に着し二十九日薩藩主島津忠義父子に謁して使命を果す
- 十二月七日 公、鹿兒島を發して長崎に寄港す是日長崎を發して大村藩を訪ふ
- 十二月十四日 公等下關に歸着す十六日下關を發す
- 十二月十七日 公等三田尻に着して直に歸山し藩主に謁して薩藩親交の使事を復命す

十二月二十五日 孝明天皇崩御
 十二月二十八日 小倉藩老臣誓書を長藩に致す
 十二月二十八日 英國水師提督キング三田尻に着す翌日藩主父子吉川監物及び公等を従へて之に會見す

慶應丁卯三年

公三十五歳

正月九日 明治天皇踐祚
 正月九日 公、廣澤兵助に皇國の基本を確立すべき主旨の閣藩に徹底せしむべきを説く
 正月十五日 幕府長州三征の説傳はり長藩政府其の應策を決す是日公之を土佐藩士坂本龍馬に報ず
 正月二十三日 長藩小倉藩と講和約定書を交換す
 正月二十三日 幕府國喪の故を以て征長解兵を令し五藩に命じて三條實美等を京都に送還せしむ
 二月七日 松山藩使節三田尻に來る公等之に面接す後公再び同藩使節に面接す
 二月十九日 薩藩士大山格之助歸國の途次小郡にて公に面會し京都の近況並に幕府三征説の虚偽を報ず
 三月七日 藩主公を太宰府に遣はして三條實美等に候せしむ公十七日太宰府に着し實美等に謁して使命を果す尋で二十八日山口に歸る
 四月二日 公、藩主に謁して太宰府の使事を復命す
 四月七日 公、用所役藏元役兼任を命ぜらる
 四月十二日 公、萩潜伏の澤宜嘉を訪ひて九州の近情を告ぐ
 四月十四日 高杉晋作歿す
 五月十五日 山縣狂介鳥尾小彌太薩藩京邸に入る六月十六日薩藩島津久光二人を引見す

五月十六日 公、幕府の外交を憤慨し其の政權を速に奉還せしむべく品川彌二郎に説く
 五月十九日 藩主、公及び山田宇右衛門等を召し益々政務を勵ましめ各物を賜ふ
 五月二十四日 朝廷長州處分を寛大にし兵庫開港を勅許し給ふ
 五月二十九日 廣澤兵助公等に一致協力藩主を輔翼せんことを説きて其の出勤を促がす
 六月十九日 薩藩士黒田了介西郷吉之助の密に長藩に赴かんとするを公に報ず
 七月十五日 薩藩士村田新八山口に來りて公を訪ひ同藩士西郷吉之助の來山延期を告ぐ
 七月二十一日 藩主、公をして伊藤俊輔を伴ひ長崎に赴き形情を偵察せしむ
 七月二十六日 公、長崎に赴かんとして山口を發す
 八月二十一日 公、坂本龍馬に公議政體論の貫徹を促がす
 八月二十一日 公、廣澤兵助等と同じく軍制總掛を命ぜらる
 八月二十一日 公、王政復古の進歩を坂本龍馬に促がす
 八月二十五日 肥後藩士莊村助右衛門餞別として公に短銃一筐を贈る是日公長崎を抜錨し九月四日下關に歸着す
 九月四日 公、大事を演劇に寓して其準備を坂本龍馬に報ず
 九月十六日 藩主毛利内匠に上坂を命ず
 九月十七日 御堀耕助薩藩士大久保一藏大山格之助を迎へて山口に入る公等周旋す
 九月十九日 公等大久保一藏大山格之助と長薩兩藩出兵の協約をなす翌日一藏東上す
 九月二十日 藝藩士植田乙次郎山口に來り公等に會見して出兵の部署を商議す
 九月二十七日 長藩世子三田尻に出で上坂諸隊を鞠府に檢閲す公等三田尻にて軍略を決定す
 十月三日(四日) 土佐藩山内豊信大政奉還の建白書を幕府に呈せしむ

- 十月六日 薩藩士大山格之助等兵を率ゐて三田尻に着す
- 十月八日 長薩藝三藩合同大擧の聯盟確定す
- 十月十三日 藩主父子官位復舊の勅旨降る翌日討幕の密勅を薩長二藩に賜はる
- 十月十四日 將軍徳川慶喜政權奉還の表を上る翌日勅許し給ふ
- 十月二十二日 薩藩士小松帶刀西郷吉之助山口に來りて公等と會晤す翌日父子二人を引見し兩藩協力の決答をなす公廣澤兵助と共に之を送りて三田尻に至る
- 十月二十四日 將軍徳川慶喜上表して其職を辭す十二月十日聽許せらる
- 十一月晦日 長薩世子、公等を從へ新港にて藝藩世子淺野紀伊守茂勳に會見す
- 十一月三日 公、廣島に赴き是日登城して長薩世子の書を致し要路と長薩兩藩出兵の機宜を協定す
- 十一月九日 土佐藩士土方楠左衛門三田尻に來りて公等と五卿上洛のことを議す
- 十一月十一日 山田宇右衛門歿す
- 十一月十五日 土佐藩士坂本龍馬中岡慎太郎刺客の爲に京都にて殺さる（十七日慎太郎死す）
- 十一月十五日 公、干城隊副督に任じ毛利内匠上坂中總管の事務を處理す
- 十一月十六日 公、廣澤兵助と共に三田尻に出づ翌日薩藩主島津忠義其の臣西郷吉之助と出兵の方略を擬議す
- 十一月二十二日 公、薩長藝三藩の出兵に違算なかるべく品川彌二郎をして薩藩士西郷吉之助等に盡力せしむ
- 十二月九日 王政復古の大號令渙發し朝廷新に總裁議定參與の三職を置き給ふ
- 十二月十五日 公、藩主の命を以て三條實美等存問の爲め山口を發して太宰府に向ふ實美等已に發せるを聞き十七日下關に還る

- 十二月十八日 朝廷公を登庸し給ふ
- 十二月十九日 三條實美等下關に着す公伊藤俊輔等と共に迎調して藩主の命を傳へ京攝の近情を説く
- 十二月二十八日 公、密書を三條實美に贈りて外交の機務朝基の確立を建言す

明治戊辰元年

公三十六歲

- 正月三日 鳥羽伏見の戰に薩長二藩の兵徳川慶喜の軍を破る七日慶喜江戸に走る
- 正月六日 長薩主、公の上京猶豫を奏請す翌日藩主密命を公に授けて俄に備前に遣はす十二日公尾道に着す
- 正月七日 徳川慶喜征討の大號令布告せらる
- 正月十九日 公、大阪に着し翌日伊藤博文に外交の重大なるを論ず
- 正月二十一日 公、入京して國事に軼掌す
- 正月二十三日 參與大久保利通遷都の議を上る
- 正月二十五日 公、總裁局顧問に任ぜらる
- 正月二十八日 長薩奏請の豊石占領地を姑く管理せしめらる豊石占領地返上の奏請は公等の發議に出づ
- 二月朔日 公、外國事務掛を兼ねて其機務に軼掌せしめらる
- 二月三日 親征の詔を領ち列藩に軍備を爲さしめ給ふ公等親征布告文の起草を命ぜらる
- 二月七日 長薩世子毛利元徳薩藩主島津忠義等外國公使を參朝せしめんことを奏請す二月十七日公使召見の旨を布告し給ふ

- 二月九日 總裁熾仁親王を東征大總督となし給ふ
- 二月十二日 公、國家永遠の大策を樹立せんとし是日其意を參與伊藤博文に陳ぶ
- 二月十六日 公及び參與大久保利通等に外國參朝のことを掌らしめらる
- 二月二十日 公、海外各國と條約締結の必要を參與伊藤博文に説く
- 二月二十六日 公、廣澤眞臣と共に徴士罷免を奏請す是日允許し給はず
- 二月二十八日 天皇諸侯に親諭し同心協力に勉勵せしめ給ふ蓋し公の建白に基づく
- 二月晦日 各國公使始めて朝見す
- 是月 公、諸侯版籍奉還の建言書を輔相に上る
- 是月 公、朝鮮使節派遣を建言す
- 三月九日 蝦夷地開拓の得失を諮詢し給ふ公また意見を陳述す
- 三月十四日 天皇天神地祇を祭り國是五事を誓はせ給ふ蓋し公の建言に基づく億兆安撫國威宣布の御宸翰翻下る
- 三月十四日 舊幕府の掲榜を撤し更めて五條を揭示す英國公使其耶蘇邪宗門の錯誤を難詰す公等之を辯す
- 三月二十日 公、大總督參謀西郷隆盛等と徳川慶喜の處分を議す公寛典を主張す
- 三月二十一日 車駕京都を發し二十三日大阪に抵らせ給ふ
- 四月四日 江戸開城し十一日徳川慶喜水戸に屏居謹慎し榎本武揚徳川氏の軍艦を率ゐて脱走す
- 四月十七日 公、天顔に咫尺し奉り天下の形態海外各國の大勢を奏聞す
- 四月二十三日 公、始めて洋製の馬車に乗る
- 四月二十八日 公、豊臣秀吉功績顯彰の布告草按を岩倉具視に進致す

- 閏四月二日 公、始めて議定山内豊信と寛話す
- 閏四月三日 公、佐賀藩士江藤新平を推薦す
- 閏四月四日 公、參與後藤象二郎と人材拔擢を論ず
- 閏四月四日 公、參與西園寺公望の東北征伐の希望を輔相三條實美に進言して決す
- 閏四月六日 公、浦上耶蘇教徒處分の爲め長崎出張の朝命を拜す
- 閏四月七日 徳川慶喜伏罪の狀至る翌日車駕京都に還幸し給ふ
- 閏四月十日 公、大阪を發し十四日山口に入る
- 閏四月十四日 公、長藩主毛利敬親に謁して内外一致國家の爲に協力すべきを陳述す十七日更に大義名分を論じ版籍奉還の舉に出でんことを進言す
- 閏四月二十一日 公、參與に任じ從四位に敘せらる六月四日拜命す
- 閏四月二十一日 公、山田宇右衛門の墓に展し往事を追懷す
- 閏四月二十六日 公、山口を發して萩に至る五月三日萩清風松の建碑を決して其文を撰す
- 五月五日 公、萩より山口に歸り翌日藩主毛利敬親父子に謁して告別す
- 五月七日 公、山口を發し十一日長崎に着す
- 五月十三日 公、長崎裁判所總督澤宣嘉と耶蘇教處分を擬議し數日にして決す
- 五月二十三日 公、長崎を發し六月三日京都に歸る
- 六月九日 公、關東に赴き戰機を助けんことを歎願して許されず翌日公大軍派遣の必要を論ず尋で廟議之に決す
- 六月十日 公、廟議に兒戲の論多きを憂慮す
- 六月十一日 公、輔相岩倉具視の邸に赴き始めて車駕御東幸の議をなす

- 六月十九日 公に勅語を賜ひて江戸に赴かしめ給ふ翌日公京都を發し二十五日江戸に着し始めて江戸城に泊る
- 七月朔日 公、江戸を發して七日歸京し翌日參内して復命す
- 七月八日 公、輔相岩倉具視北越出張の議に賛せず
- 七月十三日 公等更に奥羽出兵のことを畫策し翌日決す
- 七月十七日 江戸を東京となすの詔下る
- 七月十九日 公、始めて殉難の志士の靈を京都靈山に祭る
- 七月二十三日 公、藩主毛利敬親に再び版籍奉還論を進説す
- 七月二十八日 公、參朝して參與福岡孝弟等と東幸の經費及び時宜を議決す
- 八月四日 詔して車駕東京に幸し萬民綏撫を諭告し給ふ
- 八月二十四日 公の騎馬を天覽あらせ給ふ
- 八月二十七日 天皇即位の禮を行はせ給ふ公等萬歳を奉唱す
- 八月二十九日 公、北越出張を奏請して允許せられず
- 九月八日 明治と改元し一世一元の制を定めらる
- 九月十二日 薩藩士中井弘藏公の詩を嘆稱す
- 九月十八日 公、諸侯に版籍奉還せしむべき意見を參與大久保利通後藤藤象二郎に説く
- 九月二十日 車駕京都を發し給ふ公等之に供奉す
- 九月二十二日 會津藩降る是日公に竹鞭を賜はる
- 十月朔日 天皇始めて大洋を觀覽し給ふ
- 十月十三日 車駕東京に抵らせ給ふ江戸城と改めらる

明治己巳二年

公三十七歳

- 十月十三日 天皇始めて品川海を觀覽あらせ給ふ
- 十月二十三日 官吏減俸の議決す
- 十一月八日 公、英國公使パークスの所論を強硬に辯駁す
- 十一月十四日 公、徳川慶喜の赦宥を懇請す
- 十一月二十五日 公、奥羽民政調査の朝命を拜す翌日其の施設に關する建言をなす
- 十一月二十九日 公、諸侯の版籍奉還の未だ實現せざるを切迫に深憂し詩を賦して其の思を抒ぶ
- 十二月二日 公、普通教育の必要を建言す
- 十二月七日 奥羽を七國に分たる蓋し公の進言による
- 十二月八日 車駕東京を發し二十二日京都に還幸し給ふ
- 十二月八日 公、東京にて始めて撮影す十三日伊太利人始めて東京にて洋戯をなす
- 十二月十二日 公、大村永敏と會計兵制の基礎確立を謀議す
- 十二月十四日 公、岩倉具視に朝鮮使節派遣と諸侯版籍奉還の急務とを進言す
- 正月二十日 新潟府知事西園寺公望、公を廟堂に訪ひて外交其他を論議す公堂上中の英少年なるを知りて海外留學を懇請す
- 正月二十三日 薩長土肥の四藩主版籍奉還の表を上る二十九日公此の報に接して大に喜ぶ
- 正月晦日 勅使を薩長二藩に遣はし毛利敬親島津久光を召して大政を贊襄せしめ給ふ
- 二月三日 輔相岩倉具視車駕東幸後版籍奉還の處分に關する朝命あるべきを公に告ぐ
- 二月七日 公、東京府知事大木喬任に上野の櫻花縱觀解禁を説く

- 二月九日 公、會津降服人の處分を命ぜらる
- 二月二十七日 公、東京を發し三月三日京都に歸る
- 二月二十九日 藩主毛利敬親京都に着し三月朔日參朝して召命の天恩を拜謝すまた三日敬親島津久光と共に參内す
- 三月五日 公、參朝し輔相岩倉具視に謁して東京の近況を具陳す
- 三月六日 公、王政復古の後始めて島津久光と時事を談議す
- 三月七日 車駕再び京都を發し二十八日東京に幸し給ふ
- 三月十二日 待詔局を置き草莽に至るまで意見を上陳せしむ
- 三月二十四日 公、奈良に遊ばんとし是日京都を發し始めて宇治の萬碧樓に宿す二十九日歸る
- 四月三日 公、浮浪徒の警戒贖金禁止等の機務を輔相岩倉具視に建言す
- 四月十一日 山縣有朋御堀耕助と共に洋行決定を公に報ず公の周旋に依る
- 四月十八日 公、參與大久保利通と時事を議し其誠衷を吐露す
- 五月八日 公、京都を發して大阪に抵り洋醫ボードインの治療を受く
- 五月十三日 公選法を以て朝官を登庸す
- 五月十五日 公、參與に任せられ更に從四位下に叙す（六月四日拜命）
- 五月二十四日 公、神戸を發して二十六日横濱に着す二十九日横濱を發して六月二日參朝す
- 六月十一日 東京招魂場（東京靖國神社の創設）九段坂上に決す公及び大村益次郎の周旋に依る
- 六月十三日 公、版籍奉還の允許を主張し廟議之に決す公また世襲知藩事設置に極力反對して採用せらる
- 六月十七日 朝廷版籍奉還の請を聽して知藩事を置き給ふ

- 是月 公、國語の洋字綴録便利を蘭醫ボードインに論ず
- 七月八日 官制改定し公、待詔院學士に補せらる公之を辭す
- 七月十二日 待詔院學士を廢せられ公に改めて待詔院出仕を命ぜらる
- 八月二日 公、東京を發して箱根に遊び九月二十六日歸京す
- 九月二日 公、鳥取藩士中井範五郎の墓に展して往昔を追懷す
- 九月四日 賊兵部大輔大村永敏を刺す十一月五日永敏卒す
- 九月二十六日 復古功臣の賞典行はれ公も永世祿千八百石を賜はり從三位に叙せらる
- 十月朔日 公、參朝して天顏を拜し永世祿の辭表を上り十七日再び之を上る
- 十月十四日 公、高松藩士松崎澁右衛門の遭難を知りて痛惜す
- 十一月十日 公、戦功行賞に關する意見を上る
- 十一月十一日 公、大村永敏の死を聞き大に悲歎悼惜す
- 十一月二十八日 公、右大臣三條實美の召に出で朝政施設に關する意見を陳述す
- 十二月三日 公を御前に召し旨を含めて山口に赴かしめ給ふ
- 十二月三日 公を使節とし明春支那朝鮮に赴かしめ給ふ遂に行くを果さず
- 十二月二十一日 公大阪の廣江屋孝助（出石の廣戸甚助）の宅に泊す
- 十二月二十八日 公、山口に歸り翌日毛利敬親父子に見ゆ

明治庚午三年

公三十八歳

- 正月三日 公、諸隊暴動鎮綏の策を山口藩大參事穴戸磯に説く
- 正月十二日 參議大久保利通兵部大丞黒田清隆を從へて山口に来る翌日公之に面晤して謀議す

- 正月十三日 毛利敬親父子各々支藩知事と共に公の勸告に基づき一致協力の誓約をなす
- 正月十五日 山口知藩事毛利元徳大久保利通及び黒田清隆を引見して饗應す公も陪席す翌日二人山口を去る
- 正月二十六日 脱隊徒毛利敬親の居館を圍む公報に接して急に之に赴く入ること能はず
- 正月二十七日 公、吉富簡一等と小郡に出で二十九日下關に抵りて脱隊徒の討伐を畫策す
- 二月九日 公、脱隊徒を撃破して十一日山口に入る
- 二月十二日 鹿兒島藩士西郷隆盛村田新八桐野利秋等と共に山口に来る公之を訪ふ十四日隆盛等去る
- 二月十六日 公、登壇して要路と脱隊擾亂後の施設を議決す
- 二月二十九日 宣撫使徳大寺實則毛利元徳に關藩協和の諭書を授け三月三日歸京の途に上る
- 四月三日 公、歸京すべき朝命達す八日公萩を發して山口に出づ
- 四月十一日 公、山口藩權大參事穴戸璣と國事に關して抗論す
- 四月二十四日 公、毛利元徳に従ひて下關を發し翌日長崎に着す
- 四月二十九日 公等長崎を發して五月二日鹿兒島に着す
- 五月四日 西郷隆盛及び同藩士大山綱良公の旅館を訪ひて互に國事を談議す
- 五月五日 鹿兒島知藩事島津忠義毛利元徳を城中に饗す元徳翌日鹿兒島を發して十三日山口に歸る
- 五月二十日 公、山口を發し六月朔日横濱に着して翌日歸京す
- 五月二十七日 公、小松帶刀の心事未遂を哀矜す
- 六月四日 公、參朝して天顏を拜し山口藩に赴きし狀を復命す

六月十日 公、參議に任ず
 六月十八日 津和野知藩事龜井茲監窮民の圖を朝廷に上らんとす是日公其の卷頭に「聖時風若」の四字を題す

- 六月二十二日 大久保利通等の四參議相共に民部大輔大隈重信を罷免せしめんとす
- 六月二十四日 外務大輔寺島宗則等公を訪ひて朝鮮交渉の對策を議す
- 六月二十六日 公、四參議の共謀を開き大に憤慨して右大臣三條實美に其の非を極言す
- 七月三十日 公、政府改革の意見を三條實美及び大納言岩倉具視に陳述す
- 八月二十日 三條實美、公の洋行を止む尋で岩倉具視も切に之を諫止す
- 九月二十日 公、暫く洋行の念を斷つ
- 九月二十三日 公、疾を以て參議を辭す聽されず
- 十月十三日 公、大久保利通と賣茶亭に會して國事を密議す
- 十月十四日 毛利敬親東京を發す公之を送りて鎌倉横濱に抵る閏十月朔日敬親山口に歸る
- 閏十月三日 公、大藏少輔伊藤博文等の洋行決定を喜ぶ
- 閏十月十三日 公、大久保利通廣澤眞臣と共に參朝して時事の下問に奉答す
- 十一月二十五日 岩倉具視を鹿兒島山口二藩に遣はし島津久光毛利敬親を召さしめ公を山口藩に大久保利通を鹿兒島に各差遣し給ふ
- 十一月二十九日 公、歸國の途につく十二月二十二日山口に着す
- 十二月八日 公、在歐の品川彌二郎に新聞局設置の主意を告ぐ
- 十二月十日 公、西邊浮浪の徒を鎮撫すべき朝命を拜す
- 十二月十八日 勅使岩倉具視鹿兒島に赴き二十三日島津久光召命の勅書を賜ふ

十二月十八日 陸軍少將四條隆謨を巡察使となして日田縣に赴かしむ

明治辛未四年

公三十九歳

- 正月六日 勅使岩倉具視三田尻に着す公等之を迎へ翌日山口に歸る
- 正月八日 公、參議大久保利通鹿兒島藩大參事西郷隆盛と薩長二藩大政輔翼の要旨を決定して其趣意を勅使に陳述す
- 正月九日 賊參議廣澤眞臣を暗殺す
- 正月九日 勅使岩倉具視毛利敬親に召令の勅書を賜ふ
- 正月十日 大久保利通西郷隆盛公を訪ひ共に高知に赴くべきを決す
- 正月十三日 勅使岩倉具視山口を發し歸京の途につく
- 正月十五日 公、大久保利通西郷隆盛山口藩權大參事杉孫七郎等と山口を發し翌日高知に着す
- 正月二十二日 公等高知を發し是日神戸に着して廣澤眞臣の遭難を聞き大に驚嘆す
- 正月二十三日 公、九州奔竄の餘賊山口藩の緝捕に任ぜんことを建言す
- 正月二十九日 公等神戸を發して二月朔日横濱に着す三日公東京に歸る
- 二月八日 公、太政大臣三條實美の邸に赴き西郷隆盛等と三藩の勅旨奉體を陳言す
- 二月十三日 鹿兒島山口高知三藩の兵を徴して親兵となす公等の斡旋に基づく
- 二月十四日 鹿兒島熊本山口三藩の兵を以て日田縣浮浪の徒を鎮撫せしめらる
- 二月十六日 公、新聞局開設の主意を杉山孝敏等に談議す（五月一日新聞雜誌を發刊す）
- 二月十六日 公、大久保利通等に謀り鹿兒島山口等四藩都下肅正に任ぜんことを建言す
- 二月二十一日 公、始めて人力車に乗る

- 二月二十二日 公、御前に召されて岩倉具視大久保利通と共に酒饌を賜はる
- 二月二十四日 公、東京を發して歸藩の途につき三月二日山口に着し毛利敬親父子に御沙汰書を致す
- 二月二十六日 公、福岡藩貨幣贋造の處分を三條實美岩倉具視に促がす
- 二月二十二日 公、山口藩廳に出で親兵貢獻のことを議決す
- 三月二十八日 毛利敬親薨す朝廷從一位を贈らせ給ふ
- 四月五日 公、鹿兒島藩日田縣出兵の違背等を大久保利通に告ぐ
- 四月十六日 公、下關に出で御堀耕助の病を訪ふ五月十三日耕助歿す
- 五月十二日 大久保利通山口に來りて公に面會し鹿兒島藩九州出兵の遷延を辯ず
- 五月十五日 公、歸京を決し是日山口を發して二十六日横濱に着す
- 五月二十八日 公、歸京し翌日延引の由を三條實美岩倉具視に言上す
- 六月四日 公、制度變革に對する所懐を三條實美に披瀝し廢藩置縣の斷行を盡言す
- 六月五日 公、更に制度變革に對する意見を岩倉具視に吐露して廢藩置縣の斷行を説く
- 六月二十五日 公、西郷隆盛と共に參議の首班に列す翌日公制度變革等を商議す
- 六月二十七日 西郷隆盛始めて公が盡瘁せる廢藩置縣の主意を諒解して之を贊襄す
- 六月二十九日 公、西郷隆盛と共に制度調査委員の議長となる
- 七月五日 制度調査委員會を開き委員の權限を定む
- 七月十日 公、衆議に諮り廢藩置縣の發令を是月十四日に定む
- 七月十四日 廢藩置縣の令下り公の宿志始めて貫達す
- 七月二十二日 公、毛利元徳の華士族廢止建言を諫む
- 七月二十三日 公、徳川慶喜の登庸を建言す

- 七月二十九日 太政官官制を更定し新に正院及び左右兩院を置く
- 是月 大納言參議を一體となして立法を主らしめ行政官と區別すべきを建言す
- 八月三日 公、盛岡縣權知事渡邊昇と共に斷髮す
- 八月六日 公、工部大丞吉井澄と共に京濱間鐵道の試乗をなす
- 八月八日 公、府縣廢合の意見を提出して用ゐらる
- 八月十一日 公、歸農の意を舊師齋藤篤信齋に談す
- 八月十四日 公、東京府知事由利公正と東京市區改正を謀る
- 八月十八日 車駕延邊館に臨ませられ公等に酒饌を賜ふ
- 九月二十八日 英人シヤンド始めて公を訪ふ
- 十月八日 公、特命全權副使となり大使岩倉具視等と共に歐米出張の命を拜す
- 十月二十四日 公の舊師齋藤篤信齋歿す
- 十一月十二日 公等横濱を發し十二月六日米國桑港に着す

明治壬申五年

公四十歳

- 正月十二日 公、亡父二十二周年の忌日に方り双親生存の往時を追感す
- 正月二十日 官制を更定す
- 正月二十五日 公等米國大統領グラントに會見す
- 二月十二日 特命全權副使大久保利通伊藤博文歸朝の途につく
- 二月十四日 公、始めて新島襄に面會す
- 二月十九日 公等米國外務省に至りて居留地擴張を議し外人を我が土地規則に従はしむ

- 二月晦日 公、少務辨使森有禮の態度を憚げず
- 三月八日 親兵を廢して近衛兵を置く
- 三月八日 公、邦人の外國輕慕を深憂す
- 三月十二日 公、亡母二十五周年の忌日に方り追思悲愁す
- 三月十六日 公、改正條約草案に抗議せしが是日漸く之を國務卿フヒツシュに交附す
- 四月二十七日 留學生松村淳藏始めて公を訪ふ公其の成績優良を喜ぶ
- 五月二十三日 車駕東京を發し六月二十二日鹿兒島に着御し給ふ
- 六月十一日 英國留學生尾崎三良河北俊彌米國に來りて公等に條約改正の早計を極論す
- 六月十七日 曩に歸朝せし大久保利通伊藤博文再び華盛頓に入る公等フヒツシュに條約改正中止を斷言す
- 六月二十一日 山内豊信薨す後公其訃報に接して深く之を追惜す
- 七月二日 車駕鹿兒島を發せられ十二日東京に還幸し給ふ
- 七月三日 公等渡歐の途につき十四日英國倫敦府に着す
- 八月三日 學制を頒布す
- 十月二十七日 公等留學生召還につき協議す
- 十一月五日 公等英國女皇に謁見す
- 十一月九日 太陽曆を用ゐる五年十二月三日を六年一月一日とす
- 十一月十六日 公等佛國巴里府に着す十九日西園寺公望村田新八樞崎賴三等公を訪ふ
- 十一月二十六日 公等佛國大統領チエールに見ゆ
- 十二月朔日 徵兵令を頒たしめ給ふ

明治癸酉六年

公四十一歳

- 一月一日 公、佛國にて太陽曆の新年を迎へ大統領を訪問して賀詞を陳ぶ
- 二月十七日 公等白耳義ブラツセル府に至り翌日國王レオポルト二世に謁す
- 二月二十四日 公等蘭國に至り翌日國王維廉三世に謁す
- 三月七日 公等蘭國を發し九日獨逸伯林府に着す十二日獨逸皇帝維廉一世に謁す
- 三月十五日 公等獨逸宰相プリンスビスマルクの招宴に列す公ビスマルクの演説に對して意見を陳ぶ
- 三月十九日 公及び大久保利通召還の朝命到る二十六日利通先づ歸朝の途につく
- 三月二十八日 公等伯林府を發して露國に向ひ三十日聖彼得堡府に着す
- 四月一日 公等露國皇帝アレキサンドル二世に謁す
- 四月十四日 公等聖彼得堡府を發し丁抹に赴き十六日クロフ驛に着す
- 四月十六日 公、歸國せんとし大使の一行に別れ是日再び伯林府に赴く
- 五月一日 公、ウイーン府の萬國博覽會開場式に臨む
- 五月五日 公、ウイーンを去り翌日伊太利ベニスに着し八日羅馬府に達す
- 五月二十一日 公、伊太利を發し是日瑞西のゼネバ府に着す
- 五月二十三日 是日公また獨逸に入り二十九日佛國巴里府に至る
- 六月八日 公、マルセーユを出帆して十四日ポルトサイドに寄航す
- 六月十五日 公、ポルトサイド港を解纜して七月二十三日横濱に着し直に歸京す
- 七月二十七日 公、參内して天顏を拜し御下問に奉答す

- 是月 公、五ヶ條の御誓文に基づき憲法を制定し内治を整理し外交敦厚にせんことを建言す
- 八月二十七日 公、毛利元徳の高輪邸に至り華族の集合に臨みて歐米の形勢を説き華族の責任を論ず
- 是月 公、書を廟堂に致して内治の急務を論じ閣員の反省を促がす
- 九月三日 太政大臣三條實美、公を召し參議西郷隆盛の建白せる臺灣及び朝鮮征伐のことを謀る
- 九月十三日 大使岩倉具視是日横濱に歸着し翌日參内して復命す
- 九月十四日 公、三條實美に征韓の輕舉を戒慎すべきを盡言す
- 九月二十五日 右大臣岩倉具視、公の時局に對する意見を贊す
- 十月二日 天皇、侍從片岡利和を遣はして公の疾を問はしめ給ふ
- 十月十七日 公、辭表を上る
- 十月二十日 車駕親臨して三條實美の疾を問はせ給ひ岩倉具視之に代りて事を視せしめ給ふ
- 十月二十二日 遣韓使節の閣議破裂し尋で西郷隆盛等罷む
- 十月二十五日 公、元老院設置を首唱す
- 十一月二十日 公、制度變更意見を參議伊藤博文に示す
- 十二月二日 天皇侍從高辻修長を遣はして公の疾を問はしめ給ふ
- 十二月十四日 公、法律にて國民保護の基礎助成を冀ふ
- 十二月二十一日 岩倉具視、公を訪ひて祿税賦課のことを辯明す公之を贊せず
- 十二月二十七日 家祿税を課し翌日官祿税を課す

公四十二歳

明治甲戌七年

- 一月十三日 伊達宗城等華族集會規則を草して公に修正を囑す

- 一月十四日 是夜賊右大臣岩倉具視を途に傷づく
- 一月十七日 板垣退助公に心事を吐露す是日退助等民選議院設立の建白をなす
- 一月二十五日 公、文部卿を兼任す
- 二月三日 太政大臣三條實美征臺の意見を公に徴す是日公反對意見を實美に致す
- 二月四日 佐賀縣士族亂を作す翌日公其の鎮撫に當らんことを請願す
- 二月七日 岩倉具視諸參議を會して征臺の議を決す公之に列せず
- 二月九日 參議大久保利通佐賀行を公に懇談し是日出張の命を拜す
- 二月十四日 公、内務卿の事務を兼任す
- 四月二日 公、獨り征臺奏議書に署名せず十八日辭表を上る
- 四月二十四日 大久保利通佐賀より凱旋す二十七日公内務卿兼任を免ぜらる
- 四月二十七日 左大臣島津久光公の辭官を留めんとして周旋す
- 五月十三日 公、參議兼文部卿を罷め宮内省出仕に補せらる
- 五月十八日 車駕師範學校に臨幸し給ふ公先づ奉迎す
- 五月二十二日 臺灣生熟蕃我が軍に降る
- 五月二十七日 公、東京を發して歸國の途につき七月九日山口に歸る
- 七月十八日 毛利元徳山口縣士族に賞典祿還付の主意を公に傳へしめて之を委任す
- 八月一日 大久保利通全權辦理大臣となりて清國に赴く十二日公其の報に接す
- 八月十五日 公、萩に赴き人士の爲に盡力す十月五日下關に出で十日歸山す
- 九月十五日 公、兵隊爲政の説あるを憂慮す
- 十月二十二日 公、山口縣士族の授産協同二業の擔任を約諾す

明治乙亥八年

- 十月二十六日 公、參議伊藤博文の來關せる報に接し翌日下關に出づ
- 十一月一日 伊藤博文下關に來り翌日公に面晤して歸京を勸む
- 十一月二日 公、歸京の朝命を受く七日上京の猶豫を請願す
- 十一月十六日 公、再び萩に赴き戸長に授産教育の趣意を説き十二月十九日山口に歸る
- 十二月二十二日 公、山口を發して大阪に赴かんとして下關に出づ
- 一月五日 公、神戸に着す參議大久保利通直に之を訪ふ（大阪會議の發端）
- 一月二十二日 公、井上馨と共に板垣退助等に會して時事を論ず
- 一月二十三日 參議伊藤博文大阪に來り翌日大久保利通と共に公の歸東を協議す
- 一月二十七日 公、伊藤博文に歸東の意を洩らす
- 一月二十七日 新島襄中學校設立の宿志を公に説く
- 一月三十日 板垣退助、公の漸進主義を賛し大久保利通もまた之に同す
- 二月五日 勅使東久世通禧大阪に來りて公に歸京すべき朝命を傳ふ
- 二月十一日 公、大久保利通伊藤博文板垣退助井上馨と加賀伊（料理亭）に會して互に時事を談ず
- 二月二十二日 公、神戸を解纜して二十四日横濱に着す
- 二月二十五日 公、參内して天機を候す天皇優詔を賜ふ
- 三月八日 公、參議に任ず十二日板垣退助も之に任ず
- 三月十七日 公、政體取調委員に任ぜらる
- 四月十四日 左右兩院を廢し元老院大審院新置の詔下る

- 六月二日 公、地方官會議々長に任ぜらる
- 六月七日 元老院章程の紛議起る公等盡力して解決す
- 六月九日 英人パーソン其の子にギドパーソンと命名す
- 六月二十日 車駕地方長官會議の議院に臨幸し開院式を行はせ給ふ
- 七月十七日 車駕議院に臨幸あらせられ閉院式を行はせ給ふ
- 九月一日 板垣退助立法行政の分離を主張す
- 九月五日 公、辭意を決し大久保利通板垣退助に之を告ぐ
- 九月二十三日 岩倉具視華族會館の刷新を公に謀議す
- 九月二十九日 公、朝鮮江華島事件の爲め其の辭意を懺へす
- 十月四日 公、朝鮮使節に任ぜんことを三條實美に請ふ
- 十月八日 公、獨逸人リットルの碑面に其の氏名を揮毫す
- 十月十九日 天皇内閣分離を中止すべき旨を新諭し給ふ
- 十月二十七日 左大臣島津久光參議板垣退助各々其の官を免ぜらる
- 十一月十三日 公、辨理大臣に任じ朝鮮出張の廟議内定す是日公俄に左足を疾みて使節變更の議起る
- 十一月十四日 公、丹心を誓ひて國家一日の安泰に報ぜんことを決す
- 十一月十八日 公の妹治子歿す
- 十二月七日 參議黒田清隆特命全權辨理大臣に任じ井上馨副使に任ず

明治丙子九年

公四十四歳

二月二十五日 公、朝命を奉じ「寒香亭」の三字を謹書す

- 三月二日 公、内閣分離問題解決の急務を太政大臣三條實美參議伊藤博文に開陳す
- 三月十三日 公、華士祿支消の意見を建言す
- 三月二十八日 公、參議を免ぜられ内閣顧問に任ず
- 四月十四日 車駕公の染井別墅に臨幸あらせられ公に勅語を賜ふ
- 五月四日 文部大丞九鬼隆一幼稚園設置を公に謀る
- 五月二十六日 公、久坂實甫（義助）遺稿の序文を草す
- 六月二日 車駕東京を發し給ひ公等供奉す
- 六月五日 車駕日光寺満願寺に着御し給ふ是日公時務を奏上す
- 六月十一日 公、内務大丞品川彌二郎に日光堂宇の破壊停止を説く尋で三佛堂の保存費下賜あらせらる
- 六月十九日 車駕福島驛に着御し給ふ翌日公等將來の施設に關する方針を陳奏す
- 七月二日 車駕築館驛に着御し給ふ是夜天皇公及び岩倉具視を召して政治の得失を論ぜしめ給ふ
- 七月十日 公、志士目時隆之進の靈に祭祀料を供ふ
- 七月十一日 車駕五戸驛に着御し給ふ是夜公君徳啓沃に關して岩倉具視に陳言す
- 七月十六日 車駕函館に抵り給ひ二十一日東京に還幸し給ふ
- 八月四日 公、金祿公債證書の發行に關して意見を岩倉具視に極論す
- 八月十一日 公の建言に基づき侯伯士三爵の制定草案成る
- 八月十八日 公、東京を發して箱根に遊ぶ
- 八月二十九日 皇后箱根に着御し給ふ公に拜謁仰せ付らる
- 九月三日 天皇公に宮内出仕を命じ給ふ

- 九月 四日 皇后、公の箱根旅館に臨啓し給ひやもみ魚を下賜あらせらる
- 九月 九日 公、箱根を發して十三日東京に歸る
- 九月 二十五日 皇后女子師範學校へ行啓あらせ給ふ
- 十月 六日 公、衆議を排して皇室費を宮内省經費より分つ
- 十月 十日 岩倉具視、公を訪ひて華族銀行設立のことを謀る
- 十月 十五日 公等甲子殉難志士の祭典を行ふ
- 十月 二十四日 熊本の亂起る二十七日秋月の賊徒之に應ず
- 十月 二十七日 前原一誠等萩に據りて黨徒を嘯集す公其の鎮撫出張の命を請ふ
- 十一月 三日 公、歸國せんとし是日伊藤博文に斡旋を請ふ遂に聽許せられず
- 十一月 三日 公、華族受爵の議に關し三條實美と共に奏上す
- 十一月 五日 鳥尾小彌太品川彌二郎等公の入閣を勸説す公之を固辭す
- 十二月 十九日 盲人學校へ御下賜金のこと決す公の盡力に依る
- 十二月 二十二日 公、國民困苦の狀を奏聞す
- 十二月 二十四日 公、地租改正を緩にして地稅を減せんことを建言す

明治丁丑十年

公四十五歲

- 一月 四日 地租輕減の詔下る公大に感悅す
- 一月 十二日 太政大臣三條實美、公を召して再勤を説諭す公之を固辭し後閣員の勸言みな拒絶す
- 一月 十八日 公、鹿兒島縣の弊害を再び痛論す
- 一月 二十四日 車駕東京を發し二十八日京都に着御し給ふ公等之に供奉す

- 一月 三十一日 天皇、公を召し巡幸あらせらるべき各所を下問し給ふ公時勢を奏陳して具に奉答す
- 二月 三日 車駕京都神戸間鐵道開通式に臨幸し給ふ公等供奉す
- 二月 十三日 公、西海不穩の警報を聞き尋て詩を賦す（詩作の最終）
- 二月 十五日 鹿兒島私學校の徒西郷隆盛を擁して兵を擧ぐ
- 二月 十七日 公及び三條實美等出兵と勅使差遣とを議決し宸裁を仰ぐ
- 二月 十八日 公、自ら戦地に赴きて鎮定せんとし三條實美に歎願す
- 二月 十九日 天皇、公を御前に召し公の九州に赴かんとするを嚴に留め給ふ
- 二月 十九日 朝廷、勅使の九州派遣を止め鹿兒島賊徒征討の詔を發し給ふ
- 二月 二十二日 賊兵熊本城を包圍す
- 二月 二十三日 公、鹿兒島賊徒征討の事由を偏く海内に示諭あるべく奏上す
- 二月 二十三日 公、西南戰役鎮定後の施設を極論す
- 二月 二十五日 公、大に西郷隆盛の暴舉を痛惜悲歎す
- 三月 一日 公、島津久光父子へ勅使差遣の廟議に反對す
- 三月 四日 公、參内して九州戦地の狀況並に將來の方針に關し具奏す
- 三月 十日 公、熊本城下窮民救恤を切論す
- 三月 十八日 公、が主張せる賊の背後衝擊の議決す公之を右大臣岩倉具視に報ず
- 三月 二十二日 公、病苦を力めて機務を視る尋て醫師其の外出を嚴禁す
- 四月 十四日 官軍熊本城に入る公其の報に接して大に安意す
- 四月 十七日 公、熊本城連絡後の閣員緩怠を深憂す
- 五月 二日 伊藤博文三條實美の命を以て車駕還幸の時宜を公に謀る公還幸の可なるを奉答す

木戸松菊公略年譜 (明治十年)

- 五月五日 皇后及び皇太后、公の病を憂慮し給ひ葡萄酒を賜ふ
- 五月十八日 天皇、侍從西四辻公業を遣はし公の病を問はしめ給ふ
- 五月十九日 車駕、公の邸に臨幸あらせられて慰問し給ひ勅語を賜ふ
- 五月二十五日 天皇、公の勳功を賞し勳一等に叙し旭日大綬章を賜ふ
- 五月二十六日 公、薨去す二十八日詔して正二位を贈り金幣五千圓を賜ふ
- 六月四日 公の遺言により其遺骸を洛東靈山に葬る

木戸松菊公略年譜終

史實 木戸松菊公逸事目次

上篇 維新前の事蹟

自嘉永六年
至慶應三年

(一—二六)

- (一) 木戸氏の名稱……………一
桂氏と木戸桂—藩主の命名
- (二) 松菊と廣寒及び竿鈴との雅號……………三
松菊の號—廣寒の號—竿鈴の號—雅號以外
- (三) 水戸藩士と交際の始……………一五
日々記事—袴冢甲藏—齊藤塾中修學の概況
- (四) 露人の造船を観る……………一七
ブチャーチンとヂャナ號の沈没—戸田浦假造船所設置—關吏に苦しめらる—長藩洋式造船の始
- (五) 吉田松陰の獄中推薦……………一七

吉田松陰に師事—齋藤塾に入る—松陰に諫諍—松陰の推薦

(六) 吉田松陰遺骸の埋葬と留魂録の通讀……………三二

吉田松陰の遺骸埋葬—留魂録の通讀

(七) 周布政之助との關係……………三六

政之助公を知る—政之助公の歸來を囑望す—公米使の老中會見の狀を報ず—公の吉田松陰諫止—櫻田門外の變と公及び政之助等の警衛—將軍上洛等の意見開陳—政之助の公登庸意見—長水兩藩親交の序幕と歸國の沮止—要路に列して國事執掌—政之助松陰等の遺志貫徹

(八) 藤田東湖の書幅秘愛……………三八

藤田東湖の名聲—東湖の揮毫—高杉晋作東湖の書を愛す

(九) 内田萬之助の自殺と幕吏の嫌疑……………四〇

萬之助の自殺—幕吏の嫌疑—幕府の赦免—知友の喜悅—萬之助の遺子を教誨す

(一〇) 長藩世子の東下輔佐と決死の覺悟……………四五

航海遠略の建議と寺田屋事變—勅使の東下と公の入京—長薩兩藩疏隔の發端—長藩世子東下に決す—世子の東下と公等の隨從—公必死を覺悟す

(一一) 徳川齊昭の追贈を賀す……………五一

齊昭の薨去と官位追贈—勅諭還附の幕命—長藩賀使の派遣—公の歸府と水戸藩志士の來邸

(一二) 將軍歸東の抑止と用心金の脱落……………五九

將軍の歸東抑止—用心金の脱落

(一三) 海外洋學の決心と伊藤俊輔山尾庸三等の歸朝……………六二

洋行の斡旋—伊藤俊輔山尾庸三等の歸朝

(一四) 長藩主父子及び周布政之助の歸國希望 世子の親書……………六五

周布政之助公の歸國を冀ふ—長藩主父子及び周布政之助の歸國催促

(一五) 堺町門變後の悲憤血涙と今様歌……………六九

堺町門の變と七卿の都落—長藩俗論派の紛起—尊攘の籌圖阻遏せらる—公の抱懷せる衷情—公と中村九郎との歸國論—公の京都に於ける奔走盡力—公歸國を決心す—益田右衛門介公の歸國を促がす—公京都出立の悲歎に今様歌

(一六) 長藩世子再び親書を賜ふ……………七七

顯職を固辭す—佐賀出張の中止と世子の親書—上京と其の畫策

(一七) 門脇重綾の救助した説話の疑點……………八〇

但馬潜伏中の苦慮—奔走に關する傳説の疑點

(一八) 英國公使パークスの所説を駁論す……………八二

 パークスマ關に來る—パークスの謬論駁撃

(一九) 時計双眼鏡及び長靴等洋品の買得……………八四

 短銃袂時計の買得—第二回の時計と双眼鏡買得—長靴の購入—第三回の時計買得—西洋傘の買得

(二〇) 中岡慎太郎の公及び南洲東行の人物評……………九一

 慎太郎の俊秀

(二一) 處女脱兎説と苦慮盡瘁……………九二

 高杉晋作の處女脱兎説—公の苦慮痛心—王政復古の畫策

(二二) 佛國公使の詰責辯駁と長田珪二郎に再會……………九六

 ロセスの難詰—公の辯駁強硬—長田珪二郎の通譯と再會

(二三) 前田孫右衛門の遺品を求む……………九九

 孫右衛門の熱誠と公との關係—遺品にて景慕を欲す

(二四) 長藩世子の英艦縱觀……………一〇八

英艦の責問辯疏—世子の英艦縱觀に對する意見

(二五) 四境戰勝後の用意と幕府の三征説……………一二二

 幕軍の撤退—戰後の用意周到—幕府三征説と倒幕計畫の進歩

(二六) 政權奉還の急迫と薩長二藩出兵に對する思慮周密……………一二八

 兵庫開港着手の發端—政權奉還の急迫—徳川慶喜の大政奉還—薩長二藩の出兵に公の思慮周密

中篇 維新後の事蹟

自明治元年
至明治四年

(一七—一七)

(一) 版籍奉還建言後の苦心……………一三七

 苦心焦慮—衷心の切迫と詩作—赤誠披瀝と薩長兩藩の魁星策—四藩主の上表と其の後の盡力—世襲知藩事に反對

(二) 億兆安撫國威宣布の御宸翰……………一三六

(三) ヒコ(ヒコザイ?)との交際……………一三八

 將士に靴を穿たしめんとす—長崎の近況報告—濱田彦藏

(四) 鍋島閑叟松平春嶽秋月種樹との親交……………一四三

三侯との親交―送別の宴と詩作

(五) 外交傾注と洋製馬車の始乗……………一四六
攘夷思想の瀾漫―居留地の視察とラウダ面會―洋製の馬車―舶來品の買得

(六) 天顔の奉拜と内外の大勢奏上……………一四九
制度の一變―參内の朝命

(七) 江藤新平の推薦……………一五一
新平の亡命と其の庇護―推薦と軍監任命―東京にての會晤

(八) 人材拔擢論と井上馨伊藤博文の推薦……………一五三
後藤象二郎との論議―人材拔擢論―井上馨伊藤博文の推薦

(九) 始めて牛肉を食ふ……………一五四
牛肉洋酒の飲食稀有―牛肉を食ふの始―洋酒牛食の飲食

(一〇) 山田星山の墓に詣づ……………一五六
星山公の意見を贊襄す―展墓と懷舊の景情―故人の友誼に報ゆ

(一一) 兒戯多き廟議 車駕御東幸密議の始……………一五九

兒戯の議論多し―車駕御東幸の密議

(一二) 知己二人と江月齋遺集の序文……………一六三
知己の二人―人情に過ぐと知己の忠言―江月齋遺集の序文

(一三) 江戸城に宿泊の始……………一六八
維新後江戸到着の始―江戸城中の宿泊と追懷

(一四) 東京 奠 都……………一六九
江戸を東京と御治定―江戸を東京とし給ふ詔書渙發―公江戸差遣の拜命を記す

(一五) 岩倉具視の北越出張諫止……………一七五
具視北越出張の希望―廟堂の鞏固急要意見―具視等公の北越行に反對

(一六) 殉難志士祭典の始……………一七七
久阪義助等の墓銘―靈山に詞宇建立と祭祀

(一七) 胸裡の剖破を覺ゆ……………一七八
時勢熟考―長州藩内の疑惑に苦心す―偉大の丹心忠誠

(一八) 乗馬の天覽と敬慎二字の深戒……………一八三

乗馬の叡覽—乗馬の朝命—敬慎の二字

(一九) 維新後萬歲奉唱の始……………一八四

古來萬歳の奉唱—明治天皇御即位大禮と萬歲奉唱

(二〇) 竹鞭の下賜……………一八五

車駕の東幸—竹鞭の下賜

(二一) 中井弘藏(櫻州)の詩作稱讚……………一八六

弘藏に會見—大義名分論と版籍奉還偶意の詩作—海外にての長詩—公の挂冠歸國を惜む

(二二) 大洋及び品川海の叡覽……………一九〇

大洋の天覽—品川海の叡覽—江戸城着聲

(二三) 官吏減俸の嚆矢と寄食者……………一九二

北越出張の不許可と官吏月俸減額論—寄宿者の費額多大

(二四) 福島屋の妻(?)と公の櫻平清の詩……………一九四

舊友知人に對する温情—福島屋—櫻屋と平清—朝陽亭のお清

(二五) 萬國公法は弱國掠奪の武器……………一九六

英公使パークスとの激論—外交將來の考慮とパークスの屈服

(二六) 東京にて撮影と洋戯との始……………一九九

撮影の始—洋戯の始

(二七) 明治元年二年の外人面接……………二〇一

ガラバとの會見—アーストンとの會晤—パークスとミットホール及びラウダーボードインとカール其他の外人

(二八) 普通教育振興の建言と幼稚園及び盲啞學校の嚆矢……………二〇八

教育振興の建言—幼稚園設置の嚆矢—德育の必要意見と幼稚園の設置—盲啞學校の起原

(二九) 相撲の縦觀と歌謠……………二一五

伊勢屋別宅の會宴と相撲(其の一)—武田耕雲齋藤田小四郎を追懷—公の歌謠(其の一)—伊勢屋別宅の開宴と相撲(其の二)—公の歌謠(其の二)—築地の宴と公の歌謠

(三〇) 上野櫻花の縦觀解禁……………二一九

上野公園と櫻花—寛永寺諸門の閉鎖と櫻花縦觀

(三一) 宇治の萬碧樓を愛す……………二二〇

公の西京歸着と島津久光面晤—大和遊歴と萬碧樓宿泊—車駕行幸と宇治川の景勝

(三二) 烏尾小彌太は壯年中秀才の一人……………三二五

小彌太來訪と長藩諸隊救助の金額—小彌太の任官と累進

(三三) 山縣有朋御堀耕助に洋行懇懃 御堀耕助の死去痛惜……………三二六

有朋耕助に洋行を勸む—有朋耕助の歸朝と人材輩出の冀望—耕助の死去を痛惜す

(三四) 國語の洋字綴録便利論……………三三五

洋字綴録にボードインの賛成—和蘭にてボードインに再會

(三五) 東泉靖國神社の創設……………三三七

東京招魂場設置の嚆矢—九段招魂場の設置—戦死者の合祀祭と相撲煙花

(三六) 中井範五郎の死を憐む……………三三九

長藩の庇護を受く—範五郎の遭難

(三七) 金澤の東屋及び千代元に休泊す……………三四一

樺山三圓との計謀と東屋—千代元に休泊す

(三八) 松崎澁右衛門の横死痛惜……………三四二

澁右衛門の投獄—暗殺を痛悼す

(三九) 大村益次郎との關係 征韓論の首唱……………三四四

始めての交際と援擢登庸—公の征韓論賛成—時弊救済と京都出張—兇徒の襲撃と公の驚愕—益次郎の永

眠と公の痛惜—益次郎の遺言と公の追悼—益次郎の祭事と嗣子の留學

(四〇) 廣江屋の屋號許容……………三五六

廣戸甚助兄弟の舊恩と甚助の商業—公の報恩

(四一) 小松帶刀の心事未遂を矜憐……………三五七

薩長兩藩提携の盟約—病辱訪問

(四二) 穴戸璣との抗論……………三五八

藩政改革の主張—將來施設に關する抗論

(四三) 廢藩置縣の遠由と賣茶亭の密會……………三五九

世襲知藩事設置の反對—毛利敬親島津久光の召命—將來の國策確立深慮と賣茶亭の密會—公及び大久保

利通再び歸藩

(四四) 伊藤博文等の洋行を喜ぶ……………三七二

博文の洋行を冀ふ—博文及び本梨信一の洋行—博文信一の歸朝

(四五) 廣澤眞臣との交情と遭難の悲歎憤慨……………二七四

眞臣との親交と其の遭難—眞臣の遭難を追悼す—兇賊緝捕の誤報—罪人を緝捕しえざる千古の遺憾

(四六) 人力車試乗……………二八七

人力車の發明—人力車試乗

(四七) 毛利元徳の華士族廢止建白の諫言……………二八八

元徳の建白意見—公諫言の主意

(四八) 徳川慶喜の登庸痛論……………二八九

慶喜赦宥の主張—慶喜登庸の首唱

(四九) 渡邊昇との親交と斷髮……………二九一

昇との舊誼—胸裡の吐露と斷髮

(五〇) 始めて汽車試乗……………二九四

大木喬任鐵道敷設の建言—公の鐵道敷設鞭撻と試乗—鐵道開業式

(五一) 歸農の意あり……………二九六

染井別莊買得の意旨—代々木の土地檢分

(五二) 東京市區改正計畫の嚆矢……………二九八

由利公正の東京府知事任官—東京市の測量

(五三) 英人シャンドとの關係……………二九九

公とシャンドとの初會見—シャンドの歸國と來朝

(五四) 山内豊信との交情……………三〇三

始めて豊信に會見す—豊信と議論す—豊信の疑惑を氷解す—土州藩の版籍奉還加入を公に囑す—名正の

議豊信と合す—豊信等の送別—豊信公の歸藩を送る—參議任官後の豊信との會見—再び歸藩と豊信會見

—豊信と最終の面晤快談—豊信薨去の訃報—豊信の墓に展す—湯本にて豊信の書を見る—豊信を日載に

記せる最終

下篇 維新後の事蹟

自明治五年
至明治十年

(三八—五八)

(一) 父母厚恩の追慕……………三二八

嚴父の二十二周年忌—慈母の二十五周年の忌日

(一) 條約改正商議の苦心と森有禮の輕放……………三三〇
 條約改正の不利と有禮の態度不遜—海外留學生及び官吏の輕薄を深憂す—岩倉大使の有禮詰責と條約談判の苦心—改正條約締結の中止

(二) 新島襄と同志社大學前身……………三三三
 襄との會見—同志社の前身

(三) 松村淳藏の成績優秀を喜ぶ……………三三六
 淳藏の來訪—淳藏の成績優秀

(四) 異域にあつて感慨骨髓に徹す……………三三七
 三遣子に面會—感慨無量

(五) ビスマルクの演説に應酬……………三三九
 ビスマルクの演説—公の應答

(六) 西園寺老公との關係……………三四一
 洋行を懲憑す—佛國にて會晤—公の歸朝後も老公の修業を勵ます

(七) 憲法制定の建言と其の顛末……………三四九

憲法制度の建言—國憲論貫徹の冀望—憲法制定の歩を進む—立憲政體漸進の頓挫と憲法制定の希望

(八) 元老院設置の首唱と制度變更意見……………三五五
 元老院設置の首唱と其の協議—制度變更の意見—元老院設置

(九) 法律に依つて國民保護基礎の助成冀望……………三六一
 陸軍省の不鞏固浩歎—西郷隆盛の態度に不平—法律にて國民保護の冀望と任官固辭

(一〇) 辭表提出と島津久光の抑留……………三六五
 辭表提出—久光公の辭職を抑留せんとす

(一一) 車駕師範學校小學校へ御臨幸……………三六八
 車駕の御臨幸—展覽所の陳列品天覽と教育進歩の欣躍

(一二) 兵隊爲政の慨歎……………三六九
 古來東洋教育の要旨—大村益次郎の文武兩官區別論と公の賛成—兵隊爲政の説

(一三) 元老院設置の紛議と其の解決……………三七二
 元老院大審院設置の詔下る—元老院議官の任官と章程の紛議—章程の紛議解決

(一四) 板垣退助との關係 大阪會議の顛末……………三八一
 目次

退助の誠實を認識す—公等高知藩に赴き退助等と協力を約す—退助等の出京—退助の推薦と歐米出張の反對—征韓論の破裂と民選議員設置の建白—公の歸國と大阪會議—公參議任官と制度改革の閣議—地方官會議—退助の立法行政分離問題—元老院議長問題—立法行政分離論と公の辭意—久光退助の罷免と大阪會議の信約水泡—入閣固辭の理由—公辭職の決心と退助面晤の最終

(一六) 英人パーソンとの交情 キドパーソンの命名……………四三三

パーソンの誠實と從行の約束—歐洲隨行と訣別の惜閔—パーソンの來朝と止留—パーソンに再會と其の男子に名命

(一七) 獨逸人リットルの碑面に揮毫……………四一九

(一八) 丹心の誠誓を以て國家の安泰に報ぜんとする……………四三一

公の陰忍—福澤諭吉の勸説と公の赤誠

(一九) 揮毫の朝命を拜す……………四三四

公の雅趣—聖時若風の四字—揮毫の朝命と寒香亭の三字—供奉中の揮筆

(二〇) 目時隆之進の靈に祭祀料を供ふ……………四三六

隆之進の庇護—隆之進の自盡と祭祀料の下賜—公祭祀料を贈る

(二一) 日光滿願寺三佛堂の保存……………四三〇

滿願寺の三佛堂—三佛堂破壊と保存の歎願—三佛堂保存に盡力

(二二) 皇后の御臨啓とやもめ魚の下賜……………四四二

皇后宮の下に行啓—御臨啓と漁獵の御覽

(二三) 皇后女子師範學校へ行啓……………四四三

女子師範學校行啓の始—兒童の受業御覽

(二四) 國民の救濟せらざる大遺憾……………四四五

熊本の亂と公の出張希望—福岡の亂と公の大遺憾—出張の再請と國民困窮の救濟念慮

(二五) 養正社と甲子の祭典……………四四八

養正社の起原—京都甲子祭典と遺墨陳列の注意—東京甲子祭典

(二六) 地租改正の緩延と地租輕減の建言……………四五二

地租改正決定の始—地租改正緩延の建言—地租輕減建言の始—地租輕減の降詔と公の感悅

(二七) 大久保利通との政見齟齬と入閣拒絶……………四五九

政見齟齬と任官固辭の事由—三條岩倉兩大臣の入閣説諭と伊藤博文島尾小彌太の運動—鹿兒島縣の弊害論と入閣拒絶の結果

(二八) 最終の詩……………四七五
 九年の勅題和歌と詩作―九州の擾亂と最終の詩作

(二九) 西南戦役鎮定後の施政極論……………四七七
 内政着實施行の意見―擾亂平定後の措置

(三〇) 島津久光父子へ勅使差遣の廟議に反対……………四七九
 久光父子哀訴の正道と勅使差遣の廟議―三條實美の情實關係

(三一) 熊本城下窮民救恤の切論……………四八二
 賊兵熊本城の包圍―熊本城下の疾苦―熊本城包圍前の公の戦略と慘狀―罹災民の救助

(三二) 鹿兒島縣の弊害及び同縣々政改革の痛論……………四八八
 鹿兒島縣の弊害論―鹿兒島縣々政の改革論

(三三) 熊本城連絡後の閣員緩怠深憂……………四九九
 熊本城の連絡と國民困苦の原因―閣員安心過ぎの憂慮―閣員緩怠の色見ゆ

(三四) 西郷隆盛との關係 廢藩置縣の斷行……………五〇二
 隆盛會見と東西別離―隆盛等山口藩に來たる―公鹿兒島に赴き隆盛に面晤す―山口にて隆盛等の商議―

(三五) 最終日載の記事……………五三四
 廣澤眞臣の遭難に驚歎す―公と隆盛と參議任官―制度の改革と廢藩置縣の商議―廢藩置縣の斷行と詔勅の渙發―公の洋行と隆盛と廟議の最終―征韓論破裂と文武明分論―隆盛の暴舉痛惜

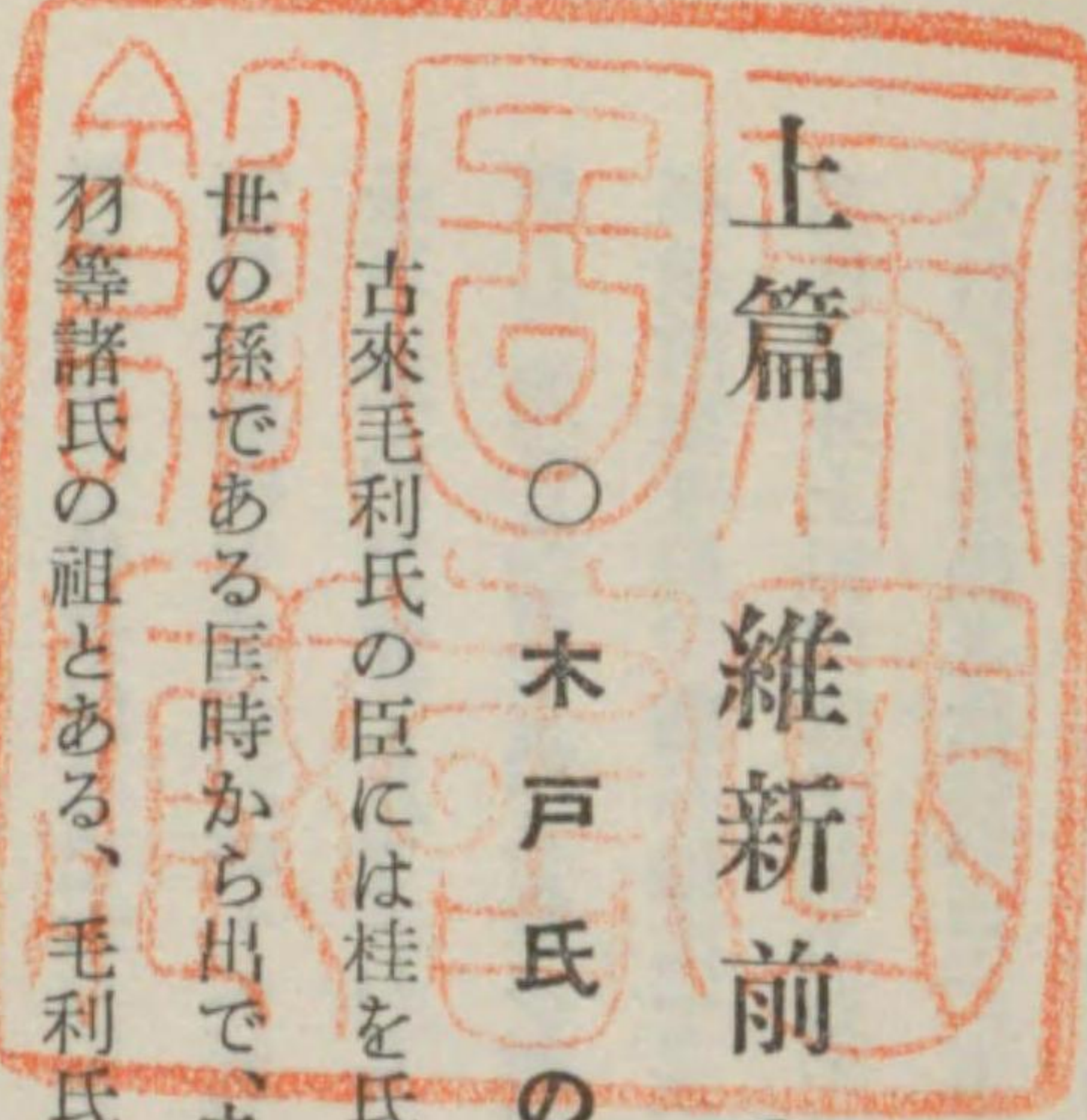
最終の記述―日載の貴重史料―三條實美の和歌と伊藤博文の詩賦……………五三四

史實 木戸松菊公逸事目次 終

史實考證 木戸松菊公逸事

妻 木 忠 太 著

自 嘉永六年
至 慶應三年



上篇 維新前の事蹟
○ 木戸氏の名稱

桂氏と木戸

古來毛利氏の臣には桂を氏とせるものが多々ある、其の桂氏の先は、概ね正四位下大江廣元七世の孫である匡時から出で、之を祖となしてゐる、毛利家の系譜にも、匡時は桂・坂・光永・志道・口羽等諸氏の祖とある、毛利氏の防長二州を領したる後、其の桂氏に寄組（上士）の士が二家（祿高壹千貳百餘石と貳千參百餘石）あつて、大組（中士）の士が十四家（祿高六百石より五拾餘石に至る）あつた、毛利氏諸臣の首位は一門で次が寄組である、寄組の次が大組であつて、後に八つに分れて之を八組ともいひ、他藩の馬廻格である、其の大組の士の桂氏の中に、桂波門といふ人があつて、此の家を人々が世々木戸桂と呼んでゐた、天保十四年が十七歳で參百貳拾五石餘の食祿であつた、それは波門の先祖に木戸氏を稱したものである、他の桂氏と別つて之を呼んだの

上篇 木戸氏の名稱

である、此の波門の祖父に同じく波門といふ人があつて、元文三年に長藩主毛利宗廣の小姓役を勤め、藩命で寛保三年(宗廣の時)に自家の系圖を出だして、それが現存してゐる、其の系圖を見るに、匡時の曾孫廣景が、木戸氏を稱したことが傳へてある、即ち「廣景嫡子三郎兵衛廣景稱木戸、其子善左衛門(實名不知)以桂爲稱號、其子三郎太郎(實名不知)稱桂、其子才法師稱木戸、後號桂三郎五郎元將、其後號善左衛門因幡守、元將以來代々無怠轉以桂爲稱號」とあつて、廣景元將二代が同じく木戸を氏とした、また溫故私記の永正十四年十月二十二日に、安藝の武田元繁の臣熊谷元直が討死したる條に、木戸の桂三郎太郎が戦功に依つて毛利幸松丸(元就の兄興元の子)元就から感狀を領せしことが見えてゐる、即ち「元就公馬の口を放させ、續て進み玉ひ、即時切崩し、熊谷元直を始め數多討捕り被得御勝利候、元直が首をば吉川元經よりの加勢宮庄下野守經敬討取り候、熊谷内にて水落玄蕃・大坪・細迫・桐原、是を見取て返し討死す、御本手にて一番高名は、井上源四郎光俊・同弟小五郎光貞・井上小太郎元在・同名源三郎元盛・粟屋源次郎等敵を突伏せ無比類働き仕候、中にも小太郎元在は、前原の山縣備中守を討捕り、幸松丸殿元就公より御銘銘の御感狀被下、于今井上が家に有之、其外兒玉八郎左衛門元爲・三戸源左衛門時頼木戸の桂三郎太郎高名仕り、何も幸松丸殿御感狀被下之」とある、なほ天文二十三年七月十三日に元就父子

が吉和山里(安藝山縣郡)の一揆を撃退したる條にも、木戸の桂三郎五郎元將の功ありしことが傳へてある、即ち「吉和山里一揆とも、防州勢に相加り、切所を構へ罷居候通り被聞召、元就公隆元公策地迄被成御出張、元春公も御出合、御一所にて、此度は一揆共の根を御斷あるべき通御談合有て、吉田衆には、井上助十郎就正・兒玉四郎右衛門就貞・木戸の桂三郎五郎元將・秋廣の福原惣右衛門俊親・國重源七郎正信・井上民部經貞・坂新五左衛門元祐・福原左京亮廣勝・宇多與太郎・同與三左衛門勝之等何も分捕高名仕候」とあつて、往古木戸桂の稱あつて、後にも之を呼び、長藩主毛利敬親も夙に記憶してゐた、慶應元年公が但馬の潜伏地から虎口を免れて歸國し、藩政改革に盡力するに方つて、幕府の嫌疑もあるので、藩主は其の氏名を改めしめんとし、木戸桂の稱ありし昔時を思ひ出だして、木戸貫治(後に木戸一準郎と賜はる)と賜はつたのである、或は公の先祖を、木戸桂と藩主が思ひ誤まれて、公に木戸の氏を賜はつたのだと、野村素介(後ち男爵)の談もあつたのである。

○ 松菊と廣寒及び竿鈴との雅號

松菊の號

公は支那の陶淵明の靖節を敬慕して常に其の書を耽讀したものである、陶淵明は東晋の人で、

上篇 松菊と廣寒及び竿鈴との雅號

字を元亮といひ、博學で文を善くし、頗る菊を愛した、其の詩に「菊解制類齡」といひ、また「採^リ菊東籬下、悠然見^ル南山」の句もある、宋の劉裕が帝位に即くに及び、(皇紀千八十年)屢々淵明を徵したが、遂に應じなかつた、其の歸去來の辭に「三徑就^キ荒松菊猶存」の句がある、公は此の辭を愛讀し、遂に松菊を號となしたのである、此の松菊の號につき、或は松子夫人に因みあるが如くに面白く語るものもあるが、是は根據のない揣摩せる誤傳である、公が松子夫人を知つたのは、實に文久三年六月以後のことである、文久三年以後の知合ひのことは、公の友人であつた兒玉愛次郎も言つてゐた、其の前文久元年十一月の頃に、公が自ら松菊生と書して友人與平數馬(二水と號す)に送つた尺牘が次の如く存してゐる。

先日御固屋におゐて一見仕候、雅樂書翰と麻田書翰中、御切被^レ成候處を、今一應熟見仕度奉^レ存候間、此ものえ御付與奉^レ願上^ニ候、且又其已後手塚より外國新聞は差出し不^レ申哉、自然差出し候而、御手寄に御座候はゞ、拜見仕度奉^レ存候、爲^レ其勿々頓首九拜、初七

二水老人様

松 菊 生

此の書中にある固屋は、江戸長藩邸内の諸臣の住居である、また雅樂は長井雅樂で、麻田は周布政之助であつて、手塚は蘭學者の手塚律藏後の瀬脇壽人である。

之に據つて公は文久元年の頃から既に松菊の號を用ゐてゐたことが知らるのである、なほ翌二年七月十六日に、公が同友の來島又兵衛(草山と號す)に送つた書にも、松菊生と自署したものが次の如く存してゐる。

嗚々御まぢ被^レ成候半と奉^レ存候、弟こゝろせき候得共、儲公今以御退出無^レ之、御隙取候得は、いよいよ掛念奉り、御歸邸被^レ遊候を奉^レ窺不^レ申而は、外出難^ニ相成^ニ候間、千々萬々殘念には奉^レ存候得ども、今晚之淀舟え御乗り被^レ成候思召ともに御座候はゞ、何卒無^ニ御容赦^ニ御立可^レ被^レ成候、其中御歸邸被^レ遊、格別御様子無^レ之候得は、行步旁御尋仕見可^レ申候、自然拜顔不^レ得^レ仕候はゞ、暫時御別れ申候、道中別而御自愛第一に奉^レ存候、勿々頓首拜、

草山老臺座下

松 菊 生

此の書中に儲公とあるは、長藩世子毛利元徳(後ち公爵)である。

公は元治元年の蛤門の變後に、但馬に走つて暫く出石に潜伏した、翌慶應元年但馬から歸藩し、藩主の召に應じて要路に列し、専ら國事に鞅掌して頗る多端であつた、是時公は已に松子夫人と同棲し、且つ間ある毎に、知友と圍碁を試みて辭結を散んじてゐた、そこで同じく要路にあつた杉孫七郎(後ち子爵)から、是年七月十八日に國事の要件を公に報告した書翰の末尾に「尙々御

用心奉_ニ專祈_一候、此日鴻城炎熱如_レ燒、老兄は謝安圍_レ碁、淵明撫_レ松にて、御消日と想像仕候、呵々」とある、謝安は東晋の孝武帝の相であるが、國事多難の際にも圍碁を娛樂としてゐたので、陶淵明の松菊を愛すると共に、之を公の現況に比して「謝安圍碁淵明撫松」と戲筆した、しかし撫松の二字は、公が松子夫人を愛撫せることを寓意した諛言である、かゝる諛言が基をなして、松菊の號をも松子夫人に因めるが如き、妄想をなしたのもあつたかと思はるるが、是は全く誤謬である。

廣寒の號

公はまた松菊と共に廣寒の號をも用ゐてゐた、文久二年三月二十八日に知人の櫻井慎平（名は直養）から、公に送つた書に次の如く廣寒先生として宛ててある。

呈_ニ疲墨_一候、春暖之節に御座候處、先以老臺を始、御壯剛御起居可_レ被_レ爲_レ在奉_ニ欣然_一候（中略）、麻田翁來原君も過る廿五日來着、九國之勢、委曲承り候、其儀は不_ニ申上_一候間、麻翁より御聞取可_レ被_レ遣候、思之外、麻翁も早目に御出掛け國家に取、めて度事に御座候、委曲申上度候得共、東西奔走に疲れ不能_ニ其意_一候、後鴻可_ニ申上_一候、其中時下御保護申も疎に奉_レ存候、

匆々頓首二拜

三月廿八日夜

直 養

廣寒 先生下執事

此の書中に來原君とあるは公の妹の夫である來原良藏をいふ、良藏が九州の形情視察に赴いて其の歸着したのを報じた書である。

是年八月、朝廷は安政の戊午以後に國事に死するものの禮葬及び流放者以下の復籍等數條を長藩世子に授けて東下せしめ、幕府をして勅旨を奉ぜしめ給ふた、之に關し十一月二十六日公が同志の中村九郎（名を清旭といふ）に、國事に殉死したもののみならず、幽囚の身となつたものをも、調査すべきが叡慮にましますことを説いて、其の文句の修正を告げた次の書にも廣寒と自署してゐるのである。

只今別紙留守居所より持せ候に付、乍_ニ失敬_一御先え披見仕候、國事之爲、非命之死を遂候者のみに而は、幽囚之者までは及び申間敷に被_レ考、左候而は眞之叡慮之儘に無之候間、幽囚之者までも、委細取調名前等認出候様被_ニ仰付_一度、就而は此儘に而は、文言不_レ安敷と被_ニ相考_一申候、老兄御高案も可_レ被_レ爲_レ在候得ども、氣付之儘不_ニ取敢_一申上置候、匆々頓首、十一月念六

清旭 老兄

廣 寒

此の廣寒は支那の廣寒府を略したので「月の都」のことをいふ、即ち龍城錄に「三人同遊_ニ月中_一」

見^ル天官府^ヲ榜^メ曰^フ「廣寒清虛之府^ト」とあり、天寶遺事にも「唐明皇、遊^ビ月宮^ニ見^ル天府^ヲ榜^メ曰^フ「廣寒清虛之府^ト」と見えてゐる、月の異名を桂男といひ、公の氏を桂といへるから、之に因みて廣寒を號としたのである、是より後、廣寒の號は、松菊と共に同友の間によく用ゐられて、慶應の頃にもなほ井上馨（後ち侯爵）等から公に送つた書に見えてゐる、慶應三年三月に伊藤博文（後ち公爵）が京攝の形情を探聞し、且つ薩摩藩士の動靜を詳細にせんが爲に、東上することに決した、是は固より公の周旋であつて、薩摩の藩邸に潜伏せしめんとしたのである、公は其の旅費として黄金三百五十兩を博文に贈り、且つ書を與へて慎重に考慮し輕卒の行動を戒諭した、そこで二十六日に、博文は次の書を送つて公の懇情を感謝した、其の書にも廣寒老臺とある。

芳牘奉^ニ謹讀^ニ候、御懇諭實に難^レ有奉^ニ感佩^ニ候、如^レ命近日出帆之期も相迫り、決而剛粗之所業は不^レ仕、乍^レ恐御降念奉^レ仰候、黃物三百五十落掌仕候、力之及び候丈は御世話可^ニ申上^ニ、此段御安慮可^レ被^ニ思召^ニ奉^ニ願上^ニ候、其他尊簡之趣拜諾仕候、いつれ明早天參堂可^レ奉^レ得^ニ拜鳳^ニ候、匆々貴酬、頓首百拜 三月廿六日

廣 寒 老 臺

宇 生 拜 復

宇生とあるは、伊藤博文が當時林宇一と稱してゐたので、之を略したのである。

かやうに文久慶應の間に、知友の公に贈つた尺牘中に、廣寒・松菊を宛にしたのが多いが、また竿鈴の號もあつて、公自らも之を用ゐたのである。

因に公が國事に奔走せしこのかた、自ら木圭と署して志士の間に通してゐた、そこで同志にまた木圭としてよく知られ、明治初年の尺牘にも、なほ其の宛書がある、是は桂の氏を二分したので、雅號ではないのである。

さて其の竿鈴は、海内の人士が睡眠して、なほ時勢を辨知しないのでゐるものが多いので、之を覺醒せしむるといふ意に出でたのである、それは鈴を竿頭に附し、之を振撼して天下を周遊し、率先して勤王の士氣を鼓舞すること、恰も論語にある「天下無^レ道久矣^シ、天將^ニ以^テ夫子^ニ爲^カ木鐸^ト」といふ語の義と同一となすのである、鐸は鈴のことである、公は國事の爲に蹶起せしこのかた、日夜皇威の恢復を念とし、大に人士の勤王振興に盡瘁した、慶應二年七月に京都の薩藩邸に潜伏せる品川彌二郎（後ち子爵）に贈つた書中にも「神州衰世之極とは雖も、少しは憂國之諸侯も有^レ之度、今日之事、實に天朝之御微力を奉^レ敷候外無^レ之、長州之滅するよりも、必長州滅したる後之天朝思ひ遣られ申候、今日之尊氏は古之尊氏之如きには、有^レ之間敷候○先日差出候書面中に分奪中（○幕軍より獲たるもの）之書面類之内より、書抜き候件々は、何卒世間へ蔓延仕候様、御

計らひ有_レ之度、少しは勤王士人之心得にも相成可_レ申候」とあつて、常に朝廷の御微力を浩歎し奉り、勤王の作興を陳べてゐる、そして公が竿鈴の號を自署した古きものゝ一は、同元年十月に友人の前原一誠に贈つた書である、翌二年十一月に、田中顯助（後ち光顯伯爵）に送つた書にもまた次の如く竿鈴と自署してゐる。

拜啓、早速吉田（○吉田松陰）詩稿御持せ被_レ下、慎に落掌難_レ有奉_レ謝候、今朝承り候得は、昨夜御詠吟有_レ之候由、乍_ニ赤面_一不_ニ取敢_一、戯に奉_レ汚_ニ玉韻_一、繼而尙河北氏之韻をも汚し申候、備_ニ御一笑_一度、左に認申候、何も存在之邊、御容赦奉_ニ願上_一候、匆々頓首 廿六日

東天雲雨惡、四海屢揚_レ波、一軻不_ニ猶避_一。逆風入_ニ薩摩_一。

茫茫南洋水雲多、輕帆如_レ葉只衝_レ波、連山一帶盡還起、遙見海門是薩摩。

右汚_ニ玉韻_一

美人年二八、憐察懷_ニ餘情_一、夜半無_ニ人識_一、燈邊誰尋_レ名。

汚_ニ河北氏韻_一 叱正

太名賀雅兄御直

竿 鈴 生

此の書中に河北とあるは河北一であつて、公の副使となつて、相共に薩摩に赴いたのである、是

年十月に、薩摩の修好使が長藩に來つた、そこで公等は、其の答禮使となつて赴き、薩長兩藩の盟約を正式に締結したのである、是時顯助は公等に乗せた丙寅艦の操縦を掌つてゐたのである。

ついで十二月二十八日に公が大村藩の舊友渡邊昇（後ち子爵）に送つた書にも、竿鈴生と自署してゐるから、此の頃から其の號を用ゐたことが知らるのである、そして其の竿鈴を略して干令とも書せることがある、是は野村素介の注意によると、同人の直話である、しかし干令は別に意義あるにあらで、たゞ竿鈴よりも文字が雅趣に見ゆるといふのである、友人から干令と書して公に送つた古きものゝ其の一は、慶應二年五月二月に、杉孫七郎が發したる尺牘である、之に「干令先生坐下」とあつて「迂孫拜」とあるから、干令もまた慶應年間から用ゐしことが知らるのである。

雅號以外

此の竿鈴（干令）松菊の雅號から、其の署名に代へて、干とも干頑生・干令狂夫・干令居士・干令狂生・干令頑夫・竿鈴頑生とも書し、また松菊生・松菊頑夫・松菊狂生・松菊醉生・松菊醉狂夫と書した、竿鈴・松菊の外に、鐵面・萩蔭・糸米・老梅生・九段・城北と書せことがあるが、是はみな雅號でない、鐵面と老梅とを除き、其の他は住した地名に因みたのである、此の鐵面・糸米・城北から、

更に鐵面生・鐵面頑夫・鐵面居士・糸米生・糸山樵夫・糸米鐵面と書し、城北生・城北病夫・城北病生と書したことがある、なほ木圭を圭とも圭木とも書し、木戸を鬼門・鬼奴・木登・木門・氣門と書し、木戸孝允を略して木孝と書し、孝允を孝とも允とも書したことがある、しかし出石潜伏中に孝とも廣とも孝助・廣孝とも書したのは、變名の廣江孝助の略である、其の他に木偶・木偶生・木頑夫と書したのは木戸から出で、新堀は變名の新堀松輔の氏のみを書し、深川は天津郡深川温泉にゐた時に書したことがある、ただ一時の戯に井上馨を唐の玄宗皇帝に比して今玄と稱し、之に對して自らを伴とも侍從・侍老・老伴ともなし、また民守無策生とも書したことがある、是等以外に、木鷄（木圭）花都良（桂）と書し市隱頑夫・潛居士・無埒狂生と書したことがあるが極めて稀である。

○ 水戸藩士と交際の始

公が始めて江戸に出で、劍客齋藤篤信齋（即ち彌九郎）の塾（麴町の三番町）に入つたのは、嘉永五年十一月下旬（二十五日）である、時に二十歳であつた、（別項吉田松陰の獄中推薦参照）其の翌六年正月元日から六月二十一日まで、凡そ半ケ年間に涉つた入塾中の日記がある、悉く漢文で記して、塗抹補正があるので、甚だ読みがたい所がある、之に自ら「日々記事」と題し、其

の右に「嘉永六癸丑孟春」と書し、其の左に「桂大江孝允」と署してある、其の内容の主なることは、齋藤塾で公が擊劍を練習し、孝經・大學・中庸・論語・孟子・孫子・日本外史・通鑑綱目・文章軌範・兵要錄・前出師表等を講讀し、西洋陣法を學び、詩會を催ほして其の賦作を試み、海防を論じ、紅葉山神靈記などを謄寫したことが記してある、また塾生と共に切磋した諸藩の人名が點々見えてゐる、其の塾生の中に、常州の人の袴冢行藏といふものがあつて、之と公が經書を講じ、擊劍を試み、世事を談じ、詩作を爲し、古詩を論じ、海防を議したことなどが記してある、其の行藏と公とに關係した記事のみを抄出すれば、次の如くである。

正月二日陰、朝自_レ己刻、練兵館於_レ稽古場、常州之生、與_レ袴冢行藏、講論語學而之篇並孫子始計之篇、晝後與_レ同生_レ試_レ劍、（以下略）

同四日陰、自_レ朝讀_レ文章規範、晝後與_レ常人袴冢、談_レ上杉武細川頼直江山入城之事、（以下略）

同五日晴、終日擊劍餘力讀_レ書、夜與_レ袴冢氏、談_レ世事、常人藤田虎之介冢生次韻見_レ五詩、意氣慨

然（以下略）

同六日晴、終日塾居、獨讀_レ書、夜與_レ袴冢話、始聞_レ關東山、始見_レ改正後風土記、

同十日晴、學_レ兵讀_レ書、夜袴冢生講_レ孟子告子下、終而彌九郎與_レ冢生、談_レ古今盛衰、我亦侍坐聽_レ

之、至四更乃睡、

同十七日雪、擊劍餘力讀書、夜與家生得東之韻、賦美人鬪雪之二詩、

同十九日晴、朝彌九郎呼家生與予、講兵要錄、次談關東之名山地理、

三月十六日陰、自己時、到櫻田邸、擊劍、歸路逢雨、未時歸門、夜與家生論古詩、今夕先生

自^{不明}歸矣、

同二十九日雨、朝讀書擊劍、如前日、今日依家生、借得通鑑綱目、夜讀書、

同三十日晴讀書擊劍、如前日、自未時、到櫻田邸、與同遊士擊劍、晚時歸門、夜與齋藤家生

等、議論海防、

此の三月三十日以後に、行藏は姑く齋藤塾にゐなかつたか、公と共に文武を琢磨したことが、一切記載してない、が、之に據つて公と行藏とは、齋藤塾での知人なるのみならず、當時塾中で公の文武淬勵の一端をも推知しうるのである、其の後天下の形勢大に變遷したが、公と行藏との關係は、未だ何等知るものがない、ところが、明治三年九月十五日に至り、甲藏が來つて公の寓居を訪ひ、舊事を談じ、即ち公の日載九月十五日の條に「晴、今朝袴塚甲藏來談、二十年前の舊知、藤田東湖の門人也」とあつて、日々記事に袴冢行藏とあるは、藤田東湖の門人袴塚甲藏なる

ことが知らる、また公の水戸藩有志との交際は、西丸帶刀・岩間金平・武田耕雲齋・藤田小四郎等多多であつたが、其の始めて江戸に出で、水戸藩士と交はつた始めは、實に此の袴塚甲藏であるのである。

因に、公の日載は明治十年五月二十六日薨去の二十日前まで連続してゐるが、此の間に甲藏と再び會晤したことが見えない、また文通もしてゐないのである、最近水戸市袴塚に住せる北條重直氏から、甲藏は常陸國東茨城郡増井村の郷士袴塚周藏の長男であつて孝藏といひ、藤田東湖の門人である、後に氏名を塚達と改め東京市牛込區仲町に住せしことの報があつた、特に之を記し置くのである。

○ 露人の造船を観る

嘉永六年に公は齋藤篤信齋の私塾にゐたが、葦山代官江川太郎左衛門（英龍）に従行して伊豆・相模等の海岸測量を實見し、浦賀から商船にて下田に赴いた、是年露國の水師提督プチャーチンは、樺太境界の議定と開港條約の要求とを目的として長崎に來つた、ところがプチャーチンは、勘定奉行川路左衛門尉聖謨等の幕吏と談判し、其の不利なるを知つて、翌安政元年正月に一旦長

プチャーチンとヂャーナ
號の沈没

戸田浦假造
船所設置關吏に苦し
めらる長藩洋式造
船の始

崎を去つた、ついで九月に至り、ブチャーチンは露艦フレガットヂャナ號に塔乗して遽に大坂灣に入り、京都の人々を驚かした、大坂城代土屋采女正寅直等之に應接して、下田港に回航すべく諭した、そこでブチャーチンは、十月に大坂を抜錨して下田港に入り、川路左衛門尉等にも面晤したが、十一月四日豆相に大地震があつて海嘯が起り、ヂャナ號は忽ち破損して遂に沈没した、幕府は伊豆の戸田浦に假の造船所を設けしめ、船工船材を給與してスクネール型の船二隻を造らしめた、當時海事に傾注せる諸藩には、往々人を遣はして之を視察せしめた、公もまた夙に洋式造船に志があつたので、同藩士中村百合藏と共に其の技を觀んとし、再び下田に赴かんとした、時恰も公は長藩の相州警衛地にあつたので、百合藏と共に宮田の陣營を發して之に赴いた、公等は關札がなくて、箱根を踰えんとし、大に關吏に苦しめられたが、奇策を運らし辛うじて通關した、會々箱根の山中で大地震にまで逢うて頗る困惑したが、漸く其の夜蓮臺寺村に泊し翌日下田に至つた、かくて公は露人の造船技術を觀て大に感んじ、長藩に建言して戸田浦造船所にあつた大工二人を雇はしめ、萩にてまたスクネール型の軍艦を造らしめた、是れ長藩が洋式の船艦を製造したる始めで、また海軍を振興した濫觴である、事は公が明治三年十一月に右大臣三條實美に従ひ、參議大久保利通と共に、伊豆の南端神子元島の燈臺竣工を見んが爲に下田に至り、圖らずも往年

のことを追懷して、其の日載に記したので、當時を詳に知りうるのである、即ち十一月十二日の條に「曉雨風勢漸穩六字揚碇、三ヶ本に至る、昨夜始て點、燈明臺に登り一見す、此燈明臺皇國第一等の部也、點燈之處尤窮奇巧、八字過又下田へ歸り、十字頃揚陸、直に蓮臺寺村(大く)屋に至り溫泉に浴、閑靜尤妙、余十七年十六年前兩度此處に至る、十七年前の時は、魯國軍艦來船、水師提督フーチャーチン此港にて大暴浪に逢ひ、艦終に覆没、下田港の人家盡流没、死人近千余、此時中村百合藏と蓮臺寺村に來り泊す、宮田成營の時也、此行於箱根山中「大地震に會す」とあり、また「中村百合藏と下田に來る、途中箱根の關札を失念し、關守に苦めらるゝ一珍事あり、此行の奇事思起して恍如夢」とあり、なほ「十六年之時は、浦賀より商船にて此港に來る、又蓮臺寺村に一泊し、其より戸田に至る、去年フーチャーチン此地にて、スクネールを造調して歸國す、余我藩に建言し、終に此處の大工兩人を雇ひ、於我藩スクネール艦を造調す、是我藩艦を造調し、海軍の事を唱最初也」とある、公が外人に接したるも、また實に是時が始めてである。

○ 吉田松陰の獄中推薦

吉田松陰に
師事

吉田松陰は天保元年に生れ、公は同四年に生れたので、年齢の差は僅に四歳であつた、そして

齊藤塾に入る

公が松陰の門に入つたのは嘉永二年十月（十七歳の時）であつて、其の後教掖を受けて、同五年に及んだ、會々是年八月江戸の劍客齋藤新太郎が萩に來つた、公は自費で關東遊歴の藩許を請ひ、新太郎に従ひて始めて江戸に出でた、（別項、水戸藩士と交際の始参照）是から新太郎の父齋藤篤信齋の門人となつたが、常に松陰の師恩を忘るゝことがなかつた、同六年松陰が江戸に來つて公を齋藤塾に訪ひ、安政元年米艦に投乗を企てた時に、公は其の爲に盡力した、翌二年公は一旦歸國して、屢々松陰を訪ふた、是時松陰は公の識見の弘深なると志氣の高邁なるとに感じ、大に將來に望を囑し、激勵もしたまた稱揚もしてゐる、かくて公は再び江戸に出でて修養したが、同五年に松陰が時事を憤慨して、其の議論が甚だ激烈であつた、時恰も幕府が大獄を起して志士を羅織するので、公は事を誤らんことを痛憂したが、同志高杉晋作・久坂玄瑞（皆松陰の門人）等の懇囑に依り、慨然として自ら松陰に諫諍を試みんことを決し、江戸から萩に歸へつた、公が未だ歸省しない中に、松陰は松下村塾諸生と共に義舉を企てんとした、此の報が江戸に傳はるに及び、晋作・玄瑞等更に血判の書を認め、公に送つて松陰に與へしめて阻止せしめた、公は歸萩後、松陰の爲に百方盡瘁し、私に野山獄を訪ふて意見を披瀝したが、大に反對であつた、ついで玄瑞も歸り來つたが、奈何ともすることができなかつた、（以上は松菊木戸公傳・中央史壇の予の

松陰に諫諍

松陰の推薦

所説に詳である）松陰は此の入獄中（安政六年）に匿名の書を目安箱に投ぜしめ、公の器量の寛宏にして、性質の濃厚なるを信愛すべく、且つ才氣あることを稱揚し、藩政府の右筆役に任んじ、追々政務座（要路）に登庸すべきを推薦してゐる、即ち其の文に「桂小五郎寛洪の量、溫然愛すべきの人なり、且才氣あり、御密用御祐筆となし、追々御政務座へ御用可被成候」とある、松陰は公が松下村塾諸生との義舉に抗諍して之を諫止せるを激怒し、且つ憤懣であつた、が、公の人物を敬愛して陰に之を推薦せる松陰の度量の弘大なることが知らる、松陰の死後、公は常に其の雄志を尊重して切磋奮勵したが、右筆役等を経て政務座に列し、長藩主父子を輔佐して皇威の恢復に盡瘁し、遂に明治維新の鴻業を翼賛するに至つたのである。

因に、公が松陰の義舉を諫止せんとして激論したことは、其の日載にも見えてゐる、それは明治元年九月に公が車駕の東幸に供奉し、先發して二十一日の曉天に瀬田橋を過ぎるとき、往事を追懷して記したうちに見えてゐるのである、即ち日載九月二十一日の條に「五時御先へ出立す、瀬田橋を過るころ東方稍白、十七年前、余始て到關東、踏霜而過此橋、其後曾て不遇也、風光依然、只天地間の事千轉萬變、人世不可量、雖然余余十一二の頃、天朝の衰微を歎き、幕府の驕傲を怒り、屢同藩の士に語る、士人江戸の豪壯を稱し、陰に幕府を推尊するもの

多し、心常不能平、稍壯年に及び、獨り吉田松陰取我志、助我志、其後天下之變動數次也、諸少年有志の士、高杉久坂之輩、戊午之歲、松陰先師の難にかゝらん事を憂ひ於關東、托余、今日背松陰師の意とも、今日の嫌疑をさけしめ、以て後來の大策を企んとし、懇々余に説、余亦同意せり、因て余一諾して歸國し、歸國の後、専ら松陰師時世を慨歎するの書翰を他國の朋友に贈るものを屢拒む、松陰師公明正大の心を以毫も不厭嫌疑也、故に余の拒て支ゆるを怒り、屢激論を受く、余爲諸有志に、松陰師を今日に保護するを諾し歸國せし上は、飽まで抗論反其意、他通の道を絶す、松陰師極て不平也、其後書翰等他通のことなし、巳未五月初旬、大津前後の北浦を經歷せんと、家を出、六月中旬深川に至り、松陰師の江戸拘引せらるゝを聞、驚歎不及、同秋續て江戸に至る、而し無間日、終に爲幕府受殺戮、窃に其首體を奪て葬骨原、其余若林に改葬し、又甲子之變、幕の毀つ處となる、此間の事不忍言也、余今日生存して未會有之盛事に遭遇し、鳳輦に扈陪して入關左、而して諸同志實に不可見、悲歎交到、而して又長州區々の議論橫來、狐疑百端不安こと如山、前途を想像し苦憂不能禁也、往時を追憶し、涕如雨」とあつて、時事を憂慮し松陰を追惜せることの深きことをも知らるのである。

○ 吉田松陰遺骸の埋葬と留魂録の通讀

吉田松陰の遺骸埋葬の

安政六年十月二十七日に、吉田松陰は幕府の爲に、遂に死刑の宣告を受け、即日小傳馬町（京橋區）の獄舎で斬首せられた、時に公は既に江戸に出てゐたので、同志の飯田正伯・尾寺新之允（皆松陰の門人）と俱に、其の首體が穢多の手に觸れんことを憂ひ、賂金を散らして之を沮止した、ところが、獄吏は正伯・新之允を疑つて、容易に之に遺骸を交付しない、そこで正伯は、氏名と松陰關係とを明かし、獄吏に面接して談論し、二人は三日間も苦心したが、漸く二十九日の午後四時に至つて遺骸を受け取つた、公は利助（後の伊藤博文）を従へ、回向院に赴いて二人の歸るを俟ち、相共に遺骸を検査した、其の首は正伯自ら持ちて亂髪を束ね、公と新之允とが、手杓で水を灌いで之を清淨にし、他は下卒に洗滌せしめて回向院に葬祭したのである、其の事は十一月十一日に來原良藏（松陰の友人）が、佐世八十郎（松陰の門人、後ち前原一誠）等に報じた書中に「吉田寅次郎（○松陰）死矣、今更驚くべきにはあらず候得共、愁傷之至り言句も無之候、死後之始末、小五郎正伯尾寺三人埋葬之事取扱候由、委曲御承知と存申候、實にむざん之至りに候」とある、越えて十五日正伯新之允から高杉晋作・久坂玄瑞に送つた書中に「廿七日四ツ時伏誅に付、

直様賂金を諸人に散し、首と體とは穢多の手に渡らざるやうに、掛留候へ共、獄中の役人六七人計り、容易に死骸を渡さず、各兩人心底を疑ふと相見え候に付、廿八日終日心配すれども事とけず、廿九日晝八ツ時遂に正伯が姓名を名のりて獄役人に面會す、尾寺を残り置き候ことは、萬一正伯手段にて事果さる時、尾寺をして後詰の策を計らする爲めに残すなり、此三日間の苦心筆末に盡し難く候、獄吏と應接問答の一件も事永ければ略す、廿九日七ツ時、彌死骸を受取り、骨ヶ原の回向院に葬祭す、其時桂小五郎並に手付利助回向院に待受居候に付四人立合にて死骸を改め、體骸は下卒に水洗させ候へ共、首は下卒の手にかけず、正伯提げ之を洗ひ清む、桂尾寺手杓にて水を灌ぐ、此時四人の憤恨遺憾御推察可被下候」とあつて、公等四人の憤慨遺憾は甚だしかつた、來島又兵衛（松陰の友人）もまた報に接し、公等が松陰の遺骸を埋葬せるに感んじ、吉田榮太郎（松陰の門人、後ち稔磨）に告げて、直に之を松下村塾へ傳へしめた、塾生は互に當惑し、有志と共に愁傷悲歎を極めた、それは二十七日に又兵衛が公に送つた書中に「楮は義卿（○松陰）一件に付而は、飯田尾寺不容易周旋感心之儀御坐候、早速榮太郎を以、松下塾え相通じ候、箇様之御取行に相成候而は、實に御互に當惑之次第に御座候、於爰元も松下塾之一統は不_レ及_レ申、有志之面々愁傷不_レ能_レ筆紙盡_レ候、御推察可被下候、跡形付之始末に付而も、不_レ容易御配意被_レ

成候段、誠に奉_レ感謝_レ候」とあつて、松下村塾生及び有志に非常の衝動を與へたる状を告げ、公の遺骸を處理せるを感謝したのである、松陰の惨死は公の痛惜憤恨するところで、後に南部の士江幡五郎（後ち那珂通高）に送つた書中にも「吉田松陰は戊午之災にかゝり、残念徹_レ骨髓_レ申候」とある、そして十二月十六日が恰も松陰の死後四十九日の忌日に當るので、公は會々病褥にありながら、爲に法會を營まんとした、ところが、幕吏の残忍は酷烈で、松陰墓石の撤去を命じた、加之、十六日に長藩主が左近衛權中將に任んぜられた慶賀があつて、遂に法會を果すことをえないので、公は痛慨に堪へなかつた、翌萬延元年正月十二日に、公が又兵衛に送つた書中に「松陰先生の事、如何にも難_レ忘、幕より申來候由にて、墓石を取拂せ申候、姦權可_レ惡、病中には御座候得ども、舊臘十六日は四十九日故、聊いとなみ可_レ仕と兼々存居候所、豈計、上之御恐悅に而、所致不_レ得_レ仕、實に混雜千萬之世の中、大道何れに有_レ之候哉、痛慨之至御座候」とあつて、當時公の衷情が想察しえらるのである。

公は幕吏の松陰處分の峻酷なるを疑ひ、其の實狀と共に藩地にあつて幽囚の同じ門人入江杉藏（後ち九一）との關係をも詳細にせんが爲め、斷罪の調書を獲んとし、百方之を探索したが、徒勞であつた、そこで公は、松陰の處刑の正當でない點が多くて、幕府が之を極秘に付し、其の漏洩

を禁止したことを知つた、其の事は萬延元年正月十七日に、公が佐世八十郎・岡部富太郎（松陰の門人）に報じた書中に見えてゐる、即ち「松陰先生之儀は不及申、始終不平のみ多く、態々筆を取りて申上候程の愉快は絶而無之、且又杉藏（○入江杉藏）之儀、先生被_レ申置候事も有_レ之候と承り候故、尙更於_レ御國、御嘶仕候言相貫可_レ申と周旋仕候得とも、先生御書下げ之次第、不分だの、なんだの、かだのと、所詮六づケ敷、其故幕之書面手に入度と存、種々手を廻し候得ども此度之儀は、姦權とも私意大不正意之廉多き故極秘に致し、世間を洩し不_レ申候、橋本頼（○橋本左内・頼三樹三郎）も同様、一圓もれ不_レ申候、乍_レ然たとへ右書面もれずとも、脱獄之儀周旋相貫可_レ申と存候」とあつて、若し松陰に關し、杉藏が幽囚の身とあらば、其の解放に盡力せんとしたのである、ついで公は松陰が死刑の宣告を受けた前日、即ち去年十月二十六日に書き終はつた留魂録を通讀してゐる、即ち四月二十四日に公が同藩士小幡彦七に送つた書に「兎角御無沙汰申上候、彌御清福奉_レ恐賀候、然は先頃入_レ電覽候留魂録、御手寄に御座候はゞ、此奴え御渡させ被_レ成遣候様奉_レ願候、先は爲_レ其草々九拜、四月念四日」とある、また即日彦七の公に答へた書に「高許、拜見留魂録、大に延引奉_レ恐入候、乃貴价へ付候間、御收手奉_レ希上候、い細拜眉萬々可_レ申上候頓首、即」とあつて、彦七もまた之を見て公に返したのである、翌年の小祥日

（一周忌）に門人高杉晋作が一詩を賦した、其の承句が「頻愧我黨負_レ遺篇」とあつて遺篇は留魂録のことである、それは此の詩作の事由に「先師義死也、著_レ留魂録一篇、以贈_レ我黨、我黨之士、雖一人未_レ能_レ行_レ其言、因詩中及_レ之」とあるにて知らる、公等の通讀した留魂録を後に晋作が見たのである、さて留魂録の一本は、松陰が郷里に送つたが、輒もすれば阻滯して達せざらんことを憂ひ、別本を同囚の沼崎吉五郎（福島の人）に托し、出獄後に之を長藩士に渡さしめた、後に吉五郎は流罪に處せられて、伊豆の三宅島に徙されたが、赦免に逢ふて歸ることをえた、會々松陰の門人であつた神奈川縣令の野村靖（後ち子爵）が長藩士たるを聞き、明治九年に松陰の托した留魂録と共に其の遺墨を之に致した、其の吉五郎の致した留魂録は、全部松陰の手蹟であるが、郷里に送つた留魂録中には、他人の改作も混んじてゐる、是等の事は野村靖が、明治二十四年に松陰先生手蹟の留魂録の後に書したので、それが世に傳はつてゐるのである、其の中に「余曾爲_レ神奈川縣令、一日有_レ老鄙夫來謁、取_レ於小冊子於懷、曰、奴、長藩烈士吉田先生同囚獄沼崎吉五郎也、先生殉難前一日、作_レ此書、語_レ奴曰、余既贈_レ一本吾郷、然恐_レ或阻滯不_レ達、又以_レ是託_レ汝、汝出獄之日、致_レ諸長人、長人皆知_レ我、不_レ問_レ其爲_レ誰、奴、後處_レ流三宅島、頃被_レ赦而歸、偶聞_レ公爲_レ長人、謹呈_レ焉、余披而閱_レ之、則先師手蹟留魂録也、乃告_レ以_レ師弟之實、吉五驚喜、具說_レ先師坐獄之狀、且留_レ語

諸友一書及遺墨數葉而去、時明治九年某月也、因思、當時留魂録到_二村塾_一也、中有_レ非_二先師手蹟_一者、衆不解_レ其故、今就_レ此、始知_レ爲_二他人所_レ改作_一、嗟呼、先師臨_レ終從容不_レ迫、用意慎密、此書幸存_二于今_一、可_レ謂_二其魂其文千歲不_レ朽矣_一、とある、ところが、松陰と親密の交際であつた楫取素彦（後ち男爵）の日記には、音羽靜逸が明治七年五月に沼崎吉五郎の所持せる松陰自筆の孫子本文と留魂録稿本とを齎らし來つて示した、そこで素彦は吉五郎に金貳圓を與へ、且つ之を靖（野村靖）に告げたことが録してある、其の日記の文は次の如くである。

二十七日午前晴、午後二時暴雨出仕、柏木氏（○柏木忠俊が）來訪、音羽（○音羽精逸）歸京、檜了介野村靖へ發狀、音羽曰、奥羽福島産沼崎吉五郎、舊幕時代吉田松陰同獄、得_レに豆州三分島え流罪之節、松陰自書孫子本文且つ留魂録稿本所持之由にて、音羽持參爲_レ見吳候故、沼崎え金貳圓差遣し、野村靖えも右之段申遣す。

之に據ると、松陰が吉五郎に托した留魂録は素彦の見たる後に、凡そ二年を経て靖の手に入つたのである、留魂録を靖の手にしたことは、親交ある公に之を告げなかつたか、告げて公が事情を記さなかつたか、公が日々録せる綿密な日載には少しも見えない、また之を素彦の始めて見て靖に報じ時に、何故に二人は直に手に收めなかつたか、その事情が少々明らかでない、是時靖は外務省五等出仕で、素彦は熊谷縣權令であつた、また靖の神奈川縣權令となつたのは、明治九年三月二十八日であつて、その四月四日に素彦は熊谷縣令に進み、同十一年七月二十五日に靖が神奈川縣令に陞つた、そこで留魂録の靖の手に入つたのを九年とせば、神奈川縣權令在職の時である、また松陰の郷里に送らんとした留魂録は、公を始め彦七の見た後に、靖等が松下村塾にあつて手にしたので、吉五郎に托したものと別本なることが知らるのである。

因に、幕府が回向院にある松陰の墓碑を撤去したる後、凡そ三年を経て文久二年に至り、戊午以來國事の爲に、罪を獲たるものを赦免し、死者の罪名を削除せられた、そこで翌三年正月に、久坂玄瑞等が更に松陰の遺骨を今の世田ヶ谷町に改葬した、ところが、元治元年蛤門の變後、幕府は再び之を破壊した、（別項、吉田松陰の獄中推薦參照）後凡そ四年を経て明治元年に、公は江戸在勤の長藩公用人内藤左兵衛をして、松陰等の墳墓破壊のことを舊幕吏前島來助（徳川氏の公儀人で、後ち密といひ男爵となる）に詰問せしめ、之を修理して建設せしめた、そこで公は「王政維新之歳木戸大江孝允」と刻せる華表を寄せ、徳川氏もまた長藩の修墓を聞き、水器一基を贈つた、後ち松陰神社と稱し、遂に府社に昇格したのである。

○ 周布政之助との關係

政之助公を
知る

公が齋藤篤信齋に師事せんとして其の塾に入つたのは、嘉永五年の十一月であつた、(別項、露人の造船を観る参照) 翌六年六月に、米艦が突如浦賀に入港して物騒なので、幕府は長藩に大森出兵を命じた、時に周布政之助は、江戸の長藩邸にゐたが、藩命で大森出兵に關して大に奔走した、公もまた出張の命を受けて是月八日大森警衛地に赴いたが、翌九日更に藩主の旗下に加へられて、櫻田邸に留まつた、此の時に公は屢々政之助に面晤會談してゐる、其の事は、公の日記(前項、水戸藩士と交際の始参照)があつて、之に見えてゐる、其の日記の六月八日の條に「即刻到_二于大森、午時歸邸、晝後圖_二几大森地勢、寄_二周布氏、到_二夜壯氣リン々々不得_レ睡」とあり、同十日の條に「申之刻歸邸、到_二周布氏、談_二天下議論_一矣」とある、ついで十八日の條に「擊劍晝後、櫻田邸到_二于周布氏、聽_二大和西洋議之論、我未_レ知_二何是非_一」とあり、また十九日の條に「擊劍晝後、櫻田邸到_二于周布氏」とあり、二十日の條にも「晝後訪_二周布氏、(中略)以問_二和西所_一以然、周布氏以_レ和、我無學淺心故、未_レ知_二兩端_一、晚時歸門、惶慨紛々、獨哀吾_二愚痴、夜讀_レ書」とあつて、公は大森の地圖を示し、天下の形勢論を談んじ、また和洋長短の説を聞いたのであるが、公はなほ淺學で、政

之助及び篤信齋等の説に對し、其の是非を論議しえざるを憤慨せしことが知らる、ついで長藩更に相州警衛地の任に當り、公もまた其の戍兵の一人に加へられて出陣すべき命を受けた、是は十二月七日である、翌安政元年三月に、吉田松陰が下田に赴き、米艦に投じて海外に出遊せんことを企てた、(別項、吉田松陰の獄中推薦参照)ところが、其の事は米人拒絶の爲に、果されないで、立派に自首して幕吏の縛についた、松陰の同志である公や來原良藏等にも、また連累の憂慮があつた、そこで政之助は之に苦心したが、また公の人と爲りをよく知つたのである、四月に政之助等が、相州警衛奉行役の木原源右衛門に送つた書中にも「下田表之一條、誠に不_二存寄_一儀出來、扱々苦々敷事に御座候、右に付而は、於_二爰元_一も、内密聞繕候得共、取留候儀は相聞不_レ申、甚以致_二心痛_一居候、然處、虎次郎(○松陰と兼而懇意之者、御陣屋内にも彼は可_レ有_レ之、尤大體は彼者近來之所行を以、見限り候哉にも候得共、來原良藏桂小五郎井上壯太郎杯は、此内迄も同氣に而、付合候哉に相聞」とあり、なほ「右三人之者、此節之所行、極密に而能々被_レ成_二御聞繕_一、萬一難_二差置_一趣も御座候はば、彈正殿(○益田彈正)御見切に而、慎候様被_二仰付_一、早々爰元え可_レ被_二仰越_一候」とあつて、頗る憂慮したが幸に事なくてすんだのである。

是年九月に公の義兄である和田文讓が江戸で歿した、公は文讓の遺族が之を悲歎せんことを慮

政之助公の
將來を囑望す

り切に歸國の念が起つた、翌二年三月公もまた疾に冒されたので、郷里にて之を療養せんとし、歸國を藩政府に請ひて江戸を發し、四月十日萩に着した、時恰も政之助は政務座の要路にあつて、財政整理と兵制改革とを企圖し、其の畫策の遂行に腐心盡瘁してゐた、公は歸國後幾ばくもなく、其の健康が恢復したので、再び江戸に出でて修學せんことを決した、是時に公は形勢の推移に鑑みて從來修養の目的を變更し、其の劍術の習熟と和漢兵書の研鑽とを中止し、専ら洋學と船艦製造とを攷究せんことに志した、そこで浦賀奉行に屬せる與力の中島三郎助が、夙に西洋の軍學を研め、船艦製造術にも巧みなることを知り、之に師事せんことを欲し、其の志を開陳して之を藩政府に請ふた、藩政府は兵制改革の實施と共に船艦製造の急要とを察したので、公の志を贊襄して直に之を許容し、大工を附して發せしめた、公の此の志は、政之助等の如き藩政府の要路にあるもののみでなく、吉田松陰もまた痛く稱賛し、爲に文を作つて之を送つた、實に五月七日のことである、是日公は萩を發して關東に向つたが、政之助は公が三郎助に、就きて船艦製造の術を修養せんことを冀望したので、六月二十三日特に書を送つて其の狀況を報ぜしめた、此の書中には藩政府が船艦製造術を知得せんことに苦慮し、薩摩にも人を派遣せんとする計畫あるを告げ、且つ東條禮藏に謀つて洋學修養の便宜を得んことを説き大に其の勉強を獎勵した、禮藏は英庵とい

ひ、毛利氏の一門毛利筑前の家臣である、夙に洋學に志して三郎助に交はり、是時浦賀奉行の屬僚となつて浦賀にあつた、政之助の公に與へた書は次の如くである。

寸楮啓呈、炎暑之節、兩公益御機嫌克御互に奉_レ恐悅候、貴兄御旅中無_レ御滯、浦賀御參着候半と至祝仕候、軍艦一條中、中島引請振如何御座候哉、無_レ御疎、御周旋可_レ被_レ成とは考候得とも、御様子被_レ仰越候迄は、愚案仕居候間、近便御地之様子委曲御報知奉_レ待候、何分製造之儀、片時も差急き申度事に御座候間、薩州えも御憑被_レ仰越、御引請有_レ之候は、製造法爲_レ傳授、一兩人可_レ被_レ差越哉との趣も有_レ之候得共、是以往返有_レ之、急速には調兼候付、偏に御地に而之御心配をのみ依頼仕居申候、東條も御地え罷越候由、定而出精可_レ仕、何そ有益之儀有_レ之候は、申越吳候様重疊御傳言奉_レ憑候、爰元より東條え熱心之者一兩人、西洋學爲_レ修行被_レ差越度、いまた治定之儀は無_レ之候得共、若被_レ差越候は、東條同居、苦學之暇有益之書籍謄寫仕候儀は相調可_レ申哉、東條え御内々御右手合、趣被_レ仰越可_レ被_レ下候、不能_レ申、爲_レ國家御自重御勤學是祈候、楮外附_レ後鴻候、恐惶謹言、六月二十三日

政之助 翼

是年政之助は三十三歳であつて、己に専ら國事に執掌してゐたが、公は二十三歳で未だ一介の書生であつた、が、政之助が大に公の人と爲りを信んじて望を將來に囑したのは、洵に是時からで

公米使の老
中會見の狀
を政之助に
報す

上篇 周布政之助との關係

三二

ある、また公に送つた書も之が始めてで、其の存するものゝ最も古きものである。

其の後二人は東西にあつたが、公は政之助の爲に、常に江戸の狀況を報じて施設の資となすことが多々あつた、中にも安政四年十月に、米國使節のハリスが、老中堀田備中守正睦に會見し、且つ登營したる景情を詳細に報告したる書の如きは今に傳へられてゐる、其の書中に「丑とし以來、未一人も彼の眞情態を知候者なし、實に要路に一英雄なし、誠に可_レ悲之至に御坐候、追々外國之情態も傳聞仕候に、當今之次第に而は、松前より先唐太島に至る迄、不_レ遠内、英佛のものに相成候かも難_レ計と思着仕候儀も有_レ之、誠に々々大歎息、」とあり、なほ「申も疎々、何卒爲_レ國家に御作興、眞の日本之元氣に復し候様、祈處に御座候」とあつて、當時海外の眞情を詳にせるものがあつて、幕府の要路に人物のあらざるを悲み、英佛の東洋に跋扈せんとするを歎んじ、大に皇威の發揚と國民正氣の振作とを冀望したのである。

公の吉田松
陰諫止

かくて安政五年公は松陰が時事を憤慨し、過激に對論せるを聞き、將來を慮慮して大に之を苦憂した、同志高杉晋作・久坂玄瑞等の勸言に従ひ、諫諍を試みんとして歸國を決した、其の途中で晋作・玄瑞等連署して血誓したる書をも受け、之を携へて歸萩し、松陰を野山の獄に訪ふて示した、是は十二月二十八日である、(別項、吉田松陰の獄中推薦参照) 其の後公は屢々松陰の激論

を切諫したが、益々忿恚して忠告を拒絶し、敢へて其の言を容るべくもない、そこで公は日夜懊惱のあまり、遂に病を發し、暫く大津郡の深川温泉に入湯した、其の療養の中に、松陰は遂に藩命で江戸に檻送せらるゝことゝなつた、實に安政六年五月二十五日であつた、ついで公の疾癒ゆるに及び、再び江戸番手の藩命を受け、十月に江戸に着した、會々是月松陰が死刑に處せられたので、公は悲憤痛歎して其の遺骸を回向院に埋葬したのである。(前項に見ゆ)

是年十一月に、公は江戸の藩校である有備館用掛を命ぜられたが、翌萬延元年三月に櫻田門の變があつた、是時政之助も江戸にあつたが、形態に鑑みて公等と共に、藩主登營の途上に變装して駕側を警衛せんとし、共に上書して之を請願した、此の内願書は政之助が公と連署したるもの今日に存せる最も古きものである、其の文は次の如くである。

内願之覺

殿様御登城之節、御供之面々、兼而御覺悟有_レ之、御警衛向毛頭御疎無_レ之事には御座候得共、當節御府内騒々敷諸家御戒嚴之様子追々承及、何共安堵仕兼候間御下乗より内御玄關迄之御供、御小人御供小使御奥番頭其外之下人共以上七人之内、相成儀に御座候はは、私共其身分々々罷成、御前御召物は申迄も無_レ之御奥頭衆其外之はきものを取候而成共、御前御間近近へ御供仕候

櫻田門外の
變と公及び
政之助等の
警衛

將軍上洛等の意見開陳

而、萬一異變之節は、不及ながら、御指揮次第身命を抛、奉_レ遂_ニ其節_ニ度奉_レ存候、尤姿を變候儀に付平日之持方不_レ拘、いか體之事に而も、其身分々々相當之仕役、謹而相勤可_レ申候間前段内願趣、程克被_レ遂_ニ御詮儀、何分之儀、御内々被_ニ仰投_ニ被_レ下候様奉_レ頼候、以上、三 月

是より政之助は、公が江戸に於ける有志間の名聲と其の非凡の才識とを深く信賴した、公もまた政之助の性格が高邁で、經世の機略に富溢せるを敬重した、是年四月公は有備館舎長となつて諸生の薰陶に努力しながら、水藩士西丸帶刀等と幕閣改造を長藩丙辰丸にて密約し、翌文久元年に薩藩士樺山三圓等と會見して長・薩・水三藩有志の親交を謀つた、政之助は一旦歸國したが、再び江戸に出でんとし、また長藩の要路にある長井雅樂が、將に東上して公武の間に周旋せんとするの報が傳はつた、公は此の雅樂の公武周旋には甚だ不平であつた、水戸藩士と盟約した幕閣改造の畫策を遂行して時艱を救濟せんとした、そこで六月十一日、公は書を政之助に送つて雅樂の出府を非難し、今秋長藩主の參勤辭退を冀ひ、將軍を上洛せしめて、諸侯と共に奏請して將來の國策を確定せざれば徹底しがたきを痛論した、其の書中に「長雅（○長井雅樂）公武御合體御周旋の爲め出府仕候様子、いか程手段に御座候哉、不審千萬被_レ存申候云々」とあり、また「就而は斷然御參府御斷被_レ遊、薩州土佐因州其外有志之諸侯を正義を以、篤と御説諭被_レ爲_レ在、遂に

御參府も御見合に相成云々」とあり、なほ「將軍家も上洛相成、天下之諸侯と奏問之上、從來之所致一定仕候様無_レ之而は、中々徹底不_レ仕」とあつて、將軍上洛の意見は、實に公が首唱して之を政之助に開陳したのである、文久三年二月將軍家茂が朝命を奉じて上京したのは、此の公の意見に基因したのである。

政之助の公登庸意見

ついで七月二十一日に、政之助は江戸に着したが、公が有備館の流弊を刷新し、大に文武を獎勵して盛に士氣を振作せる成績を見て、其の才能を益々發揮せしめんが爲に、二十三日書を發して明倫館の顯職に登庸せんことを要路に請ふた、其の書中に「有備館も都合盛に御座候由、桂小餘程心配仕候儀と相見申候、波多野金吾事、桂小代りに被_ニ差登_ニ候而は、如何可_レ有_レ之哉、私出足前、いまた金吾爲_レ人熟察之間合無_レ之候付、何卒治定は仕兼候得共、最前選舉之節、評議も有_レ之たる事に御座候間、篤と被_ニ仰合_ニ、桂小をは備州一同御呼下、明倫館にて相應之御仕方有_レ之候は、一段相勵、御留守中學館御引立之一助にも相成可_レ申と奉_レ存候」とある、此の書に波多野金吾とあるは、後の廣澤兵助で、備州は一門の六戸備前である。

是時公は宿志を貫徹せんとして政之助を説き、遂に雅樂と共に八月三日水戸藩要路の美濃部又五郎と長藩櫻田邸で會見せしめた、是は公が抱懷せる長水兩藩親交の序幕であつて、未だ互に時

長水兩藩親交の序幕と歸國の阻止



事に關する意見を吐露して、將來を盟約するには至らなかつた、かくて雅樂は江戸を去り、備前もまた公を伴ひて歸國せんとした、政之助は公と共に機務を謀議せんことを冀ひ、強いて備前を説き、遂に公を伴はんとするを止めた、政之助が八月十七日其の由を藩政府に報じた書中にも「桂小五郎を備州餘程被_レ見込候趨に而、是非此度連歸可_レ申段被_レ申付、押而相斷、漸聞入相成候」とあり、また「御着府（○藩主の江戸着をいふ）迄は、小五郎を留置候様不_レ仕而は私至而心細く候付、備州厚意をも押而相拒候儀に御座候」とあつて、備前と同じく公の才幹に深く依頼せることが知らるのである、なほ中村九郎から來島又兵衛に送つた書中に「長雅（○長井雅樂）何日比出立敷、何共不明了之事柄多く、麻田（○周布之政助）も不_レ容易_レ苦心、萬々相察候得共、段々私と異議之廉多く、桂小（○公）之外、右之密談申合候儀も無_レ之候」とあつて、要路の一人である九郎は、政之助が、雅樂の行動に苦慮せる其の畫策に反對の意見あるも、之を密議せるものは、公の外に其の人なきを報じてゐる、是等に據つて公は政之助の衷心をよく諒解せるも、また九郎等が常に公と國事を密議せしことが知らるのである。

ついで、政之助は久坂玄瑞・楢崎彌八郎が時事を憤慨して激發せんとするを深憂し、密に公に謀つて彌八郎を歸國せしめ、自ら玄瑞を伴ふて長藩主の參勤を京都・大阪に迎へんとし、遂に江戸を

要路に列して
國事執掌

發して西に向つた、其の意見は要路に容れられなくて、玄瑞は歸國を命ぜられ、政之助は逼塞の嚴命を蒙つた、が、幾ばくもなく文久二年となつて、藩主は政之助の罪を免んじて江戸に召し、公等と共に再び機務の處理に盡力せしめた、ついで公もまた要路に列し、政之助と専ら國事に執掌したが、また屢々越前藩邸に赴き、前藩主松平慶永（春嶽）に面晤し、攘夷の勸旨を貫徹するの急要を説いた、是時同志の九郎や佐久間佐兵衛等も越前邸に赴いたが、公と政之助との二人は、慶永を始め其の諸臣の矚目する所であつた、されば再夢紀事（越前舊記）にも「政之助小五郎何れも檢使目付と云へる役前に而、藩中に而特選之人材なり」とある、かくて二人は皇威恢復の爲に始終奔走盡瘁し、幾多の艱難に遭遇したが、甲子の變後、公は九死を免れて但馬に潜伏した、政之助は國難の匡救に百方苦慮したが、其の畫策の輔佐遂行を憑依せる公の歸藩しなかつたのは、痛恨であつた、ついで政之助は、諸事已に其の志と全く乖違したので、國難に殉んぜんことを覺悟し、九月杉孫七郎に後事を囑した遺書を認めた、時に公が歸國したことを傳聞したので、大に喜びて其の書中にも「桂小五郎歸候由、眞に然る歟、御面會候は、愚意御申傳可_レ被_レ下候、但歸候共、巴城（○萩城）蟄居なるべし、實否は疾く入_レ貴聽候半と相考申候」と記し、公に會晤せば、所懐を傳へんことを請ひ、なほ虚實を質だして速に告げんとした、此の公の歸國説は全く

謬傳であつて、政之助は心事を公に吐露するをえないで、遂に二十六日の暗暁に自刃したのである。

政之助松陰等の遺志貫徹

かくて慶應元年公は萬難を排し、僅に身を以て歸國するに及び、常に政之助松陰等の遺志を紹ぎて皇威の恢復に苦心奮勵し、幾多の辛慘を具にしたが、終に維新の宏業を翼賛して我が國光の宣揚に盡瘁し、克く其の遠謀雄圖を成就したのである。

○ 藤田東湖の書幅秘愛

藤田東湖の名聲

公は水戸藩士藤田東湖（名は彪、通稱虎之助）が夙に海防策を講究し、尊攘の大義を鼓吹して其の名聲の高きを聞知し、之に面晤せんことを希望してゐた、（或はいふ、公既に東湖を訪ひて名刺を出だしたることありと）ところが、安政二年十月の江戸大地震に逢ひ、東湖は小石川藩邸で不幸にも壓死したので、遂に其の警咳に接することが出来なかつた、公は大に之を遺憾となし、其の眞情を得て風采を追慕せんとした、かくて公が水戸志士に交はるに及び、東湖の揮毫せる「忠義填骨髓」の五大字の書幅を得た、其の墨痕の雄渾にして筆格の遒勁なること、東湖の奇聞豪爽なる其の人と爲りを追懷するに足るものである、公は之を喜び知友の高杉晋作が藩命で江戸に

東湖の揮毫

高杉晋作東湖の書を愛す

來つたのを訪ふて、前土佐侯山内豊信（容堂）の揮筆と共に東湖の書幅を示した、晋作は公の厚意を謝して熊本藩士横井平四郎（小楠）の揮毫を贈つたが、東湖の筆力遒豪にして氣慨あるを愛し、姑く其の書幅を留めんとし、次の書を公に送つて之を懇請した、實に文久元年八月十五日のことである。

度々御來駕難有奉存候、容堂幅拜見被仰付、御厚情奉恐入候、晋作も近日より愚物に相成候間、其段御承知被下御絶交可被下様奉願上候、横井書は二枚共呈上仕候、只願處は、藤田先生忠義填骨髓書幅、當分拜借奉頼候、余は拜謁之上、縷々可申述候、先は爲右勿々頓首拜、中秋認、

此の書中に「晋作も近日より愚物に相成候間、其段御承知被下、御絶交可被下様奉願上候」とあるは、晋作が時勢の非なるを憤慨し、將に事を擧げんとしたので、公は輕舉して策を誤らんことを憂慮し、慎重に熟考すべきを忠告した、そこで晋作は公の好意に對し、愚物となつて姑く隱忍し、時勢を傍觀せんとする衷情を示したのである、ついで公は晋作の辭結を解散せしめんとし、其の海外視察のことに周旋して藩許をえた、そこで翌二年正月、晋作は幕使に従ひて上海留學に赴いたのである。

かくて公は尊王攘夷の爲に京都關東の間に奔走して非常な苦心をなし、また幾多の危険にも遭遇した、が、此の東湖の書幅は常に秘愛して失はなかつたので、今日なほ木戸侯爵家に保存されて、巻頭の寫眞がそれである。

○ 内田萬之助の自殺と幕吏の嫌疑

文久二年正月十五日に水戸藩士は幕府の施設を憤慨し、老中の首班にある安藤對馬守信正を坂下門外に要撃した、是時其の同志の一人である内田萬之助（本名川邊佐治右衛門）は機を失して要撃に参加しえなかつた、悲憤のあまり、長藩櫻田邸の有備館に來つて、公に面晤を請ふた、公は有備館の長であつて、其の名は夙に萬之助の知る所であり、また水戸藩有志と幕閣を改造して皇威の恢復を盟約せることをも聞いてゐる、そこで萬之助は公を信頼し、之に後事を囑託して自刃せんとした、公は未だ會つて面識なきも、之に會晤し、其の志を憐矜して自重を諫告し、且つ酒肴を饗した、會々萬之助は間を規つて、「從來忠憤與梅開、笑酌英雄決別杯、一片精誠人勿怪、功名馥郁百花魁」と絶命の詩を賦して遂に自刃した、なほ其の懷中に「うれしさやこゝろしつかに隅田川渡るも今をかきりと思へは」と辭世の和歌もあつた、是は一面には公を信頼して後事を

萬之助の自殺

囑したるも、一面にはまた死所を求めたのである。

幕吏の嫌疑

萬之助の自殺で、幕吏は大に公を疑ひて、十八日から之を召喚して訊問を開始した、ところが、容易に其の無罪なることが明白にならないので、有備館の諸生は幕吏の判決を深憂して、日夜寢食を安んじない、若し不幸にして公が冤罪をも蒙らば、毛利氏の瑕瑾なるみならず、家臣一統の恥辱であつて、等閑に附しがたい、また諸生が平常館中にて、互に道義を研究するも何等益ないことになるのである、そこで諸生一同は此の事由を書して要路に致し、速に公に一點の私なくて、其の衷心の明白になるべく幕府に建言せんことを歎願した、其の文中に「過る十八日小五郎儀、御町奉行所え被_レ召出、種々御探索有_レ之由に候處、未だ御不審之廉、明白に相成不_レ申内、只様日限相立、千萬氣之毒之至に奉_レ存候、然處、小五郎儀、是迄識面之者にも無_レ之候得共、武士道相守依頼仕來候に付、右様致_レ決心_ニ罷越候儀に付、辭退難_ニ相成、一旦相宥置候得共、不_レ圖右様に立行候處於_ニ小五郎_ニ心底は一點之私も無_レ之候得共、此往公邊之御決斷次第、如何様相成候も難_レ計、此段於_ニ私共_ニも、日夜寢食も不_レ安罷居候、此儀に就而は、素より御疎は有_レ之間敷候得とも、此上をも小五郎心底明白に相成候様被_レ仰立、精々奉_レ歎願_ニ候、千萬一冤罪をも被_レ申付_ニ儀有_レ之候而は、御先祖様以來之御瑕瑾にも相成、私共は不_レ及_レ申、御家來中一統之耻辱は、申も疎之儀に奉_レ

存候間、於_二私共_一も、此儘等閑に打過候而は不_二相濟_一、如何様に致候而も、小五郎身柄明白に不_レ仕候而は、日比道義研究仕候所詮も無_レ之儀に付、聊君恩之萬一に奉_レ報候も、此時と奉_レ存候得は、事機再應歎願仕候儀も可_レ有_レ之候間、此段前以御聞届被_二成置_一被_二下候様奉_レ願候_一とある、之に據つて有備館の諸生は、將來に大望を抱ける公の無實を明白にせんとし、再三歎願して必ず其の志の貫徹を期せることをも知らる、時恰も長藩の長井雅樂が、公武周旋の爲に江戸にあつて閣老を説き、大に信憑せられてゐた、殊に政府は、公武周旋の遂行に方つて、水戸藩の諒解をうる必要である、そして水戸藩に之を説くには、公が最も適當であるから、雅樂がひそかに其の事を閣老に説いた、閣老は之を賛成し、内議を凝らして遂に公を赦免することに決した、それは三月五日に來島又兵衛から、藩地の要路にある前田孫右衛門に送つた書中に「長雅（○長井雅樂）此度上京に不_レ至内桂小（○桂小五郎）身上急速に奉行共、疑心を晴らし、此人不_レ成は水府之使節に可_レ仕者無_レ之と、廓老方へ長雅屹と説込候様子に相聞申候、右に付不_レ遠内、桂小も今一應奉行所へ出る歟、又は不_レ出と相濟分、廓老も此段御尤千萬、小五郎使節之役は、宜しからうと被_レ申候様子に相聞申候」とあるので明らかである、かくて七日に、雅樂は江戸を發して上京したが、十八日に至つて、政府は公の罪を問はずして、其の若黨伊藤俊輔（後ち博文と）共に譴責して之

幕府の赦免

知友の喜悅

を赦宥したのである、事は難波傳兵衛から長藩老臣清水清太郎に贈つた書中にも「桂小君、御不審はれ、今度公武御合一之御相談として、小五郎君水戸を御使として被_レ參候由、誠に目出度、乍_レ恐御悅可_レ被_レ遣候」とあつて、公の知友は齊しく其の虎口を免れたるを國家の爲に喜んだのである、かくて藩議は時勢に順應して漸く變易し、雅樂の盡力せる公武の周旋は、内外から非難が起り、公は遂に水戸に赴かないで、其の事已むに至つたのである。

萬之助の遺子を教誨す

因に、萬之助に遺子があつて其の名を元定といつた、明治八年公が上京して再び參議に任んじた後に、知友の笠原半九郎が元定を携へ來つて依囑した、公は之を見て、忽ち萬之助が有備館に來つて、自刃した往事を追懷して、轉悲歎に堪へなかつた、そこで元定を教訓して亡父萬之助の義名を穢黷せざらしめんとし、直に其の世話を快諾した、是は五月二十四日のことで、公の日記にも「晴、笠原半九郎川邊元定を同伴し來る、元定父は十四年前余櫻田長州邸の有備館の長たりしとき、與_二同志_一と相謀り、正月十五日閣老安藤對馬守を狙撃せんと、坂下門に至る、同志先發、纔に後_レ時、直に余を尋ね來り、終に同夜有備館にて屠腹して死す、實に悲痛に不堪なり、余は其嫌疑を受け、舊幕より糺彈さるゝこと七八度、于時、老公（○敬親公）已に爲_二國家_一、朝廷へ御盡力ありし際に付、輕罪を受け、終放還されし其等の縁を以、元定余を慕ひ來る、

依て余の宅へ引受けり」とある、ついで公は元定を自宅に招きて住せしめ、其の心事を質だして常に教誨を怠らなかつた、かくて明治十年に、公は車駕に供奉して大和及び京阪地方に赴いた、會々西南の亂が起つて、京都に淹留することになつた、是時元定は漸く酒に耽つて素行が修まらなくなり、無謀にも、西南戦役に参加して西郷隆盛の首級を獲んとし、屢々公に書を送つて之を請ふた、公は元定の輕卒で思慮なきを憂慮し、其の請を許さないで、書を半九郎に送つて之を去らしめた、山尾庸三は之を知り不憐に思つて痛切に訓戒したので、元定も稍々悔悟するに至つた、公は其の報に接して大に喜び、書を庸三に送つて厚意を謝し、半九郎と共に益益教誨して董正せんことを請ふた、其の書中に「川邊元定より遂々書狀差越、是非九州へ罷越、賊中に入り西郷之首領をとり候と歟、何と歟やけ間敷申越云々」とあり、また「過日友人中よりも川邊酒過無懶、留守中にも困却候歟之由申越候ものも御座候云々」とあつて、「此程留守より不容易老兄御世話被下候而、どふ敷安着候邊申來り、側安心仕候、付而は今更不及遂出次第に御座候へは、何卒半九郎被仰合可然奉願候云々」とあり、なほ「當人も沈着候而、聊なりとも君父に報ひ候様心掛け候事こそ第一と愚考いたし居候事に御座候云々」とあつて、公が寛仁なるのみならず、其の亡友に對する温情の懇篤なることが知らるのである。

○ 長藩世子の東下輔佐と決死の覺悟

航海遠略の
建議と寺田
屋事變

櫻田門の變後は諸藩の志士の時事を憤慨すること益々甚だしくて、世論の紛囂を招徠した、が、幕府の閣老は因循姑息であつて、其の鎮綏を按講しえないのである、そこで長藩は、此の形情を深憂し、皇威を恢復して我が國運の發展せんことを痛切に冀望し、慨然諸侯に率先して公武の周旋を開始した、是は文久元年五月であつて、所謂航海遠略の建議である、此の建議は空谷の跫音ともいふべく、廷臣も幕吏も齊しく仰望注視して非常に依頼する所であつた、ついで翌二年四月、薩摩の島津久光もまた蹶起して上京したが、其の意見が、京攝志士の期待に乖違し、忽ち寺田屋の事變を勃發し、あたら有馬新七等八人の俊才を失ひ、また長藩の公武周旋も貫徹しがたき形勢に趨いたのである。

そこで朝廷には、久光の建言したる勅使東下の議を決せられ、左衛門督大原重徳に之を命じて三事の大綱を幕府に示諭せしめ給ふこととなつた、其の大綱の要は、將軍が諸侯を率ゐて上洛し、共に國是を議定すること、島津・毛利・山内等の沿海五大藩の諸侯を五大老として國事に參與せしむること、一橋慶喜を將軍後見として松平慶永を大老となすこと、此の三策中で、將軍上洛のことは、

勅使の東下
と公の入京

公が曩に周布政之助（別項、周布政之助との關係参照）に開陳し、長藩は既に之を幕府に建言してゐるのである、重徳は朝命を拜して五月二十二日に京都を發し、久光が之を護衛して關東に赴いた、是時長藩世子（毛利元徳）は已に入京して國事周旋の勅命を蒙つてゐた、公もまた始めて藩命を受けて江戸を發し、勅使出京の日に、途中で其の一行に逢ふて直に京都に入つたのである。

長藩主（毛利敬親）は江戸にあつて朝命を拜したので、上京して叡慮を候し奉り、歸國せんとして六月六日に麻布の藩邸を發した、時に公は都下の現狀に鑑み、益々有力の諸藩と協同して尊攘の實効を擧げんことを期してゐた、會々長藩主が勅使の東着に先だつて江戸を發せんとするの報に接した、そこで公は薩藩の疑惑を生じ、其の抱懐せる畫策の頓挫せるのみならず、長藩の爲に不利ならんことを憂慮し、是日其の事由を書して江戸にある來島又兵衛に報じた、ところが、長藩主は已に江戸を發し、勅使もまた川崎驛に着した、翌七日長藩主は從隨せる周布政之助を勅使の休憩所に伺候せしめて、出發の已むなき事情を陳述せしめた、政之助等も薩藩士との親交を繼續せんとし、大久保一藏（利通）堀小次郎等と互に會晤し、また屢々酒宴を催ほした、然るに公が憂慮せる如く、薩藩士は長藩主の出發に疑念を抱き、交情昔日と異なつて、漸く意見の疎隔をなすに至つた、しかし此の疎隔には、已に長薩兩藩の勢力争が根本してゐることも、考慮せねば

長薩兩藩疏隔の發端

ならないのである。

かくて七月二日長藩主の入京後、政之助の西上するに及び、五日公と中村九郎兵衛（後ち九郎）との三人に命じて公卿の間に入らせしめ、且つ薩藩其の他の交渉に任せしめた、なほ六日公及び政之助等をして時局に應ぜざる畫策を凝議商量せしめ、遂に公武周旋の建議を拋棄し、全く叡慮を遵奉して攘夷に盡力すべく決定した、是に於て、朝廷には長藩主に勅書を賜はり、關東に赴いて勅使を輔佐し、叡旨の貫徹に盡瘁せしめ給ふた、公は政之助等と共に長藩京邸の内情を朝廷に言上し、姑く藩主を輦下に滞在せしめて、世子を東下せしめられんことを歎願した、ところが、二十七日長藩主に父子の中一人江戸に赴いて、朝旨の貫徹に周旋すべき勅諭が下つた、依つて長藩主は、公及び政之助等に商議せしめて、世子を東下せしむべきに決し、翌二十八日直に之を奏上し、また幕府にも報じたのである。

長藩主は世子の東下を重大の任務となし、七月二十九日公及び政之助・山田亦介等の俊才を選抜して之に隨行せしめた、特に公及び政之助・亦介の三人を學習院用掛となし、江戸に於ける樞要の機務を處理せしめ、東西交渉の重任に當らしめた、公が政之助と共に世子の隨從を命ぜられたことは、同僚知友の大に矚目期待する所であつた、されば其の前日已に竹内正兵衛から江戸の來

長藩世子東下
下に決す

世子の東下
と公等の隨
從

島又兵衛に送つた書中にも「世子君にも、近々御東下被_レ遊候由御座候、周布桂も御隨下之由、評判に御座候」とあつて、世評が高かつた、公は世評の高きほど、其の責任の重大なるを感銘したのである、かくて八月三日、世子は京都を發して關東に向つたが、長藩主は思ふ所あつて、公と政之助・亦介三人を姑く留めて機務に盡力せしめた、ところが、公は朝廷から勅使をして暫く江戸に延留せしめ給ひ、世子の着府を俟つて相共に盡力せしめ給ふことを知つた、そこで公は機を失せんことを憂ひて、一日も猶豫しがたきを慮り、長藩主に請ひて六日京都を發して江戸に向つたのである。

公必死を覺悟す

かくて公は江戸に赴くの途中、池鯉鮒に至つて、世子に陪行せる任務に關し、百方考慮をなした、世子の奉ぜる勅諭には、戊午以來の殉難志士を禮葬し、故前中納言徳川齊昭贈官の朝旨もあり、また伏見寺田屋事件の有志をも赦宥すべきことがあるのである、是等は實に幕府の難んずる所であるが、寺田屋事件は久光が朝命を奉じて激徒を鎮制したので、其の禮葬は最も苦痛とする所である、そこで公は非常なる決心で、自ら薩藩士並に幕吏の辯論に其の魁をなし、長藩の朝旨遵奉の趣意を解説して、重大の目的を貫徹せんことを覺悟した、されど此の大事件の任務を遂行せんとし、奔走辯解して危険を冒すに方り、幕吏の嫌疑術策に陥りて、緝捕拷問を受け、動もすれば、

自刃の機會を逸失せんことを逆妬しがたい憂慮があるのである、公は曩に水戸藩志士の内田萬之助が、長藩櫻田邸に來つて自盡した時に、屢々幕吏の訊問を受け、其の苦痛が骨髓に徹し、未だ日夜之を忘却しえないのである、のみならず、公の策動は幕吏を始め薩摩其の他の諸藩士も大に傾注してゐるのである、そこで公は豫め其の困厄の場合を深慮し、知友である藩醫の青木研藏（維新後大典醫となる）に書を送つて、其の衷情を吐露し、不慮の備へに毒藥の處方を請ふた、研藏は公が世子に陪行せる重大の任務を祭すると共に、其の決心の牢乎たるに痛く感動した、が、公の將來を慮り、若し不幸にして長く幕吏の拷問に逢ふて衰弱することあるとも、一息一氣のある間は、必ず論辯して誠意の貫徹を期せんことを冀ふた、そこで宋の文天祥が國難に際し、獄にあること三年の久しきに及び、其の鼎鑊の苦きも、甘きこと飴の如きと言つた文句を引き、陰忍自重して精忠の天地に貫通すべく、百回も論辯を盡さば、人情輕薄の獄吏も感悟すべきを説いた、若し憤慨の餘り毒を仰いで死せば、却つて其の形迹を嫌疑せらるの杞憂あるを述べて、之を諫止したのである、が、研藏は公の懇情に對してまた黙止しがたいので、已むなく其の處方を示しながら、なほ醫師の本分に乖背せるの苦心を陳べて之を反覆諫告した、其の復書は次の如くである。

池鯉鮒發之尊翰、今日奉_ニ拜讀_ニ候、さて此度之御陪行、實以不容易_ニ御劬勞之御事、御決心之

處奉ニ感心ニ候、付而は御内々被ニ仰聞ニ候趣、御尤にも候へ共、御書中に一番に罷出、どこ迄も論辨不レ仕而はと申事に候へば、長く拷問に逢、衰弱仕候事も、一息之所レ存、一氣之所レ通までは百回論辨御誠意洞徹いたし候様仕度奉レ存候、宋文天祥は在獄三年、所謂鼎鑊甘如レ飴、求レ之不可レ獲之譯にて、時宜により候而は、死するにも死なれぬ場合も有レ之事に候へば、必々御忍被レ成、以動レ天之精忠、百回御論辨なされ候半々、如何なる獄吏も必感悟之時可レ有レ之、又一方にては飲レ藥而死候様なる事、却而形迹疑似に涉候事ともは有レ之ましく哉、是等之處も御熟考之事には可レ有レ之候へ共、兼而之儀ゆへ愚案申上候、御取捨可レ被レ下候、夫之藥方之儀、僕未ニ嘗投ニ死方於レ人候へば、格別之確説も無レ之、其上これは醫家之大禁忌にて、如何程人に責られ候とも、授候譯之ものには無レ之候へ共、格別之御懇請ゆへ、左に申上候、

古渡 阿芙蓉 三分

右一頓に服盡

これならば大抵死なれ可レ申哉、乍レ去幾回熟考いたし候とも、此儀は於レ僕は破レ禁、老兄においては、格別無レ益ニ於事ニ之様に被レ考候間、必々御無用可レ然奉レ存候、くれぐれも前條申上候處今一應御熟考有レ之度奉レ存上候、大事之御身上、随分御用心第一に奉レ祈候、草々拜復、再按

するに、申上候藥方ならば、萬死無レ疑と申譯にも參り申さず、旁御熟考可レ被レ成候、分量五六分に増候而可レ然哉、

之に據つて公が世子を輔翼して朝旨の貫徹に奮勵せんとし、死を覺悟せる其の用意の周到と共に、重事に直面して凜然たる意氣の推知せらるのである、かくて公は兼程し、遂に世子の駕に追及したが、十六日に先だつて江戸に着した、世子は公に後ること三日で、十九日に江戸に着して櫻田邸に入った、是から公は勅使の旅館に候し、薩藩邸を訪ひ、更に前越前侯松平慶永等に面晤し、大に奔走盡力した、勅使は八月二十二日江戸を發して歸京の途に就いたが、其の後世子の勅諭を將軍家茂に傳へて、遂に之を奉承せしむるに至りしは、公が非常の覺悟で同僚と共に盡瘁したことも、また大に與つて力があるのである、かくて公は幸に豫測の危険に遭遇しなくて無難に奔走し、再び上京を命ぜられ、世子に先だつて十月江戸を發し、入洛して其の機務に服したのである。

○ 徳川齊昭の追贈を賀す

嘉永六年米國使節の來航して互市を我に迫まりしこのかた、幕府は其の措置に困惑し、前水戸

藩主徳川齊昭を召して大政に參與せしめた、かくて安政五年四月彦根藩主井伊掃部頭直弼が大老となつたが、米使ハリスの要求を拒むことが出来ない、六月遂に朝野の議論を排卻し、勅許をも待たないで、擅に米國との和親條約に調印した、しかのみならず、齊昭等の意見を斥けて、紀州侯徳川慶福を將軍家定の繼嗣に定めた、そこで齊昭は、越前侯松平慶永等と押掛けの登城をなし、直弼に面晤して大に違勅を論責した、更に慶永は直弼の處置を憂慮し、七月土佐侯山内豊信等と共に條約調印違勅の善後策を講ずべきことを幕府に建言した、ところが、直弼は却つて大に之を怒り、是月五日慶永等を隠居せしめて齊昭に謹慎を命じ、水戸藩主徳川慶篤及び一橋慶喜の登營をも停めた、時恰も尊攘論漸く盛に趨き、幕府の施設に關して非難攻撃が甚烈であつた、朝廷には、此の形情を深憂あらせられ、八月勅諭を慶篤に賜ふて幕政を匡救せしめ給ふた、是時尾張・越前・薩摩・長門・土佐等の雄藩にも其の勅諭を回示して共に協力せしめ給ふた、そこで幕府は大に驚愕し、水戸藩に命じて勅諭の回示を中止せしめ、無謀にも志士の捕縛を斷行し、翌六年八月齊昭に永く蟄居を命じ、慶篤を差控へしめて、老中安藤對馬守信正に水戸藩の事務を督せしめた、ついで幕府は其の囚捕した志士を峻刑流罪に處斷し、また勅諭の還附を慶篤に強迫した、是から世論益々沸騰し、水戸藩士山口辰之介等二百餘人は、水戸の城南長岡に屯集して、其の返還を沮止せんと

勅諭還附の
幕命

した、慶篤は之を憂ひ、翌萬延元年二月已むなく兵を出だして長岡屯集の徒を討撃した、辰之介等は深く之を考慮し、慶篤の出兵に抗して同藩人と戦ふは、兄弟の争であつて甚だ不利となし、各々其の鋒を避けて隠見出沒し、若し勅諭を返還することあらば、途に之を抑止せんとしたが、翌三月三日直弼が水・薩兩藩志士の爲に櫻田門外で刺殺せられたので、勅諭返還の幕議は遂に寝んだ、かくて八月齊昭は幽囚の中に薨じ、辰之介は同志吉成勇太郎等三十餘人と共に三田の薩藩邸に赴き、書を致して攘夷の實行を建言し、其の先鋒たらんことを請ふた、幕吏之を探知して其の邸内に辰之介等を拘留せしめたが、後更に駒込の水戸藩邸に移して監禁せしめた、かくて文久二年八月、朝廷には長藩世子毛利元徳に勅諭を賜ひ、戊午以來の殉難志士を禮葬し、齊昭に官位追贈（從二位權大納言）を傳達すべく幕府に盡力せしめ給ふた（前項参照）やがて幕府は朝旨を奉承して之を慶篤に傳ふるに至つたので、辰之介・勇太郎等をも赦免して、各々其の家に歸へらしめたのである、

長藩賀使の
派遣

長藩にては、幕府が既に齊昭の官位追贈の朝命を慶篤に傳へたので、賀使派遣の議が起つた、其の賀使は、藩主に代はつて齊昭の墳塋に詣せしめんとし、公に其の命あるべく内定した、是は公が夙に水戸藩有志に親交して國事に奔走し、其の知人が多いからである、公は竊に其の議を知

り、自ら江戸の水戸藩邸に赴き、梶清次衛門を訪ひて、使者の派遣を告げ、藩内の情實を質だした。清次衛門は公の知人で、返勅に反対した一人である。水戸藩には夙に正邪の二派に分れてゐて、公は常に其の正義派の人々の援助に苦心してゐた。水戸に赴くに及び、其の藩情を詳悉にせんとし、之を清次衛門に質したが、なほ現状を探聞せしめんとし、伊藤俊輔・堀真五郎の二人を先づ水戸に潜行せしめた。是時俊輔は土居銀次郎と變名し、真五郎もまた有田又四郎と改稱して赴き、水戸城下の市店で、二人が始めて勇太郎に會見した。是は十二月四日のことである。勇太郎は往年齋藤篤信齋の塾に入り、其の練兵館で公から擊劍の指授を受けたことがある。また坂下門の變に其の同志の内田萬之助が、(前項参照)長藩の有備館に投じたのを、公が優遇した温情と高義とを聞いて痛く敬服してゐた。今また俊輔等から公の將に水戸に來らんとするを聞き、大に之を喜んで同志と共に歓迎せんとした。ついで勇太郎は俊輔・真五郎の去つた後に再び之に會晤せんとし、十二日江戸に出でて長藩邸を訪ふたが、二人未だ歸府してゐなかつた。そこで勇太郎は一旦水戸に歸つて、公の來たるを迎へんとし其の準備をなした。水戸藩の有志野村彝之介もまた同藩岩間金平等に謀り、公を歡待して京都の現況や長藩の尊攘に關する籌圖等を知らんとし、大に期する所あつた。かくて公は俊輔等の歸るに及び、其の案内に従ひ、江戸を發して水戸に赴き、

齊昭の墓に詣し、長藩主に代つて追贈の賀を告げた。是は文久三年正月二十五日であつた。時恰も少壯有志の輩が、藩主徳川慶篤の上京に隨從せんとして紛擾せしかば、其の鎮綏の爲に、宍戸侯松平大炊頭頼徳が水戸に來たらんとし、城中頗る混雜であつた。勇太郎等もまた上京して王事に盡さんとすることに熱中してゐた。そこで彝之介・金平等の期待は全く齟齬し遂に公に會見の機を逸した。公もまた豫期に反して意の如くに藩情を詳にするをえなかつた。翌二十六日公は水戸を發して二十七日勇太郎の住宅(城下)附近の旅館に寄宿した。勇太郎之を聞いて公に面晤せんとしたが、會々宿痾が發して一步も踐めない。即夜次の書を公に贈つて出立の猶豫を請ひ、且つ齊昭の墨畫を與へたのである。

謹啓、先年練兵館御入塾之節、御教誡蒙り候而已にて、其後打絶御面會不_レ申候處、段々伺候へば、河邊云々、義を以て御扱ひ被_レ下候趣は、兼々伺候處、此度烈公墓前へ長州公御名代として御下向之由相伺、是非に御面會、上國之事情伺度存候へ共、城下之儀は耻入次第も有_レ之、依而此地え出張御待申候處、只今御到着之由相伺候間、早速可_レ罷出_二筈_一に候へ共、少々持病氣にて、寸歩不_レ相成、心外此事に存候、明日は早天御發駕には可_レ被_レ爲_レ在、何共乍_レ失敬、寸暇御猶豫被_レ下候て、御面會申度奉_レ存候處、御都合如何可_レ被_レ爲_レ在や、御藩有田又四郎土居銀次郎兩賢兄、

昨年十二月四日水府市店において、御目に懸り候間、同月十二日江都上着、御屋敷へ御尋申候處、其砌は未だ御歸りに不_三相成_二趣き、門番挨拶に候處、今程は如何被_レ爲_レ在候や、此墨畫耻入候へ共呈上仕候、御笑留可_レ被_レ下候、全く烈公之遺墨と申迄に御座候、早々頓首百拜、正月二十七日夜燈下、

公の歸府と
水戸藩志士
の來邸

公は此の書に接して勇太郎の衷情を察するも、復命を急ぎて猶豫しがたく、翌二十八日出發して歸府の途についた、勇太郎の同志服部悌次郎等は頗る之を遺憾とし、公を其の歸路に迎へて會晤し、勇太郎もまた其の疾を力めて府中驛（新治郡石岡町）に追及し、藩情を公に告げて所懐を吐露した、會々水戸藩有志に紛議が起つたので、勇太郎は之を憂ひて藤代（相馬郡相馬町）から歸り、同友の桑屋本次郎等三人をして、公に従ひて江戸の長藩邸に入らしめた、ついで勇太郎は公の江戸歸着を思料し、二月朔日の夜、次の書を發して三人の保護を請ふたのである、

謹啓、先夜は府中宿にて甚だ失敬仕候、然處水國之深意、實に滅亡を招くに相當り、甚だ不_三容易_二勢に付、藤代より引き返し申候、委細は此桑屋本次郎前木鋧次郎佐久間勇次郎の三人より御承知可_レ被_レ下候、右三人は死友故、決て御心配無_三御座_二候、此度は長州家を御見込み申、御駈入り申候、何分御救ひ可_レ被_レ下候、取急ぎ早々以上、二月朔日夜、

公は未だ此の書を手にはせざるうちに、翌二日江戸に歸つて復命した、かくて勇太郎は、弟恒次郎等と共に、五日稻吉（新治郡七會村）を發し、六日江戸に出でて、傳通院前池田屋に投宿し、直に之を公に報じ、三人既に入邸せば、其の一人本次郎を來たらしめんことを請ひ、且つ上京せんとする同志二十九人なるを告げた、其の書は次の如くである。

謹啓、春暖益御勇健可_レ被_レ成_三御座_二奉_三敬賀_二候、先日は永々之御旅にて、實に御疲れ之處をも更に不_レ憚長座仕、甚だ御氣之毒仕候、然ば國事深意御移し申度く、旁桑屋前木佐久間之三人、御家へ御駈入申候筈に候處罷出候哉、御上京には是非御召連可_レ被_レ下候、僕も昨日稻吉出立、今五ツ時傳通院前池田屋利右衛門へ上着仕候間、早速可_三罷出_二筈には候へ共、永々之閉居にて、乍_レ憚足痛出來、今日は罷出兼候間、若し右之三人罷出候は、桑屋一人旅宿へ御遣し可_レ被_レ下候、上京之儀先づ廿九人黨警衛不_三申付_二候へば正議之徒に外れ候、形に依而は自發可_レ致、夫れにては大破に可_三相成_二件々甚だ深意有_レ之心配仕候、早く御通じ申度候、取込草々申上候、以上二月六日朝五ツ時認、

そこで公は水戸藩有志の二十九人を長藩邸に留むるの可否を周布政之助に謀つた、政之助は水戸藩士の宿志を貫徹せしめんことを希望し、書を公に送りて其の人員の多きを遠慮することなく、

悉く之を留めしめた、即ち其の書中に「尊諭之趣、縷々奉承知候、何十人驅込候共、不苦儀に御座候間、厚く御接遇被爲在候様にと奉存候」とある、依つて勇太郎等の同志は、公に頼りて一旦長藩邸に留まつた、かくて是月下旬、公は勇太郎・本次郎及び杉浦鐵五郎・前木鉦次郎・關口泰次郎・西山勇之介・中野連等數人を従へ、先づ江戸を發して入京した、ついで三月、俊輔もまた公の内意を承け、其の殘徒を率ゐて入京した、そこで、水戸藩士が輦下守衛の任に當らんとするものの宿志を達せしむることをえた、之に據つて公が水戸藩志士の爲に、いかに苦心して之を援助せしかが想察せらるるのである。

因に、是より先き、公は常・總地方を遊歴して山水の形勢並に人情風俗等を視察し、之を他日の参考にせんとしたことがある、それは安政四年四月十日に、來原良藏から來島又兵衛に送つた書中にも「小五郎歸りには、上總路より常州え廻り候由に而同十九日（〇三月）爰元出足、最早當節は歸府に可有之、付而は當地之様子も御直に可被開召と奉存候」とある、また署名及び月日を欠ぐも、萬延年間の書中に「過る九日より桂君、佐倉邊え遊學に被參、尤も近日歸參御座候〇竹島論も、桂君歸來之上に而可申上候」とある、此の竹島開拓は、安政五年に吉田松陰が公に告げた意見である、公は竹島を開拓し、他日海外に我が發展の根據地となさんとし、

村田藏六（大村益次郎）に謀つて之を幕府に請願せんとし、萬延元年既に幕吏を訪問して其の内諾をもえた、然るに國事多端に趨き、長藩政府の許容がないので遂に寢んだのである。

○ 將軍歸東の抑止と用心金の脱落

將軍の歸東
抑止

文久三年に周布政之助は長藩父子の召命で二月十日江戸を發して上京した、尋で十三日將軍家茂も上洛の途につき、公もまた水戸藩有志吉成勇太郎等を従へ、江戸を發して入京した、（前項参照）家茂は三月四日に二條城に入つたが、十一日に長藩世子の建言に依り、車駕賀茂兩社へ行幸あらせられ、親しく攘夷を祈らせ給ふた、是より先き、長藩世子は車駕石清水八幡宮に行幸し給ひ、親征の宸斷あらせられんことを建白してゐた、かくて在京の志士は家茂をして征夷の職責を盡さしめんことを切望し、其の議論が熾烈である、ところが家茂は京攝の形情を察し、淹留の不利を慮つて歸東を冀ひ、三月二十一日之を奏上して其の勅允を請ふた、そこで公は政之助を始め清水清太郎・來島又兵衛・楢崎彌八郎等十三人と連署したる攝海戰守御備といふ建白書を草し、學習院を始め國事御用掛中川宮尊融親王・關白鷹司輔熙・議奏三條實美（後ち公爵）・國事參政姉小路公知に各々之を上つた、其の條は十二箇あるが、「將軍御歸府候ては神州腹心之京都空虛に相成、御備は

決而相立不_レ申候、是誠神州安危存亡之境に付、今一應朝議被_レ爲_レ在候様、志士一統奉_ニ懇願_一候、尾紀水三家之内、御滯京候共、萬端之號令、將軍家御同様には、決而行届兼可_レ申と奉_レ考、神州之御爲、獻言仕儀に御座候付、何卒被_ニ聞召分_一可_レ被_レ下候」とあるのが主要であつて、將軍抑留の目的であつた、公等の此の策動は、直に其の効を奏した、是夜朝廷には家茂に勅して姑く京都に止まつて諸侯を指揮せしめ給ひ、翌日水戸藩主徳川慶篤をして將軍に代はり、關東の軍務を處理せしめられた、當時京都の勤王派の勢焰は實に甚烈で、遂に將軍の歸東をも抑止したのである。

用心金の脱落

長藩世子は、車駕の賀茂社行幸に供奉したる後に、受持ちの兵庫警衛地に赴いた、そこで長藩京邸員は、公に用心金を給し、二十三日兵庫に遣はして世子に京狀を具申せしめ、且つ攝海戰守御備を致さしめた、時に又兵衛は長藩京邸の準備金が大に欠乏したので、其の補充を講ぜんとし、是日また大坂に赴かんとした、そして公は事の急なるを慮り、伊藤俊輔を從へて先づ發した、又兵衛は稍々後れて京都を出で、伏見を過ぎた頃に、公が顔色を蒼白に變へて歸つて來た、又兵衛は之を見て大に驚き其の故を問ひ、始めて用心金を途中にて脱落したるを知り、所持した貳拾五圓(壹圓は今の二十七八倍)を貸與して直に俊輔を歸京せしめ、政之助に其の事情を説いて不足額の給與を請はしめ、政之助は更に其の金を調べて俊輔に與へた、そこで公は直に大坂に出で、再び

又兵衛に面晤して金圓周旋の厚意を謝し、二十五日兵庫に急行し、世子に謁して攝海戰守御備建議のことを詳陳し、事後の聽許を請ふた、公が携帶の金圓を失つた時の其の表情を、又兵衛から翌二十六日に政之助に報じ、其の周旋の勞を謝した書がある、其の書中に「御別以後御安剛奉_ニ恭賀_一候、御地滯留中是不_ニ容易_一御厄害相成難_レ有御禮難_レ盡奉_レ謝候、出足之後、桂小(○公をいふ)と離れ々々相成伏水先え出候處、桂小漸々四時比來顔色土の如く變、何事哉と尋候所、落物有_レ之由直様春輔(○博文)歸京、い曲得_ニ御承知_一候通、其節早速に御配意被_ニ成下_一候段奉_ニ恐感_一候、右之混雜故、翌晝船え乗、二十四日八ツ半時着坂仕候」とあつて、流石の公も重大の任務を帯びての急行に用意金を失つたのは、一時餘程の當惑であつたことが察せられ、爲に又兵衛の着坂が後れたことも知らるのである、又兵衛は公が浪費でなく急要の事件を含みて俄遽に赴かんとし、其の爲に金圓を遺失したので、幾重も之を氣の毒に思つた、そこで二十七日再び書を送つて之を政之助に謀り、公の遺失した金員を藩費の内拂となし、又兵衛の貸した貳拾五圓は購求の具足直垂烏帽子の代價に流用せんことを請ふた、其の政之助に送つた書中に「桂小此内落物に付而は、卽座甚當惑、僕有合金を以、貳拾五圓丈ヶ相渡置候處、尊兄よりも早速に御配意被_ニ成下_一候由、桂小も難_レ堪點に御座候付、是亦御内用拂にして被_レ就_ニ御氣_一候而は如何哉、御考合奉_ニ願上_一候」とあり、

また「具足下垂れ壹具烏帽子壹ツ、此分も御送方奉_二願上_一候、右代金之儀は桂小え取替之分、差引にして御取計之儀、重々乍_二御面倒_一奉_二願上_一候」とあつて、又兵衛・政之助等が、公の潔白と率直とに信賴せることの深厚なるのみならず、其の損失となさざりし二人の僚友に對する温情が知らるのである、かくて公は世子の諒解をえて其の重任を果たし、二十八日京都に歸つた、越えて三十日、又兵衛はまた政之助に書を與へて公に貸した貳拾五圓は、具足買得の代價に替へて上納すべきことを告げた、其の書中に「一金貳拾五兩、但桂小え落物之節、私用心金之内を以、相渡候事、尤此分は大高具足買得相成候は、引當にして上納仕度候事」とあつて、呉れ_れも公の損失ならざるやうに言つた、當時長藩人士の交際は、互に信義約諾を重んじて、廉直勁正を尙び、毫も馳名貪利の念慮のなかつたことは、永く龜鑑とすべきものである。

○ 海外遊學の決心と伊藤俊輔山尾庸三等の歸朝

洋行の斡旋

公が海外に游學の志を決したのは、實に文久三年のことであつた、是年幕府が朝命を奉じ、攘夷の期限を五月十日に定めて、四月二十二日に之を諸將に布告した、公は我が將來を考慮し、海外諸國の形情並に文物進歩の概況を知るの必要を察し、同藩井上聞多(馨)・伊藤俊輔(博文)・井上彌吉

(後ち子爵勝)・山尾庸三・遠藤謹助と共に遠遊の約をなした、そこで公は、私に横濱の英商ガヴルに其の宿望を告げて、洋行の周旋を謀つた、ガヴルは大に公等の志に感じ、其の勞を執るべきことを約諾した、ところが、公は藩政府の官職にあつて、而も樞機に參與してゐたので、其の許可が甚だ六づかしかつた、そこで公は義理に考へ、已むなく外遊の念を斷ち、専ら聞多・俊輔・彌吉・庸三・謹助の爲に周旋した、是時公が聞多等の爲に盡力せしことは、其の一行が横濱を解纜するに方り、連署して公及び毛利登人・檜崎彌八郎・周布政之助に發したる書中に詳かである、其の書中の一節に「此度僕等遠行之儀に付ては、諸君不_二一方_一御配慮御蔭を以、從來之素志を果し、誠に以生涯之御高恩、此時と奉_レ存候、定て此迄放蕩無賴生事故、又も誤り候半歟と、御疑心も有_レ之候半と奉_二愧耻_一候、最早確乎として不_レ動候間、萬々御安心是祈候」とある、なほ明治二年五月十七日、公が大阪にてガヴルに面會せしことを、其の日載に記したる中にも見えてゐる、日載に「英人カールに面會す、カールは攘夷の已前、則井上伊藤山尾等と洋行を陰に彼に謀る、彼一諾任_二其事_一、而して余其時已に在_レ官、義不_レ能_二洋行_一、井上諸氏と訣別して、諸子を促して洋行せしむ、然るに却て洋行の人皆在_レ世、當時在國の友、過半黃泉の客となる、去_レ今六年、實に人世の事不_レ可_レ知」とあつて、洋行した四人は公と共に生存し、互に周旋せし政之助・登人・彌八郎は、みな國難に殉死した

のである。

かくて聞多・俊輔等はロンドンに着し、幾ばくもなく、英・米・佛・蘭四國の聯合艦隊が、將に馬關を襲撃せんとする新聞の記事を見て大に驚いた、同時に海外の形勢に鑑みて、防長二州の危急を深憂し、互に協議を凝らし、聞多・俊輔二人は直に歸朝して、攘夷の無謀を藩政府の要路に説破し、彌吉・庸三等は留學して素志を貫徹すべく決した、そこで俊輔・聞多二人は、別を告げて元治元年六月に横濱に歸着した、二十六日二人は長藩主に謁して攘夷の無謀を切論したが、用ゐられなかつた、彌吉・庸三等は俊輔・聞多の歸朝を送つた後依然留學したが、謹助は早く歸朝し、庸三・彌吉の二人は足かけ六年の間海外にあつて、各々切磋琢磨した、明治元年十一月十九日に彌吉・庸三の二人が横濱に歸著し、書を公に送つて東京に赴かんとするを報じた、即ち公の日記十一月二十日の條に「昨日井上彌吉山尾庸三英國より歸り、横濱より書を送る、依て江戸に来ることを申送る」とある、翌々二十一日二人來つて公を訪ひ、互に暫く往事を談じた、公は訣別このかたの再會であつて、衷心夢の如き感喜をなし、直に築地の櫻屋に誘ふて、互に健康の祝酒を酌んだ、是時公は相共に海外遠遊の約をなした昔年のことを思ひ出だして、之を二十一日の日記に記した、即ち「夕刻山尾庸藏井上彌吉來る、訣別不圖再會、心事如夢、暫談往時、相共に櫻屋に至り、傾數杯、癸

亥之攘夷の事決す、余與彼等遠遊の約あり、于時余係官、依て余斷然相留、彼等をして令遠遊、數輩の同志」とある、また同二十二日の日記に「八字過歸寓、井上彌吉山尾庸藏來て在于寓、續相泊す」とあつて二人また公を訪ひ、暫く其の寓居に淹留して、將來の方向を定めたのである。

○ 長藩主父子及び周布政之助の歸國希望 世子の親書

文久三年三月十一日に車駕賀茂社へ行幸あらせられ、親しく攘夷を祈らせ給ふた、是時公は長藩世子の供奉に隨從した、ついで將軍家茂の歸東抑止に奔走し、(前項將軍歸東の抑止参照)幕府軍艦奉行並勝麟太郎(後ち安芳伯爵)に面晤して防備の意見を聞いた、四月十一日に車駕再び石清水八幡宮に行幸あらせられ、親しく攘夷を祈らせ給ひ、公等は其の沿道の警衛に任じた、其の後公は長藩主の朝廷獻金に斡旋し、また大學校造立増制の建言書を起案したが、二十一日長藩世子は歸國の途についた、公と共に京都の機務に鞅掌した周布政之助等もまた歸藩した、公は京都に留まつて斡旋し、二十四日國事參政姉小路公知の攝海巡視に追蹤して之に赴き、其の勅使に一日後れて五月五日に歸京した、十日は家茂が奏上して在京諸侯に布告した攘夷の期限で、長藩率先して馬關で米船を砲撃した、是から長藩は内外共に益々多事に趨いたので、政之助は公を歸

周布政之助
公の歸國を
冀ふ

國せしめ、相共に機務を謀議して、各々忠誠を盡さんとした、二十三日政之助が公と村田次郎三郎とに送つた書中に「馬關一發攘夷之鋒、先於御國に相始め候付、此後夷艦襲來之節は、眞に及二戰、彼が氣鋒を打挫候手段不レ仕而は不ニ相濟候、侍從様（○馬關にある中山忠光）にも不ニ相替御盛之由、東行（○高杉晋作）は松陰墓畔に蟄居、昨日面話、日下（○久坂玄瑞）は掃攘一事專任、殊の外相働候由、旁に付、廣寒兄（○公をいふ）一應御歸國候はば、諸同志山口え相會、此後之方向示談之上、手分して各盡忠候様に致度奉レ存候、微意御考味奉レ願候」とあつて、公の歸國を切に促がした、是日長藩戍兵は、再び佛船を砲撃し、二十六日三たび蘭船を同じく馬關に撃退し、其の戦況を悉く京都に報告した、ところが、六月朔日に米艦馬關に來つて長藩戍兵と砲火を交へ、壬戌丸を撃沈して去り、五日佛艦また來襲して遂に馬關の砲臺を陥れた、そこで長藩は、高杉晋作に奇兵隊を編成せしめ、砲臺を改築して新砲の配置を増加し、且つ防禦の方法を講究變換して外艦の來襲に準備したが、益々廟堂に人材を要することとなつたのである。

京都にては、五月二十日に賊あつて姉小路公知を朔平門外に暗殺した、時に賊が權中納言三條實美をも窺ふの巷説さへ傳はつて、都下の物情頗る騒然であつた、公は直に實美に謁して、長藩へ警衛の下命あらんことを進言した、二十一日朝廷禁門の守護を定め給ひ、長藩に堺町門薩摩

長藩主父子
及び周布政
之助の歸國
催促

藩に乾門水戸藩に蛤門其他土佐・阿波・備前・因幡・肥後・仙臺の諸藩へも各々警衛を命じ給ふた、かくて公は政之助の書に接し、また長藩主の召命をも受けたが、攘夷の朝旨を貫徹せんことに苦心奔走し、京都が一日も去りがたい形情であつた、會々久留米の志士眞木和泉の入京するに及び、公は清水清太郎・寺島忠三郎等の同志と、攘夷御親征の建築を互に謀議した、ついで中村九郎が入京した、公等は更に之と審議を凝らし、二十四日遂に攘夷御親征のことを可決した、そこで和泉は、やがて之を學習院に建白した、是から朝廷に、始めて攘夷親征の議が起つたのである、時恰も長藩主父子は京都の形情を憂慮し、其の老臣益田彈正・根來上總に親書を授けて上京せしめた、其の親書の中には、車駕御親征の爲に、石清水八幡宮へ行幸あらせられ、勤王の兵を徵集して攘夷を命じ給はんことを奏請し、また違勅の幕吏や、強いて上京せんとする諸侯の示諭に服従せざるものは、之を勤王諸侯に謀り、奏請して誅伐すべき等のあることがある、かくして彈正其他久坂義助（初め玄瑞）等が上京し、藩政府には、其の人が甚だ乏しくなつたのである、政之助は、外艦が來襲して先づ山口城を突撃し、更に京攝をも蹂躪せんことを深憂し、其の防禦對策を公と共に圖議せんとし、六月二十八日書を送つて再び歸國を促がした、其の書中に「御心事は奉レ察候得共、爰許も少人數にて御差問之上、夷情を熟察いたし候へば、九十月之比、氣候適宜之節には、必大舉

襲來可仕、幕より内通にて、山口御住居も英佛などは承知之の前に付、大舉候はゞ、決而山口を心掛候而、襲來可仕と被考、且は攝泉より皇城を可汚と謀候も必然と相見、内地は既に割據の勢、彼是に付、八面受敵候心地に罷居申候、老兄御見定之趣、御直に申承、愚見をも申上度候間、何分一應山口まで御下り被成候様にと只管奉懇願候、趣次第に而は、再度御上京之儀、私御請合仕候而、君意可奉伺候付、必々一應御西歸奉企待候とあつて、公の歸藩を冀ふの切なることが知らる、長藩世子もまた公が叡慮を貫徹し奉らんが爲に、未だ藩主の召命に應ぜずして攘夷御親征の建策に苦心奔走せることを知つた、されど藩政府が材幹を要するの時に方つて、其の人の乏しきを痛慮し、公が此の衷情を察しながら志を翻へし、速に歸國して輔佐せんことを希ひ、翌二十九日次の書を與へたのである。

即今國事に切迫、日夜深所憂慮也、先般父公汝を召せしに未來、窃に聞、比日一策を決すと、是不得已に出しならん、然といへども人材登庸之時にあたり、要路者只々指を屈するに不足、煩念之至也、我心中篤と推察し、斷然志を改め、急速歸郷、爲國家精々盡力、我不徳なるをも助呉るは幸甚からむ、此旨堅く頼入候はむ、

晩夏念九

精

齋（世子の雅號）

之に據つて藩主父子及び政之助等が當時公の歸國を希望せるの急切なることが知らる、公は京都の俄に去りがたきを慮り、藩主父子の切望を思ひながらなほ稽留して志士と謀議し、専ら尊攘の貫徹に斡旋盡力したが、其の建策は朝廷に納れさせられ、八月十三日車駕大和に行幸し給ひ、親征の軍議を興すべき大詔を發せしめ給ふた、そこで公等は、天下の方嚮の一定すべき思をなしたが、圖らずも、會津藩等が大和行幸の勅諭喚發を、幕府征伐の擧と疑ひて策動したので、俄に朝議一變して、公等の苦心は遂に水泡に歸したのである。（次項参照）

○ 堺町門變後の悲憤血涙と今様歌

文久三年八月十三日に車駕大和へ行幸あらせられ、御親征の軍議を興し給ふ詔が下つた、ところが、僅に數日を経て、十八日に朝議が急變し、其の行幸を延べさせ給ひ、權中納言三條實美等の參内を停め、長藩の堺町門警衛地を免んぜられた、是は公武合體派が種々の疑念と惕慮とを抱懷して、尊攘派を排斥したので、世に所謂堺町門の變である、（前項参照）そこで十九日に實美以下の廷臣七人は、長州に赴いて後圖を計畫せんとし、清末侯毛利讚岐守元純等に護せられて京都を發した、當時七卿の都落ちといつたのは是である、公は長藩老臣益田右衛門介（初め彈正）及び

堺町門の變
と七卿の都
落

上篇 堺町變後の悲憤血涙と今様歌

六九

來島又兵衛・中村九郎・久坂義助・寺島忠三郎等と共に實美等七廷臣の西下を兵庫に送り、大坂に歸つて再び入京し、長藩邸に潜伏して都下の情勢を窺つた、是は機會もあらば、朝議の恢復に盡力せんことを考慮したのである。

長藩の俗論派は、此の事變の機に乗じて紛起し、要路にある周布政之助等を攻撃することが甚烈であつた、藩政府は已むなく、政之助及び毛利登人・前田孫衛門の三人を罷めて之を鎮綏せんとした、政之助は時事の非なるを察知し、亡命して大に爲す所あらんことを決心し、九月二日遺書を留めて大坂に走つた、ところが、高杉晋作等は、藩政府が猥りに政之助・登人等を黜免したるを憤慨し、局面の轉換に盡力したので、八日俗論黨の財満新三郎・岡本吉之進等各々逼塞を命ぜられた、越えて十日、晋作先づ要路に登庸せられ、登人もまた復職したので、俗論黨は一時屏息したのである。

公は右衛門介等と大坂から入京せしこのかた、新堀松輔と變名し、朝廷幕府を始め諸侯の形情に傾注し、時機を窺ひ、同志と呼應して時局轉變の畫策を開始せんとした、然るに朝廷は、實美等の官位を擬ひて、關白鷹司輔熙に差控を命じ給ひ、十八日以後は眞の叡慮に出づる旨さへ勅せられ、また長藩士禁門の出入並に藩主毛利敬親父子の上京をも停められた、そこで公等が、在京

尊攘の籌圖
阻遏せらる

公の抱懷せ
る衷情

の有志と共に尊攘の貫徹に苦心奔走した籌圖は全く公武合體派の爲に阻遏せられたのである。

右衛門介は都下の形勢に鑑み、藩論を一定して國力の涵養を考慮し、且つ京坂の近情を報告せんとして、九月朔日歸國の途につき、長藩京邸員村田次郎三郎もまた將に發せんとした、そこで公は大に失望し、四日書を次郎三郎に送り、曾つて藩主の示諭した忠節の二字を確守し、皇威恢復の爲に閩藩の上下一致團結し、天地に誓ひて楠氏湊川の決死を覺悟し、其の赤誠を千載に照徹し、以て彝論を萬世に維持するの外なきを力説した、また千辛萬苦すとも正義の諸藩と聯合して、其の勢援をうべく盡瘁するの緊要をも開陳した、其の書中に「御沙汰之通、忠節之二字を御確守被_レ爲_レ遊、天地に誓、皇室之御回復を目途に御盡力、乍_レ恐自然百萬一之節は、楠氏湊川と御手本に御忠誠千載照徹致し、彝論を無窮御維持被_レ爲_レ遊候之外、有_レ之間敷と奉_レ存候云々」とあり、また「正義之藩は、千辛萬苦仕候而も連結仕、是非々々外より應じ吳候様、盡力不_レ仕而は不_二相叶_一云々」とある、是は公が皇威恢復の爲に防長二州に割據し、正義の諸藩に聯合して其の畫策を貫徹せんとし、始終抱懷せる所の衷情を披瀝したものである。

かくて右衛門介は俗論派の財満新三郎等の罰せられた日(八日)に山口に歸着して上國の形態を陳述した、ついで十日、忠三郎もまた京都を發して下坂したが、公と九郎との歸國先後に關して、

公と中村九
郎との歸國
論

更に紛議が起つた、九郎は公が速に歸國して登人・孫右衛門を輔翼し、國政を刷新して藩是を強固にするを急要となした、また京攝に於ける長藩勢力の維持は、又兵衛と乃美織江とに委し、義助と佐々木男也とが之を援助せば、十分に出来ることと思惟した、是は十二日に九郎が公に送つた書中に「尊兄と僕と歸國後之儀に付、種々議論も有レ之哉之處、於レ僕は最初より尊兄速に御歸、毛前二氏（○毛利登人・前田孫右衛門）を御輔翼、國家之御爲第一と思詰至今日候而は、爰元之命脉取續式之事は、來島乃美二翁（○來島又兵衛・乃美織江）に御任せ、久坂佐々木（○久坂義助・佐々木男也）杯輔翼候而、十分事足り候様に被レ相考候」とあり、また「毛前同僚御人選中之事にも有レ之候付、僕式乍レ憚、他に當レ其選者無レ之と御薦め仕、委曲は毛前二氏之外、承知は仕間敷く、依レ之私急に上京仕次第に御座候」とあつて、九郎は登人・孫右衛門を輔佐して國事の執掌に公を最も適任となして、二人に之を薦選したる後に、自ら出京したことが知らるのである、會々俗論黨が擡頭した報が來つたので、是日九郎は義助と共に下坂して、政之助及び同藩士六戸九郎兵衛に之を商議せんとし、公の歸邸を促がした、其の書中に「久坂歸京御國の事委細相聞、只今より御互に下坂仕、六麻兩翁（○九郎兵衛・政之助）と萬御相談可レ仕候、片時も早く御歸邸奉レ待入候」とあつて、義助の報告で俗論紛紜のことを知つた、かくて俗論は鎮定したので、公も九

郎も姑く京都に留まつたのである。

公はいかにもして、京都に於ける尊攘派の勢力を維持し、回天の偉業を貫徹せんことに奔走し、水戸藩住谷寅之介・岡藩小河彌右衛門等の有志にも之を謀議し、また權大納言正親町實徳に所懐を披瀝して盡瘁した、なほ公は誠心實意で國事を念とせるものが、多く京都を去らば、公武合體派の全盛となつて、尊攘派の正氣の銷沈せんことを深憂したのである、そこで既に是月九日に、實徳は公の請に依つて之を引見したが、十三日其の雜掌渡邊瀧口から次の書を寄せて更に參邸を促がした。

以三手紙得三貴意候然者御面會被レ致度儀有レ之候間、乍三御苦勞只今御參殿御座候様致度、自然御差支有レ之、今晚遅く候はゞ、明朝辰之刻過に、御參御座候様被レ致度候、右得三貴意一度旨、被三申付如レ此御座候、以上、九月十三日、

新堀 松 輔 様

渡 邊 瀧 口

實徳が公の請に依つて面會したのは、固より廷議に之を謀つて、其の許容をえたのである、そして公は實徳の邸に赴き、長藩主父子が皇威恢復の爲に盡瘁せる其の赤誠を詳陳し、堺町門事變の冤罪を朝廷に哀訴せんことを願つた、實徳は大に公の誠意に感んじて之を廷臣に謀り、長藩主

公の京都に
於ける奔走
盡力

が自ら堺町門事變に關する來由を詳細に辨疏せば、朝廷に於て氷解あらせらるべきを説き、實美等歸京のことに周旋せんことを懇懇した、公は長藩主の自疏は之を報すべきも、實美等の措置に關して、其の困難なる事情を縷説したのである。

公歸國を決
心す

かくて公は屢々實徳に面晤し、衷情を吐露して長藩主の雪冤に盡力したが、薩摩・會津等諸藩の嫌疑が深くて、其の趣旨が容易に貫徹しがたいのである、そこで公は稽留して奔走するも、普通的手段で長藩主父子の誠意の上達しがたきを察知し、姑く京都の運動を放棄して徐に後圖の計畫に努力せんことを決した、依つて公は長藩主父子が尊攘の大義を貫徹せんとし、國家を抛ちて千辛萬苦を具にせる誠忠が、一朝薩摩・會津二藩の讒言の爲に却つて不忠不義の姿とならんことを悲憤し、血涙を揮つて京都を去らんとする事由を彌右衛門に報じた、其の書中に「留守居（○長藩京邸留守居役）の今朝罷出候所（○朝廷に出づ）昨夜半薩會二藩之もの近衛殿（○近衛忠房）へ罷出、何歟無實の事を申立、讒訴致し候由に付、右之御達もどしに相成申候、實に寡君父子抛國家、千辛萬苦尊王攘夷之大義に心を盡し、不_ニ容易_一艱難仕、終に姦人讒言の爲に、誠忠も却而不忠不義同様と相成候而、致し方無_レ之、就而は此余は是非なく、爲_ニ神州_一に殉じ候心得に而、京地之事は打捨不_レ申而は、相叶申間敷、血涙を押拭ひ、西歸仕候心得に御座候」とある、彌右衛門は



此の報に接して大に驚き、是夜降雨を冒して公の寓居を訪ひ、姑く延留せんことを勸告した、彌右衛門の去つた後に、實徳の命に應じて公はまた其の邸に赴いたが、讒訴に依つて正義の徹上しがたきを確聞した、翌十七日再び書を彌右衛門に送つて其の由を報じ、同じく衷情を反覆陳述し、歸國の已むなきを告げた、即ち其の書中に「昨夜は雨中態々御光來、實に先日來不_ニ容易_一御高配奉_ニ多謝_一候、さて昨夜御歸り後、正三卿へ罷出拜謁仕候所、讒訴彌貫徹、所詮正義徹上仕候目途無_レ之、戊午來天下正義之士生かわり死かわり爲_ニ三朝_一、名分相立候様盡力仕候も、灰と相成悲歎無_レ之比上、昨今京地に滞在仕候とも甲斐も無_レ之、此晚より斷然西下仕候心得に御座候、乍_レ去大内の雲霧をかへり見候而は、不_レ覺血涙を袖にしぼり申候、實に國家身命を抛ち、只管積年之叡旨を御貫徹仕候様、必死盡力仕候儀、無實之讒訴を以、不忠不義同様之受_ニ御所致_一候儀、於_ニ臣子_一實に不_レ忍至情に候得共、是又寡君父子まで之事に而候へしが、後來之光景、爲_ニ神州_一深く奉_ニ恐入_一候事に而、折角皇威之張り候御機、一朝に相破れ、前途目途無_レ之、正義之士之氣を沮み候事、筆頭に難_レ盡、痛哭之次第に御座候」とあつて、公は戊午以來、皇威の恢復に幾多の志士が國難に殉んじたることを日夜念頭に置き、長藩主父子の忠誠を補翼し、宿望の貫徹に苦心したのであるが、今や薩・會二藩の讒訴に遭ふて、雲霧の九重を蔽塞せるを浩歎し、去らうとして悲憤に堪へがたい、

其の衷情の此の書中に横溢せると共に、一讀して忽ち暗涙を催ほすのである。

益田右衛門
介公の歸國
を促がす

時恰も忠三郎が右衛門介から公及び九郎・政之助に與へたる書を齎らして上坂し、三人の歸國を促がした、其の公に對する文は次の如くである。

桂事は先達而御直書（○世子の親書、前項に見ゆ）之趣も有之候間早々歸國之都合可レ然に付、過日大坂より申越候段申上置候處、其後一日一日と被レ成御待候得共、未だ歸國無之如何之様子に候哉、何分報命、早々歸國相成候様有之度、無レ左而は第一君臣之大義不レ相立様相成、於レ小子も毎々之被レ仰出と相窺候而は、偏に仕方を御待ち之御様子に付、屹と申入候間、速に歸國有之候様存候、無レ左而は於レ拙子も對レ君公え、大坂より申越候と之次第、虚言を奉レ申上候に相當り、實に恐入候次第に候間、前條君意之處、篤く御勘考速に報命之程禱る處に候、之に據つて長藩主の父子の公を信頼せること深厚にして、既に直書を發して歸國を命じ、右衛門介もまた曩に大坂を出立せんとする方りて、其の趣旨を傳へたことが知らるのである。

公京都出立
の悲歎に今
様歌

公は此の書に接し、長藩主父子及び右衛門介の衷情を察し、十八日遂に實徳に面晤を請ふて歸國の告別をなした、實徳は公が其の宿志を貫達しえないで京都を去らうとする胸裡を慙痛して之を慰諭し、長藩主に贈れる一書を齎らしめて發せしめた、公は百計已に盡きて歸藩の途につかん

とし、京情の八月十八日以前に激變して、公武合體派の勢焰が旺盛ならんとするを深憂し、遂に嵐山の紅葉を眺めて、次の今様を詠み、僅に其の思を寄せたのである。

都の方をふりむけは雲か嵐か分ぬ間も

きのふに變る秋の空色ますものは紅葉なり

かくて十九日、公は去りがたい京都を後にして發し、十月三日山口に歸つたのである。

因に、中村九郎・來島又兵衛・村田次郎三郎・佐々木男也・久坂義助も、公が京都を發したる日大坂を解纜し、先きだちて九月二十三日に各々山口に歸へつたのである。

○ 長藩世子再び親書を賜ふ

文久三年九月に、公が京都から歸國するに及び、長藩主は直に優待して之に御直目付役の顯職を授けんとした、時に京都から歸り來つたものに、既に要路に登庸せられてゐる人々もあつた、公は堺町門の變を以て一藩の大耻辱となし、在京のものに責任あるを感慙して其の官職に就くことを固辭した、是は公の氣質として固より道理である、然るに、其の辭退が聽許されないので、已むなく一家を抛ちて再び上京し、大に爲す所あらんとし、書を致して之を藩政府に請ふた、會々

顯職を固辭
す

佐賀老侯鍋島齊正(閑叟)が朝召に應じて上京せんとし、其の途次に馬關を通過するの説が傳はつた、そこで藩政府は、公をして齊正に會晤せしめ、堺町門の變後に對する意見を聞かすめ、且つ長藩の事情を説いて、朝議の參考たらしめんことを欲し、十月十五日に馬關出張を命じたのである。

公は齊正に面晤するを好まなかつたが、其の人がないので、遂に馬關に出でて、其の至るを俟つた、ところが、齊正は其の末家に命じて代つて上京せしめ、馬關に來たらないので、公は更に藩政府に請ふて肥前に赴き、直に之に面會せんとした、折しも齊正の病瘳にあるを聞き、俄に肥前に行くを止めて馬關に歸り、十一月十日萩に赴き其の家に入りて閉居した、時に長藩主は三條實美等と共に萩にあつたので公は之に謁し、佐賀出張の状況を進言して復命し、更に其の從臣に頼つて東上の聽許を請願せしめた、かくて長藩世子は、公が藩情の非なるを察して屏居し、趣もすれば脱藩せんとするを憂慮し、十九日親書を高杉晋作に授けて萩に赴かしめ、速に山口に出でて機務に盡瘁せんことを促がさしめた、其の親書は次の如くである。

其方心事縷々承届候、爲ニ國家ニ甚苦慮之趣實に感入るゝなり、然處國事多端、一日も不_レ安候條、歎願之次第は取用がたくに付、枉而當地に出、力を國事に盡し吳度、依頼する所也、かく申せ

ば、其方之深衷を了解せざるに似れども、全左には無_レ之、偏に父子見込之處、一朝一夕之事に無_レ之、於_ニ其方_一も、方今之時勢、傍觀之意無_レ之事に候へば、速に命に應じくれなば、大慶可_レ致、委細は晋作え申含候條、聞取べきもの也。

上京と畫策

公は此の書に接して、藩主父子の信頼厚きに益々感激し、殊に親友の晋作が勸告せるに動心し、蹶然起つて二十六日萩から山口に歸へつた、さきに實美等に從へる久留米の眞木和泉が、出兵論を主張し、中村九郎等は之に賛したが、周布政之助は内外の形情に鑑みて大に反對した、公もまた晋作と共に京攝の近況を考慮し、政之助の意見に同して出兵尙早論をなし、朝廷列藩の疑惑を解いて藩主父子及び實美等の雪冤に盡力すべきを急務とした、其の爲に藩政府の要路に、意見の齟齬をなし、九郎も遂に公と間隙をなすに至つた、そこで公は斷然再び亡命して上國に走り、朝議恢復の所懐を貫徹して、國家に盡すところあらんことを決した、長藩主父子は、公の決心が堅固で、容易に翻へしがたきを察し、元治元年正月、遂に其の請を允して官職を免んじ、京攝視察を名として派遣せしめた、そこで公は直ちに山口を發し、二十日京都の對州藩邸に入つて畫策の遂行に腐心したのである、かくて六月五日公は新選組の池田屋襲撃に、辛うじて一身を免れ、更に因州の内應加州の外援に依頼し、蛤門の變に別隊を率ゐて本軍に呼應せんとした、そして七月

十八日事起るに及び、會々因州藩士が違約したので、大に畫策の齟齬を來たし、本軍の敗衄と共に、公は再び京都に潜伏して形情を窺はんとしたのである。

○ 門脇重綾の救助した説話の疑點

但馬潜伏中の苦慮

元治元年七月京都蛤門の變に、公は一旦潜伏したが、僅に身を以て危逼を免れ、出石の人廣戸甚助の庇護で、但馬に奔つて後圖を畫策せんとした、是時の形情は諸藩全く尊攘派の不利に趨き、幕吏の志士を探索することが峻嚴であつた、そこで公は甚助・直藏の兄弟に謀り、出石の一家を借り、藩許をえて廣戸家の分家と稱し、氏名を廣江孝助と變んじて商人に扮し、陽に蕙の賣買を營みて、密に時機の到るを俟つた、其の潜伏中に公は出石藩町觸の代書をなし、同藩士堀田反爾と團碁を試み、僅に鬱結を散んずることもあつたが、日夜非常の苦心をなし、事々其の志と齟齬して悲憤慷慨せしことの實狀は、拙著木戸松菊略傳や松菊木戸公傳に詳かなのである。

ところが此の時京都にゐた因州藩士門脇重綾が、公等の山陰道に奔るを援助したことが傳はつてゐる、それは重綾の後嗣重雄の藏せる護園詠草（卷の二）に次の如く見えてゐるのが根據である。

奔走に關する傳説の疑點

甲子の秋、長藩人の京都に敗るゝや、重綾陰かに桂小五郎外一名を援け、之を山陰道に奔らしめ、本藩の元老荒尾但馬が重臣、伯耆國米子町村河與市右衛門をして之が庇保に盡力せしむ、後村河は自殺し、重綾も譴責を受けて郷里渡村に幽屏す、蓋し其事に原因するなり、

世にしのひたる人みたりよたり西の國へやるとて
しのひ音のほとこそあらめ杜宇 今を五月の名やははたさむ

此の村川與一右衛門は名を直方といひ、鳥取藩の老臣荒尾但馬（成裕）の臣で、米子町に住してゐた、性誠忠にして膽略があり、常に慷慨の士に交はり、家資を投じて同志の困窮を救ふた人である、公が京都を遁るゝに方り、専ら廣戸甚助の庇護であつたことは事實である、また公の出石潜伏中に、水戸藩士武田耕雲齋（正生）の義軍に投ぜんとして信濃に赴いたことも確證がある、が、是時重綾の援助を受けた史料を未だ見出ださないものである、そこで大正七年に、予は自ら出石町・城崎町等を経て、境村に至つて重雄に面晤し、且つ所藏の舊記を一見し、更に米子町に出でて與一右衛門舊宅の跡をも訪ふた、故さら茲に一泊して其の地の古老につき、公の足跡を探聞し、また調査もしたが、護園詠草の所傳に關し、遂に何等證徴すべきものを發見しえなかつた、思ふに、護園詠草は當時のものでなく、後の記事であるから、桂小五郎外一名とあるは變の前後に他人の

山陰道に奔れるものを援助した誤であるかの疑がある、なほ詠歌に杜宇と五月とがかけてあつて、七月の秋季と符合せざることも、また疑の一である、重稜は初め少造といひ、文久三年から公と京都で面識があつた、明治元年三月徴士を以て内國事務局權判事に任んじ、同五年公の洋行中に累進し、教部大丞となつて卒した、此の間には公と舊識の故で、親密に交はつてゐたのである。

○ 英國公使パークスの所説を駁論す

パークス馬
關に来る

慶應元年五月、幕府は征長總督徳川慶勝の班師（元治元年十一月出征翌慶應元年正月班師）に飽きたらないで、防長再討の令を諸侯に頒つた、長藩政府は再討の事由なきを明白にせんとし、公を正使となし、山縣半藏（後ち子爵六戸璣）等を隨へて安藝藩に遣はした、それは安藝藩の仲介によつて、幕府に其の事由を開陳せしめんとしたのである、そこで公は廣島に赴かんとし、其の途中高森驛に至つた、會々英國公使パークスが書記官アレキサンデルを隨へて馬關に來泊し、長藩政府の要路に面談し、藩主にも謁見せんことを請ふた、當時長藩内には、外人の應接に公の右に出づるものがない、依つて藩政府は、急使を高森驛に馳せ、パークス來泊の狀を公に報じて馬關に出張せしめた、公は已むなく廣島行を中止して一旦山口に歸り、重臣鈴尾駒之進及び杉孫七

パークスの
謬論駁撃

郎等と共に馬關に赴き、パークスの軍艦を訪ふて之に會見した、是は六月二十四日である、

パークスは先づ公等に攘夷の勅諭に對する長藩の態度を詰問し、次に幕府と諸侯との關係を論説した、公は長藩の攘夷決行が、勅命遵奉にあるを辯明し、また幕府と諸侯との關係につき、パークスの謬説を駁撃抗論して其の主張を斥退した、そこでパークスは一旦公の駁撃に忿恚したが、また之に依つて長藩の事情を明白にし、公の抗論の主旨をも諒解して去つた、後ち明治元年十一月パークスは更に我が耶蘇教徒の處分につきて激論（別項参照）したが、公は毫も屈撓しないで痛快に抗辯した、公が夙に外人に其の名を知られたのは、是等論難抗辯に依ることが大に力あつたのである、翌二年正月四日、公と親交ある英國公使館書記官のサトーが歸國し、アレキサンデルが之に代はつた、公は是日サトーの別宴に臨みてアレキサンデルに會見し、往年馬關でパークスの所説に抗論したる舊事を追懐し、之を其の日報に記した、即ち「于時英人サトー明日より東京を發し趣國、依て東久世卿（○後ち伯爵東久世通禧）の促に應じ、備前侯（○後ち侯爵池田章政）大原卿（○大原重徳）森（○後ち子爵森有禮）町田（○町田久成）神田（○後ち男爵神田孝平）等とホテルに別杯をなす、ミットホール・アレキサンデルも來る、アレキサンデルはサトーと交代せり、會てパークスと馬關に來り、幕府と諸侯の條理を論じ、余大に抗論して其説を返

く、パークス尤怒る、去今已四年なり、其時東行（○高杉晋作）と共に上艦す、又如「夢」とあつて、高杉晋作も公等に從ふて、パークスの乗艦に赴き、其の駁論を聞いてゐたことが知らるのである。

○ 時計双眼鏡及び長靴等洋品の買得

短銃杖時計
の買得

長藩は西洋の兵式及び武器が我に優れるものあるを察知し、夙に軍制を改革して彼の長所を採用し、以て將士の訓練を淬勵した、殊に元治元年英・米・佛・蘭四國の聯合艦隊の來襲を邀へ、之と砲火を交へて講和を締約せしこのかた、要路のものは、益々攘夷の非なるを覺悟して親睦の方針を執つた、然るに藩内には、依然攘夷説を主張せるものも多々あつたのである、そこで短銃・眼鏡・時計・玻璃器等の洋品が漸次舶來しても、之を買得するものが、未だ希有であつた、當時是等の舶來品は、固より高價で容易に買得しがたくもあつたが、毛唐臭いといつて洋物を嫌忌するものが多かつたからである、が、舶來品の中で、短銃は護身用として國事に奔走せるものの、之を携帯せるものが多くなつた、慶應元年八月長藩要路の一人である山田宇右衛門は、公に米國製の六連發短銃の購求を請ふた、事は是月十五日宇右衛門の公に送つた書中に「アメリカ製六丸短

銃（本込にて筒折る分也）有之候はゞ、一挺御願申上度、只今一挺古き分所持候へ共、別に新ら敷分求度奉レ存候、玉は二三百添候様是又奉レ頼候」とあつて、已前に買得したものがあつても、更に新器を求めんとしたのである、高杉晋作・坂本龍馬等もまた常に短銃を携帯してゐた、公はとくに文明の利器を採用せんとし、自ら洋銃や杖時計（懐中時計）を購求したのは、實に萬延元年正月のことで、慶應元年から凡そ五年前である、それは幕府の同心に、横濱で通辯をしてゐるものが、公の知人であつて、之に依囑して密に買得した、其の洋銃と杖時計との代金三拾兩の支出を、同藩の來島又兵衛に請ふた公の書がある、其の書中に「私兼々ケベエールカラベイン、根付時計懇望に御座候故、横濱に心安き同心通ず御座候間、先達而此段申遣し候所、小判被差越候はば、極内々に而、拾兩のものを五兩に而、求め差上げ可レ申段、吳々申越し候に付、是非求め候積り御座候、就而は實は國內寶金を彼え渡し、不レ宜事に御座候得ども、別に武器を求め候に付、よき手段無之、且又國の金子を三拾兩位取出し候とも、武器は手に入候事故、左までの損に無之云々」とあるので知らる、當時本邦人が、外商から舶來品を買得するには、彼の求めに應じて金銀を以てし、殊に古金を欲したので、公は小判の支出を又兵衛に請ふたのである。

第二回の時

其の後元治の變に、公は刀劍をも棄てて、僅に一身で但馬に奔つたが、慶應元年四月に歸藩し、

やがて宇右衛門等と要路に列して國事に執掌した、是から藩命を含み、屢々馬關に主張して外人に應接し、また薩摩・土佐等の諸藩士に面晤することが頻繁であつた、是時公は馬關にある伊藤博文に時計・双眼鏡及び騎馬銃(短銃)の舶來品購買を依頼した、博文は英商ガラバから鎖引の時計と双眼鏡とを買得し、十月二十六日に村田藏六(後の大村益次郎)の山口に歸るに托して之を公に贈つた、事は是日博文が公に送つた書中に「カラバより時計並に兩眼鏡と差送候付、早速差出申候、御落握奉願上候、騎馬銃は後便に可差送」との書意に御座候に付、相達候へば早速差送可申上候」とあり、また「時計之ガラスはづれ居候に付、御はめさせ可被成候、尙鎖引と申、極宜敷分に付、御念を入御用可被成候、ねじ候事も前えねじ候故、御用心可被成候、間違候而は、違ひ可申候」とあるにて知らる、かくて博文は公が未だ此の二品を領した報に接しないので、晦日また書を送つて機事を告ぐると共に之を質だした、其の書中に「先便村田藏六歸山之節、時計兩眼鏡差送申候處、御落掌被爲在候哉、奉伺候」とあつて、公が但馬から歸國後に、時計と双眼鏡との舶來品を買得した始めである。

此の頃の兵士は、すべて洋銃を擔いで和刀を佩き、總髪や結髪に陣笠を結び、筒袖股引(洋服紛ひ)を着して、概ね草鞋を穿つた武裝であつた、洋人の服装を見て、靴や長靴のあるを知るも、なほ草鞋を便利として未だ之を穿てるものは稀であつた、が、喜田川秀莊の著はして守貞漫稿には文久の頃から横濱在勤の將士(幕兵)が西洋草履(スリッパ Slipper)を用ゐ、慶應年中に洋式騎兵を學ぶものが、洋靴を穿ちしことを傳へてゐる、即ち「文久頃より横濱在靴日本炮卒往々西洋草履を用ふ、又炮卒のみに非ず、士も稀に用之、慶應中、幕府萬石以下士官、命を受けて同所に来り、西洋騎法を學ぶ等の士、皆必らず洋靴を用ふ」とあるが、一般に之を用ゐる諸藩は、殆どなかつた、そして公が其の長靴を求めんとしたのは、實に慶應二年三月馬關出張の時である、馬關には他國から來泊せる商船載積の貨物を擔保として金銀を融通せる越荷方があつて、公は出張中其の驅引の藩命をも受けてゐた、此の越荷方の役員に大塚正藏といふのがあつて、専ら出納の任に當つてゐた、公は正藏に長靴の買得を依頼した、しかし公の此の買得は、好奇心に驅られたり、洋流に追はれたのでなく、全く實用の如何を試験せんとしたのである、正藏は長靴の新古を辨へないで、依頼のまゝに、外人から購求して直に之を公に送つた、會々井上馨が馬關にあつて、正藏の公に送つた長靴の古物なるを聞いて之を報じ、新品を望まば更に買得して送らんことを告げた、其の事は四月二十四日に馨の公に贈つた書中にも「長沓は大塚古き分差送り候由、新規御入用ならば、御申越可被成下候」とあつて、公が是時始めて長靴を穿つて之を試みたことが

知らるのである。

ついで公は別に舶來の時計を買得せんとし、是年六月また之を博文に囑した、此の頃博文は林宇一といつてゐたが、公の従者の善心（後の井上新一郎）に、時計の形と價とを談んじて、其の欲する所を聞かしめた、六月十八日博文の公に送つた書中に「時計之儀、善心に相話置申候、い細被_二聞召_一候へば、御答奉_二待入_一候」とあつて、其の回答を促がした、かくて博文は、公の望に應じたる時計を買得し、知人の正木市太郎（後ち基介）に托して送らんとした、其の時計の未だ着しない中に、英艦再び馬關に來つて公に面會を請ふた、そこで公は、市太郎を訪ふて時計の發送を囑し、翌日直に馬關に赴いた、是は八月二十四日である、是日市太郎の公に送つた書中に「昨日は難_レ有、俄に馬關御出張之由（中略）、時計出來次第幸便差出可_レ申候、決而御長滞留には相成間敷に付、其内には取寄可_レ申候」とある、公は英人との談判を終はつて、二十七日に山口に歸つて復命したが、また馬關に出張した、時恰も時計を送つたので、市太郎は僕の三郎に之を齎らしめて公に届けしめた、是は九月十一日である、そこで三郎は馬關に赴いて公の館を訪ふたが、會々外出してゐなかつた、翌十四日の朝再び公を訪ふたが、已に早且薩摩藩士大山格之助（後ち綱良）を伴ひて山口に歸つた後であつた、已むなく三郎は是日時計に次の書を添へて公に送つたの

である。

過る十一日山口に而正木様より時計一つ受取候付、早速御館を罷出候處、御他出被_レ成候由に付、今朝罷出候處、過刻より御歸山に相成候との御事故、甚不都合千萬に相成奉_二恐入_一候、即此度差出候間、御落掌可_レ被_レ遣候様奉_二願上_一候、右御斷旁申上候、以上、九月十四日

按に是時公が買得した時計は、明治四年特命全權副使となつて、同大使岩倉具視と共に歐米各國に向ひ、其の巡歴中に携帶したと思はる、同六年三月に公は獨逸にあつたが、會々米國の教授シーリーが歸國せんとし、來つて其の旅寓を訪ふた、シーリーは公の甥來原彦太郎（後の侯爵木戸孝正）が留學して下宿せる其の地に住してゐた、そして彦太郎はシーリーの妻に種々世話になつてゐた、公は米國滞在中に、シーリーが日本に遊ばんとし、之を文部卿大木喬任（後ち伯爵）に紹介したので知人となつた、そこで公はシーリーの歸米に托して、書帖と時計とを彦太郎に送つた、其の時計は慶應二年に博文に囑して購求した舶來品である、明治六年の公の日記三月十日の條に「十字頃米國プロヘツソルシーリー尋來る、彼は昨年余米國滞在せしとき添書を乞ひ、則文部省大木（喬任）に一書を認む、彼本邦に遊び、大に懇遇に預りしを謝す、彼は姪彦太郎居留の地にて、此妻も亦彦太郎を世話せしと云、依て彦太郎

へ一書を託し、又時計一を託す、此時計は、御一新前より艱難の際、始終幾度歎、死生の間
に不離我、實に我一功臣也」とあるにて知らる、なほ公が其の時計を彦太郎に贈つたのは、
伯林公使館にある外務一等書記官心得青木周藏(後ち子爵)に囑して新品(時計)を買得したか
らである、時計買得の事は五月二十二日に公の周藏に送つた書に「時計百金内外位に而被_レ求
候得ば、無_二此上_一候得ども、どふも無_レ之と申事に御座候はゞ、先日之時計不_レ得_レ止相求候外、
手段無_レ之と奉_レ存候、御配意可_レ被_レ下候、奉_レ願候、尤請取は御認させ被_レ下候様、必奉_レ願
候」とあるのである。

公はまた西洋傘(蝙蝠傘)をも使用した、それは慶應三年七月二十二日に實家の和田卯一郎が書
を公に送つて、西洋傘の贈與を請ふたので知らる、卯一郎は芳助とも文景ともいつて、公の義甥
である、其の書中に「先月御頼仕置候西洋傘、何卒頂戴被_二仰付_一、益過には軍太郎出萩之よし承り
候、是又御送り方奉_二希上_一候」とあるので明らかである、公は將來皇國が世界の列強に凌駕せんこ
とを冀望し、夙に王事に奔走して苦心せしが、先見でまた常に舶來利便の器物にも傾注した、そ
して長靴・時計・洋傘の利器は已に試用したが、未だ洋服は着しなかつた、當時攘夷説の氣焰は一般
に瀰蔓し、人々洋服を胡服と稱して大に卑下してゐた、そこで外人に面接し且つ關東の形情を探

西洋傘の買得

知せんとする遠藤謹助は、英人サトーと共に横濱に赴くに、洋服と和服とを備へ、時々着替をな
すの困難を公に告げてゐる、其の書は同じく三年九月十四日に送つたので、中に「此行も或は洋
服に變じ或は日本服に時々變化不_レ致而は相濟不_レ申、旁衣服も二通りも入用、大に困究仕候」と
ある、當時其の面晤の外人と本邦人とに依つて、着服を變更するの不便があつて、なほ排外思想
の澎湃として盛であつたのである。(謹助はサトーの汽船に便乗し翌十五日馬關を出帆した)

○ 中岡慎太郎の公及び南洲東行の人物評

土佐藩士中岡慎太郎は同藩士坂本龍馬と共に四國の僑逸である、慎太郎は文久元年このかた、
尊攘の大義を京攝の間に唱道し、中國・四國・九州の諸藩に遊説して、皇威の伸張に奔走した志士
の一人である、そこで京都以西の各藩名士に會晤談論して英雄俊傑の其の人となりを詳細にして
ゐた、その慎太郎が慶應元年十月に、同藩士乾退助(後ち伯爵板垣退助)に送つた書中に人物の評
斷がある、それは西郷吉之助(南洲、三十九歳)を洛西第一の英雄とし、之につぐものを公(三十
三歳)となし、また高杉晋作(東行二十七歳)を洛西の一奇才としてゐる、蓋し當時慎太郎(二十
八歳)の眼中には此の三人の外に、また畏敬するものがなかつたのである、其の文は「此人(○

慎太郎の俊秀

西郷南洲) 學識あり、膽略あり、常に寡言にして最も思慮雄斷に長じ、偶一言を出せば、確然人腸を貫く、且徳高くして人を服し、屢艱難を経て頗る事に老練す、其誠實武市(○土佐藩士武市半平太)に似て、學識有こと者、實に知行合一の人物也、此則當世洛中第一の英雄に御座候、是に次ぎ勇膽有識思慮周密、廟堂の論に堪ふる者長州桂小五郎(○公をいふ)有膽略一兵に臨で不惑、機を見て動き、氣を以て人に勝つ者は高杉東行(○高杉晋作)是亦洛西一奇才、其他諸藩英傑に度々出合討論仕候こと故、愚昧の吾々と雖ども、事務萬一を察知することを得たり」とある、此の評言中に南洲を寡言にして思慮雄斷に長じ」といひ、公を「有識思慮周密」といひ、東行を「機を見て動き氣を以て人に勝つ」といへるは、其の見る所が略ぼ的確であつて、後までも動かないところがある、之に據つて慎太郎もまた英傑を甄明するの俊秀なることが知らるのである。

○ 處女脱兎説と苦慮盡瘁

高杉晋作の
處女脱兎説

慶應元年五月に、將軍家茂は長州を再征して幕威を挽回せんとし、江戸を發して閏五月に入京した、かくて家茂は閑老と謀議をなして九月に至り、漸く奏請して長州征伐の勅許をえた、是時長州は既に待敵の藩議を決定し、其の準備を完了してゐた、ところが、幕府の長州再征につき、

廷臣諸侯に異議反對があつて、容易に出兵しがたい状態であつた、そこで家茂は、長州を威壓して幕令に雌伏せしめんとし、翌二年五月に、朝敵の名を除いて長藩主父子に蟄居を命じ、封地十萬石を削つて、三大夫(益田・福原・國司)の家名を永く斷絶せしめんことを更に奏請して、また其の勅允を蒙つた、依つて幕府は此の趣旨を老中小笠原壹岐守長行に授け、廣島に赴いて長藩主の罪狀を斷んぜしめた、長藩は四境に敵軍の侵入を扞禦し、且つ進撃の計略をも畫策して、二月朔日諸隊に防戦の嚴備を命じ、また條理なき幕令を斷然拒絶すべき決答の廟議を確定した、公の同志である高杉晋作は之を聞いて、長藩主父子が皇威恢復の爲に決斷せる誠意に感泣し、彈丸雨飛の間に勇進して敵軍猛撃の任命あらんことを欣喜雀躍した、そこで二十日書を公に送つて之を告げ、且つ初めは大敵に對して處女の如く婀娜に交渉誘致し、後には脱兎の如く雄強を拒絶擊破すべき廟堂の畫策を確立すべく説いた、其の書中に鴻城(○山口城)にも追々御決答之御支度有之由、兩公(○長藩主父子)御心意難有、朝夕感涙罷在候事に御座候、初如處女後如脱兎御廟算相立候様伏奉祈候、愚弟輩乍不及、又々矢丸之間に相立事を得、欣喜之至に候」とある、此の「處女脱兎」の語は、支那兵法家である孫子の九地篇に「始如處女敵人開戸、後如脱兎敵不_レ及_レ拒」と見えてゐて、吉田松陰の晋作に訓授せる所と思はる、土佐藩中岡慎太郎の晋作を評

して「機を見て動き氣を以て人に勝つ」といへる其の意氣を表はしてゐる。

公は晋作の書を見て、皇位恢復の畫策遂行には、固より「初如^ニ處女^ニ後如^ニ脱兎^ニ」ならんことを切望し、龍頭蛇尾に終はることを憂慮するのである、しかし當時長藩人士の状態は、輒もすれば強弱ともに、藩主忠誠の丹心に深甚の考慮をなさないで、自己の立論を以て、各々其の勝を求めんとするものがある、そこで往々疑惑が起り、廟議に凝滞があつて、互に協和して圓滿に大事を處理せんことの六ヶ敷き觀がある、公は之を孔憂し、人心和合して一致協力せる正氣の團結を以て、大敵に對抗せざれば、必勝の容易ならざるのみならず、遠謀の斷行しがたきを覺悟して、其の疑惑凝滞の患害を除去せんとし、爲に苦慮痛心したのである、が、公は其の事の頗る至難なるを察知して、日夜浩歎に堪へない、二十六日公の晋作に答へたる書中にも「二十日之御書翰、昨日山口へ相達奉^ニ拜誦^ニ候^ニ(中略)、始は如^ニ處女^ニ、後は如^ニ脱兎^ニとの御示諭、實に御尤千萬之儀に而、何も如^レ此に無^レ之而は、所詮十分之事は無^ニ覺束^ニ候所、何分とも長州之人情は、強きものも、弱きものも、思^レ君之至誠よりは、一巳々々之論を立、各々求^レ勝候之氣味も、不^レ少よりして一方向のものも、一致一定と申事不^ニ思寄^ニ、弟は從來其間に立、事之凝滞をとき度事が只々志願に而、疑惑凝滞無^レ之ときは、人心自ら和し、和するときは、自然一圓之正氣とも可^ニ相成^ニ歟と存居申候

處至^ニ于今日^ニ益其難きを察し、浩歎無^レ限次第に而、將來を思ひ遣り、只管泣涕之外無^レ之、拜靑ならでは、心事も難^レ盡御憐察可^レ被^レ遣候」とあつて、其の衷情を吐露したが、なほ面晤して之を詳細に解説せんとした、蓋し公は目前侵來の幕兵を防禦驅逐せる一時的の快勝の廟算に安んぜず、大局に傾注して、閩藩益々融和協力して強敵を全滅せざれば、長藩主の誠意を遵守して、將來に於ける回天の偉業と皇威の恢復とに、苦心盡瘁せる遠謀宏策の決行しがたらんことを深憂して悲歎せるのである、是れまた慎太郎のいへる公の思慮周密といふべきである。

かくて公は内は閩藩の和合協力に盡くし、外は薩藩との盟約(是年正月)維持に努めたが、廣島に於ける小笠原閣老と長藩主父子の名代(六戸備後助等)との談判破裂して、幕軍忽ち防長の四境に襲來した、長兵は直に之を邀撃して連戦連捷し、幕軍敗衄潰走して其の威信は殆ど地に墜ちたのである、公は此の機に乗じ、薩・長・土三藩の聯盟を謀り、王政復古の大策を實現せしめんとし、翌三年に亘つて奔走盡力したが、事志の如く進捗せざるを憂慮し、八月二十一日書を土佐藩士坂本龍馬(公が西郷吉之助・小松帶刀と薩長兩藩の盟約をした仲介者)に送つて之を促がした、其の書中に「兎角初如^ニ脱兎^ニ終如^ニ處女^ニ相成、浩歎之至に御座候、何卒此度は終始脱兎と申處を只管神州之御爲奉^ニ祈願^ニ候」とあつて、籌策が晋作のいへる處女脱兎の反對に終はらんことを痛憂し、

常に脱兎の如く飛躍して目的を貫徹すべく冀望したのである、是等薩長兩藩の結合は、益々鞏固となつて、各々出兵の準備が完了した、そして其の兵の未だ大坂に着せざるに先だち、京都にて薩・長・藝三藩の合同大學の聯盟が確立した、そこで將軍慶喜は形勢に鑑み、土佐藩の建白を容れて、十月十四日政權奉還の表を上り、十一月九日王政復古の大號令が渙發せられた、是に於て公等が多年長藩主父子の忠誠を輔翼して薩・土の諸士に圖議し、苦慮盡瘁したる維新回天の宏業は成就するに至つたのである。

○ 佛國公使の詰責辨駁と長田珪二郎に再會

慶應二年六月、幕軍の大島郡を襲撃したる後、旬日を経て長藩兵は先づ軍艦を派遣し、田の浦・門司の陣地を砲撃して奇兵・報國の兩隊を上陸せしめ、大に敵壘を攻撃した、幕軍防禦しがたくして退却し、長兵進撃して敵の本營を奪ひ、且つ各所に放火した、常に幕府に援助せる佛國公使ロセスは、前日己に馬關に來つて戦況に傾注したが、長兵の優勢なるを察し、田の浦・門司に放火した跡を見て、大に其の暴行を難詰したのである。

是時長藩士はみなロセスと直接に談判するを憚ばなかつた、そこで公は二十六日親しくロセス

ロセスの難詰

公の辨駁は強硬

に面會して、彼の詰責を下の如く辯駁した、固よりロセスは我が國內の情實を諒解しないのである、今日長藩が幕兵と交戦するは、決して之を好むにあらで己むをえないのである、既に幕府は條理を以てしなくて、猥りに兵威に依つて我に強迫し、大島郡を襲撃して放火し、大に我が人民を苦艱せしめた、事茲に至つては、予等生國長州の危殆を擁護するを知るのみである、依つて田の浦・門司等の幕軍出成の地に對しては、之に兵士を備へ、襲來の形情を偵察して扞禦の施設を怠らない、若し機に後るれば、其の禍害を被むることは明瞭である、そこで我より先を制せんとして放火したるは、また己むをえざる事情なるを明白に説いて正々堂々と之を辯んじた、ロセスは公の理路整然たる辯明に對し、黙々として再び問を發しえなかつたが、暫くして漸く口を開き、僅に卿等の苦心もまた大なるべしと言つた、公は更に語を進めて、今日の時勢を馴致したるは決して偶然ではない、天が流血を以て泰平を要求するの前兆なるかを思惟し、竊に之を喜樂せる内意をも陳述した、公は外人との交渉には、常に條理を以て溫言強硬に辯論して毫も屈撓しないのである。

時に幕吏長田珪二郎は、ロセスの軍艦に搭乘し來つたが、公が辯駁の半ばに出でて、通譯をなしたのである、是に於てロセスは、遂に發言しえないで、英國軍艦と共に馬關を去つた、かくて維新の後、明治五年十一月十六日、公は全權大使の一行と共に佛國の巴里に着した、當時我が佛

長田珪二郎の通譯と再會

國駐劄の辨理公使は、薩摩の鮫島尙信であつた、二十八日公は尙信の誘導で齒醫者を訪ひ、其の治療を受けた、歸途尙信を訪ふて晚餐を共にした、公使の書記官は長田珪二郎であつて、圖らずも公は慶應二年にロセス公使と談判したることを互に談話し、再會の夢の如き奇なるを感じた、そこで公は十一月二十八日の日載に「三字過より鮫島の案内にて齒醫者に至る（米人なり）、歸途鮫島に至り、晚餐を認む、書記長田珪二郎と不圖話舊、同人は七年前與幕府一兵を構へしとき、佛船（軍艦なり）佛公使ロセス乗組下の關に來り談判せり（佛は舊政府を援けロセスも談判、大に我を抑ゆるの意あり）彼田の浦文字の放火の跡を見、大に我を責む、此時長人皆佛公使と談判を不_レ欲、不_レ得_レ止余公使に面會し、依て彼に答て云、元來公使は我内國の情實了知有_レ之間敷、今日幕と兵を構する、我好むところにあらず、雖然幕不_レ盡_レ條理、兵威を以て迫_レ我、已に大島郡へ襲來し、此地を放火し民人を苦しむ、余等今日只知有_レ生國長州、故に田の浦文字等へ兵を備へ、襲來の勢形を察し、後るゝときは其害を受る必然なり、依て我より先し、終に到_レ于此、是不_レ得_レ止ものなり、ロセス別にはに應答するなし、暫_レロセス云、卿等も大に苦心なるべしと、余答て云、時勢の終に至_レ于今日、偶然にあらず、天の血を以、太平を求めしむるの前兆歟と、又竊に相樂み候云々、今回顧するに、實に如_レ夢、此時長田は佛船にあり、中頃出て通辯せり、其時不_レ知_レ其名、當

時余等至_レ于佛國、不_レ圖同人と話するも亦奇と云へしとある、かくて翌六年一月一日公は大使と共に大統領チエールに面晤して祝辭を陳べた、是時尙信・珪二郎は一等書記官鹽田三郎等と同行した、公の日載一月一日の條に「十二字半大統領チヤに面會し、當日の祝辭を陳ぶ、此處はベルサエルの知事官宅と云、同行は使節一統、辨務使鮫島書記鹽田池田辨務使付長田珪二郎なり」とある、其の後公は歐洲各國を歴訪したが、召還の命に接し、大使に別れて七月に歸朝した、珪二郎は暫らく佛國に駐劄したが、翌七年四月また歸朝し、三十日公を訪ひて海外の事情を告げた、公の日載四月三十日の條に「長田啓太郎佛國より歸り今日來訪せり」とあるのである。

○ 前田孫右衛門の遺品を求む

公は恩義を感じることが、一層深厚であつた、そこで少恩といへども、決して忘るゝことなく、常に之に酬いんことを念頭に置いて、必ず之を果してゐる、其の實例は多々あつて、松菊木戸公傳にも、二三を擧げて置いた、また舊友知人の國難に墮れたものを、追悼せることが非常であつて、其の靈を慰めんことにも種々の方法を盡してゐる、是等のことは公の自叙や書翰を讀んでも、浩翰な日記を見ても、また生前其の聲咳に接した人々の直話に考へてもよく知られ、また

上篇 前田孫右衛門の遺品を求む

温情が明かにせられるのである、公は長藩の要路にあつて盡瘁した人々の中で、周布政之助はいふまでもないが、前田孫右衛門の國事熱誠に敬服してゐた、孫右衛門は名を利濟といひ陸山と號し、公より十五歳も年長で、寛宏沈毅の人であつた、元治元年公の但馬潜伏中に、あたふ俗論黨の誣陥する所となつて、遂に獄中に刑せられたのは惜恨の極みである、其の孫右衛門の生存中は、公と互に書を送つて東西の形情を報告し、また政見を披瀝して國事に竭盡し、且つ各々の起居をも常に訪問した、孫右衛門の公に送つた書で、最も長文のは文久二年六月に認めたので貳千六百餘字もある、而も其の書は大義名文を根基となし、字々句々、みな肺腑から湧出した剴切のものであつて、内容は三件の要事に過ぎない、が、此の主旨は同志中で、孫右衛門の信憑せる公と周布政之助・穴戸九郎兵衛との三人にのみ反覆痛論して示したものである、曩に長井雅樂が公武周旋に關して公卿に呈出したる書は、純然たる勤王志士の趣意に齟齬した點がある、そこで孫右衛門は、其の爲に長藩主が多年盡瘁せる忠誠の隠滅せんことを深憂せること、之が三件中の其の一である(一)、長藩主が將軍上洛して諸侯を會同し、朝旨を奉じて國是を定めしめんことを欲し、五月二日幕府に之を上疏した、其の文中に「私式外様之身分として、直に奉_レ汚_二天聽_一候段奉_二恐入_一候」とあり、また「神州之御體は、鎌倉以來幕府を被_二建置_一候付、列藩以下直に奉_レ汚_二天聽_一候様にて

は、其事之得失は、論に遑無_レ之、幕府を輕蔑仕候筋に相當」とあつた、孫右衛門は之につき、朝廷には父朝臣と仰せ出だされ、王臣と思食さるに、今の諸侯は王臣に非ざると同一論の書を出だしたことになつて幕府に詔諛したるものとして之を痛論した、また大江廣元が源頼朝を助けて鎌倉に覇府を開いたのは、時勢已むなき權道である、之は神州の體にあらずとして大に非難攻撃したのが三件中の其の二である(二)、孫右衛門の閉居して出勤しないのを公が深憂してゐる、そこで其の事由を反覆辨解して公に疑憂なからしめた、之が三件中の其の三である(三)、即ち其の三要件を縷述した全文は次の如くである。

五月念八日之尊翰相達し、辱奉_二薰讀_一候、炎威逐日に相催候處、御兩殿様益々御機嫌克被_レ遊_二御座_一、恐悅至極に奉_レ存候、將亦老兄彌御勇壯に御奉職奉_二敬祝_一候、御用御奉り御上京被_レ成候由、爲_レ國奉_レ賀候、就而は江戸表にて御承知之前とは、段々御齟齬之廉不_レ少由にて、御驚愕之段、御尤に奉_レ存候、肉翁(○穴戸九郎兵衛)より逐々報知之趣にては、無量之苦心と相見、竟に東行被_レ致候由、何卒正議凜然と徹底仕候へかすと奉_レ祈候、御手當り之通り、京江戸の諸彦投書之趣を以、照し合せ見候處、全體京城之事情、江戸表へ明細に通じ不_レ申候哉に相見、於_二爰許_一も、其事のみ日夜煩念仕居候處、案之如く、行違多く出來仕候、尤麻田(○周布政之助)東行後

は、逐々御前會議事も有之、君上にも麻田之説へ御依頼被_レ遊候由、爲_レ國可_レ賀事に御座候、何分にも根脚相しまり居不_レ申候而は、乍_レ恐萬事徹底不_レ仕候、陳長雅(○長井雅樂)公卿方へ差出候書面、造酒翁(○内藤造酒)取歸り被_レ仰付、於_レ御藏元一閱、誠以驚愕仕候、即今造酒翁へも及_レ詰問、猶行相府歴々へも愚存之趣及_レ建白_レ置候處、今後之御様子如何相成候哉と日夜憂念仕居候、君上多年之御誠忠、右書面之故に隠滅仕候而は、何とも口惜き次第に御座候、君被_レ耻は臣死の場合歟と被_レ考、屹と御處置不_レ被_レ爲_レ在而は、君公御面皮へ相拘り申候、實に痛哭流涕の至御座候、且又先月二日幕府へ被_レ差出_レ候御建白書、過日到來拜閱仕候處、是又一誦三嘆不_レ堪_レ悲泣_レ候、諸歴々高議之上、御出來に相成、殊に君公御持參迄被_レ遊候御書面を、今更兎角と議候段は、元より多罪、死之極に御座候得共、餘り不_レ堪_レ痛憤_レ候故、過日麻田白水(○中村九郎)迄、委曲及_レ辯駁_レ置申候、御當家限り之事にて候得は、今更不_レ能_レ議論_レ候得共、御書面之内に、世間へ關係之事件段々有_レ之、自然天下へ散亂仕候而は相濟不_レ申候、第一天朝へ共出候而は、何共不_レ相濟_レ次第に御座候、朝廷より御書下げ之内には、父朝臣々々と被_レ仰出、是は全く王臣と被_レ思食_レに候御主意と乍_レ恐恭察仕候、其處へ今之諸侯は、非_レ王臣論と同一般之御書面、幕府へ御差出に相成候而は、いかにも御詔諫之様に相見、朝廷へ御對し被_レ成候而は、甚不_レ相濟

事に御座候、元より形を以、論候得ば、御書面通りの事にて可_レ有_レ之候得共、是は意味深重之場合に於て、中々書面杯へ載られ候事にては有_レ之間敷、書面と申ものは、天下後世へ相傳り候ものに付、自然世間より誹謗にても、御受被_レ遊候而は、毛利家御瑕瑾に相成可_レ申候、第一御文面中に、神州の體は鎌倉以來、霸府を被_レ建置_レ候云々、是等は何等之見識より出來事にて御座候哉、一向解せ不_レ申候、廣元公不_レ得_レ止事之勢故、一時之御權道を以、幕府被_レ建候處、此儀に付而は、隨分御功も有_レ之候得共、乍_レ怖今に至り、世間には彼是誹議仕候ものも不_レ少、山陽翁(○頼山陽)杯に至り候而は、御面目も無_レ之事を書殘居申候、此度爲_レ天朝_レ御周旋被_レ遊候は、右御裏戻し之御微意も被_レ爲_レ含候事と竊に相喜び居候處、右御書面之趣にては、全く御上塗に相當り、誠以無_レ是非_レ次第に御座候、世間有志家共、一見仕候はゞ、定而憤懣を抱き可_レ申と被_レ察申候、此儀甚可_レ恐事に御座候、是迄幕府諸侯之間、何も曖昧にて相濟來候處、右様儼然と御書出に相成候而は、名分名義へ相拘り、甚御大事之儀に御座候、差向薩之舉を暗に御押へ被_レ成候様相當り、薩人共一見仕候はゞ、定而及_レ奮激_レ可_レ申候、彼之藩上書之内に、乍_レ身不肖_レ王臣云々右等へ比較仕候得ば、大きに愧かし事にて御座候、只可_レ悲は、至尊に共御覽被_レ遊候はゞ、毛利家は迄は、屹と頼に思食候處、此書面之趣にては、中々依頼は難_レ相成_レと被_レ思

食候はゞ、如何可相成二哉、痛哭又痛哭、流涕又流涕之至に有レ之間敷哉、誠以口惜次第に御座候、尊意如何被二思召二候哉、御熟慮可被レ下候、併最早跡事にて何共致方無レ之候間、此餘は世間へ散亂不レ仕様處置仕之外、策無レ之候間、其段麻田へも申越置候、餘人は兎も角も、麻田居ながら、右様之書面差出させ候儀、甚不審に御座候、御存之通、第一之正議家、且國事も自身一人に任じ居、才と申學と申吏事と申、實に御兩國第一等之人物、私杯眞に避三舍一候積り、既に此度御周旋一件に付而も、可二依頼二ものは麻田一人と思ひ、手をすけ候様、日夜苦心仕居候處、此度之御書面出來に付而は、何共落着に及び不レ申候、私誹謗之罪、元より所レ遁無レ之に付、如何様嚴譴を蒙り候共、甘して御受可レ仕候得共、右御書面之御趣意は、水之底迄も得折合不レ申段、過日及二議論一置申候、定而腹立可レ致と被レ考申候、併一旦相濟候事を、御内輪より簡様之議論申し起し候而は、又物議紛起可レ仕、左候而は甚相濟不レ申候、且私了簡違敷も知れ不レ申候に付、此議論必々御他言被レ下間敷候、且此愚翰御覽後は必々御投火奉レ希候、老兄御同意に被二思召二候はゞ、眞之老兄之御含を以、散亂不レ仕様御處置可被レ下候、麻田へ差越候書狀、肉翁丈けへは見せ吳候様申越候得共、自然行違候而見せ不レ申候哉も難レ謀に付、肉翁一人へは此儀御噂可被レ下候、且又賤恙懇に御尋被レ下、御厚誼之段難レ有萬々奉二感謝二候、一節は少々

不快にも有レ之、其上意中に不安儀有レ之に付、數日引籠り居候處、其後逐々出勤仕候間、御懸念被レ下間敷候、實は年來疎暴家之名目を蒙り居候付、最早鎮定之良策と思ひ候而も、私より出候策は疎暴と敷、何とか名目を被レ付、中々思ふ通りに参り不レ申候、第一大臣衆之氣方はけ居候に付、泉州(○島津和泉)一件の節も、私一人して騒ぎ候様被レ思、夫故世間にも夫を受繼ぎ、種種と誹議仕、玄瑞(○久坂玄瑞)其外有志輩差越候一件共は物議大紛起、誠以苦心の極に有レ之候處、漸く押付素懷を達し申候、此節に至り候而は、彼士共段々御役に相立、且京師へ押而御人數差出候も、江戸方の方へ不都合にも相成不レ申候に付、漸く此節に至り、大臣衆を初、世間にも少し合點参り候而、俗論も大きに鎮定仕候、私退居之趣は、右等之事件相重り、且此時勢に付、大臣衆江戸へ一人、兵庫へ一人、御人數引連出張不レ被レ致候而は、相濟不レ申候、自然京城非常之事出來之節、王城爲御守護、一人も不レ被レ差出二候而は、君上御不忠に相成可レ申候、御人數被レ差出二候而、幕府之御嫌疑を御蒙被レ成候節、私如何様御咎被レ仰付二候而も、甘じて受可レ申候得共、對二天朝二御不忠之名を爲レ蒙候御人數には得成り不レ申段、及二建議二候處、五日も三日も一向御決議に相成不レ申候に付、最早時勢は相迫り何共致方無レ之に付、時勢を篤と論じ候而、書面一本差出、此儀不レ被レ行候得ば、私儀は政府之御用御聞せ被レ成候儀は、御除き被レ下候様、